

寒川町教育委員会 11 月定例会議事日程

令和 7 年 11 月 19 日（水）

午後 1 時 30 分

東分庁舎第 2 会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

大 森 委 員 山 本 委 員

3 教育長報告

4 社会教育施設報告

- ① 公民館報告（資料 1）
- ② 総合図書館報告（資料 2）

5 委員報告

6 協 議

- ① 第 2 次寒川町教育振興基本計画【改定版】（案）に係るパブリックコメントについて（資料 3）
- ② 令和 7 年度実施全国学力・学習状況調査の結果について（資料 4）

7 そ の 他

8 議 事

報告第 9 号 専決処分の報告について

9 閉 会

令和7年度 公民館事業実績 (10月分)

★印は新規事業

資料 No. 1

館 名	講 座 名	年代	日 時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	コ メ ン ト
					男	女	男	女			
センター	ジュニア絵画展	青少年期	町民センター 9月10日(水)～17日(水)				120	188	308	--	町内小・中学校から1,508点の応募があり、100点を入選作として展示した。
			北部公民館 9月20日(土)～26日(金)				108	180	288	--	
			南部公民館 9月29日(月)～10月5日(日)				72	114	186	--	
	さむかわ音楽祭	成人期	10月25日(土) 13:00 ～ 16:00				174	280	454	--	2日間とも雨模様で、人気の高い中学校吹奏楽3団体が初日の出演となったが、常時一定の来場者で客席が埋まり、演奏者からも良い音楽会であったとの声があった。リピーターの増加とともに、目的の発表以外への関心の高まりが集客の底上げにつながっていると考え。
			10月26日(日) 10:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00				111	227	338	--	
	にこにこ学習会	青少年期	10月6日(月) 16:00 ～ 18:00	30			5	13	18	60%	小学5年生から中学3年生を対象とした、ボランティア講師の指導による学習会
			10月14日(火) 16:00 ～ 18:00	30			2	11	13	43%	
			10月21日(火) 16:00 ～ 18:00	30			2	11	13	43%	
			10月27日(月) 16:00 ～ 18:00	30			3	12	15	50%	

館 名	講 座 名	年代	日 時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	コ メ ン ト
					男	女	男	女			
北部	おはなし図書館	幼児期	10月4日(土) 10:30 ～ 11:00	10					0	0%	読み聞かせボランティアによる定期開催事業
	横浜洋館めぐり	成人期	10月11日(土) 8:15 ～ 12:00	12	4	9	4	9	13	108%	小雨模様だったが、参加者たちは数々の洋館をめぐり、見学を通じて横浜の歴史について学ぶことができた。アンケートでは、ガイドの案内が分かりやすかった、とても充実した企画でした、趣のあるツアーだったなどの感想があった。
	陶芸教室	成人期	10月18日(土) 9:30 ～ 12:00	10	0	10	0	10	10	100%	初心者に参加者もいたが、時間内に完成することができ、作品の焼き上がりが楽しみ。アンケートでは、楽しく作ることができた、優しく教えていただき楽しかった、また参加したい、でき上がりが楽しみですなど好評だった。
	北部ハロウィン	青少年期	10月25日(土) 10:00 ～ 12:00	50	12	36	10	32	42	88%	ゲーム、紙芝居と読み聞かせ、折り紙、塗り絵、スライムの全てのコーナーが盛況で、子どもたちからは、楽しかった、またやりたいとの声が多かった。ボランティアの協力により大成功のイベントとなった。
	ほくぶ寄席 (生涯学習推進員事業)	成人期	10月26日(日) 14:00 ～ 15:40	80			21	45	66	83%	大和落語演芸倶楽部による、マジック、三線演奏、落語2席の演目だった。今回も三線演奏は来場者を巻き込む演出でとても盛り上がった。アンケートでは、笑え福い一座が楽しかった、また来ます、今後も楽しみにしています、大変良かったなどの感想があった。

簡単クッキング (生涯学習推進員事業)	成人期	10月29日(水) 10:00 ～ 13:00	15	3	12	3	11	14	93%	さつまいもをメインにして簡単に作れる料理に挑戦した。講師の丁寧な指導のおかげで、全員が楽しそうに作業をしていた。アンケートは、また参加したい、講師が親切だった、楽しく美味しくできた、地場の食材を使った料理で良かったなど好評だった。
集会室開放事業 (卓球・バドミントン)	青少年期	10月 利用のない時間帯				16	50	66	--	利用のない時間帯、青少年を対象に集会室を開放
親子サロン	幼児期	10月 9:00 ～ 12:00				0	2	2	--	毎日午前、未就園児とその保護者に敬老室を開放
学習コーナー	全年代	10月 9:00 ～ 17:00				3	3	6	--	毎日午前午後、全世代を対象にロビーの一部を開放

館 名	講 座 名	年代	日 時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	コ メ ン ト
					男	女	男	女			
南部	さむかわ町の仏像探訪 ～岡田・宮山地区編～ (生涯学習推進員事業)	成人期	10月3日(金) 9:00 ～ 12:30	10	3	10	3	10	13	130%	昨年度の一之宮地区編に続き、岡田・宮山地区編を実施した。安楽寺ほか3カ所の寺を巡り仏像を拝観したり、寺に関わる貴重な話を講師や住職から聞くことができた。遺跡にも立ち寄り、寒川神社を参拝して新たな知識を得ることもできた。
	親子でクラフト教室⑥	幼児期	10月6日(月) 10:00 ～ 10:30	12	4	9	4	9	13	108%	ハロウインのカード作りを行った。台紙にかぼちゃやおばけの切り抜きを貼り、おばけの顔に目や口を描き入れた。親子で会話を楽しみながら取り組み、いつもは落ち着きのない2歳児3人も、今回は母親の膝の上で静かに作業をしていた。
	おはなし広場幼児	幼児期	10月6日(月) 10:30 ～ 11:00		4	9	4	6	10	--	読み聞かせボランティアによる事業
	★健康麻雀超初心者講座 (生涯学習推進員事業)	成人期	10月7日(火) 9:30 ～ 12:00	12	3	9	3	9	12	100%	女性の参加者が多く、心身の健康を考えて参加した方が多かった。4回の連続講座であったが欠席者も少なく、継続学習の希望者が多かったため、サークルを立ち上げることになった。
			10月14日(火) 9:30 ～ 12:00	12	3	9	2	8	10	83%	
			10月21日(火) 9:30 ～ 12:00	12	3	9	2	9	11	92%	
			10月28日(火) 9:30 ～ 12:00	12	3	9	2	7	9	75%	
	和菓子体験教室	成人期	10月28日(火) 13:30 ～ 16:00	12	2	13	2	13	15	125%	月見饅頭と練り切りを作った。蒸した饅頭に焼き印をつけたり、練り切りの形を整えたりして、参加者は一生懸命に取り組んでいた。ハロウインにちなんで、かぼちゃやおばけの練り切りも作り、和菓子作りをより身近に感じたようだった。
	南部サロン	成人期	10月13日(月) 10:00 ～ 12:00				6	12	18	--	体操、歌、ハンドベル、ウクレレ等を体験
			10月27日(月) 10:00 ～ 12:00				4	8	12	--	体操、歌、ハンドベル、ウクレレ等を体験
	集会室開放事業(バドミントン)	青少年期	10月 13:00 ～ 17:00				42	21	63	--	毎週火曜日午後、青少年を対象に集会室を開放
	敬老室開放事業(囲碁・将棋)	高齢期	10月 13:00 ～ 17:00				97	0	97	--	毎日午後、高齢者を対象に敬老室を開放
	南部ほっとオアシス	幼児期	10月 9:00 ～ 12:00				1	1	2	--	毎日午前、未就園児とその保護者に敬老室を開放

	学習コーナー	全年代	10月	9:00 ～ 17:00				2	14	16	--	毎日午前午後、全世代を対象にロビーの一部を開放
--	--------	-----	-----	--------------	--	--	--	---	----	----	----	-------------------------

令和7年度公民館事業予定（12月）

○町民センター

◆だがしや楽校

日 時：12月6日（土）午後1時30分～3時30分

対 象：町内在住・在勤者

内 容：まつりの屋台形式での「趣味・特技・遊び・学び・作品」の発表を通じて、出店者と参加者が交流する

◆科学を体験してみよう

日 時：12月7日（日）午後1時30分～3時30分

対 象：町内在住の小学4～6年生 10名

講 師：野村健太（森村学園教諭）

内 容：宇宙飛行士と地上のやりとりを疑似体験、傘袋ロケットを飛ばす

◆お飾り講習会

日 時：12月14日（日）午前9時30分～正午

対 象：町内在住・在勤者 8名

講 師：郷土研究会

参加費：400円（材料費）

◆ジャズ&カントリー・コンサート

日 時：12月14日（日）午後1時～3時30分

対 象：町内在住・在勤者 400名

出 演：今井せいじとフライド・バンド、玉井滋カルテット

○北部公民館

◆クリスマスピアノコンサート

日 時：12月7日（日）午後1時30分～3時

対 象：町内在住・在勤者 80名

講 師：羽賀ゆかり

◆親子クリスマス料理教室

日 時：１２月１３日（土）午前１０時～午後１時

対 象：町内在住の小学生の親子 ９組

講 師：平野由梨、廣田朋久

内 容：ビーフシチュー、カップケーキ、サラダを作る

参加費：８００円（材料費）

◆ディンプルアート教室

日 時：１２月１４日（日）午前１０時～正午

対 象：町内在住・在勤者 １５名

内 容：クリスマスや干支の絵をステンドグラス風に描く

講 師：星さおり（ディンプルアート・インストラクター）

参加費：１，５００円（材料費）

◆お飾り作り教室

日 時：１２月２０日（土）午前９時３０分～正午

対 象：町内在住・在勤者 １８名

講 師：吉田 明（寒川町郷土研究会）

参加費：８００円（材料費）

◆バルーンで遊ぼう w i t h おはなし図書館

日 時：１２月２１日（日）午後１時３０分～３時３０分

対 象：町内在住の幼児及び小学生（幼児は親子で参加）１２名

内 容：読み聞かせとバルーンアイスクリーム作り

講 師：井上浩子（バルーンアーティテスト）

参加費：３００円（材料費）

○南部公民館

◆親子でクラフト教室

日 時：１２月１日（月）午前１０時～１０時３０分

対 象：町内在住の幼児と保護者 ６組

内 容：クリスマスツリー作り

料 金：１００円（材料費）

◆おはなし広場幼児

日 時：12月1日（月）午前10時30分～11時

対 象：町内在住の幼児と保護者

◆そば打ち体験教室

日 時：12月7日（日）午前9時30分～午後2時

対 象：町内在住・在勤者 12名

講 師：根岸そば打ち会

料 金：1,000円（材料費）

◆クリスマスひろば

日 時：12月14日（日）午後1時30分～2時30分

対 象：町内在住の小学生以下の親子 60名

内 容：読み聞かせやゲームでクリスマスを楽しむ

図書館月報

No. 228 R7(2025). 11. 11

寒川総合図書館

教育委員会定例会

◎令和7年度図書館利用状況・10月（2025.10.1～2025.10.31）

日	曜	来館者数(人)				貸出点数(点)				行事等
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
1	水	16	31	390	437	22	7	418	447	楽しもう！わらべうたとえほん
2	木	23	27	444	494	16	6	672	694	
3	金	11	16	494	521	7	5	595	607	
4	土	32	45	625	702	39	18	1,134	1,191	土曜日おはなし会
5	日	18	31	712	761	16	30	1,188	1,234	おひざにだっこのおはなし会
7	火	25	27	560	612	15	15	835	865	回想サロン
8	水	19	27	494	540	18	18	570	606	
9	木	23	23	394	440	35	8	465	508	
10	金	11	19	507	537	11	6	630	647	土曜日おはなし会
11	土	21	23	616	660	14	15	1,039	1,068	
12	日	13	20	657	690	13	9	1,043	1,065	
13	月	14	28	507	549	16	30	504	550	月にいちどの赤ちゃんタイム
14	火	16	27	470	513	16	4	603	623	
15	水	21	56	462	539	16	25	469	510	
16	木	12	23	408	443	11	11	615	637	土曜日おはなし会
17	金	13	15	458	486	7	6	472	485	
18	土	32	23	570	625	18	19	948	985	
19	日	34	20	590	644	25	17	1,062	1,104	北部おりがみとしょかん
21	火	19	24	533	576	17	14	873	904	おひざにだっこのおはなし会
22	水	15	24	357	396	16	11	418	445	
23	木	14	23	541	578	27	29	541	597	
24	金	11	22	421	454	10	6	551	567	土曜日おはなし会
25	土	33	22	542	597	37	7	1,011	1,055	
26	日	15	25	625	665	1	23	1,247	1,271	
28	火	11	21	585	617	24	27	1,049	1,100	公開医学講座
29	水	17	26	456	499	11	14	606	631	
30	木	15	34	448	497	11	31	617	659	
31	金	15	20	486	521	10	6	568	584	
28	日開館※	519	722	14,352	15,593	479	417	20,743	21,639	登録者 16,163人※(新規登録 117人)
	一日平均	19	26	513	-	17	15	741	-	1日平均 4.1人登録
	昨年同月比	- 24	- 81	- 1,130	- 1,235	+ 132	- 69	- 2,318	- 2,255	(町人口48,224人 2025.11.1)

※ 分室は 28 日開室

◎令和7年度利用状況（2025.4.1～2025.10.31）

月	開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				総合図書館 貸出点数(一日平均)(点)	備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計		
4	26	594	674	13,318	14,586	403	484	21,495	22,382	827	
5	28	533	829	14,381	15,743	407	443	22,059	22,909	788	
6	20	515	610	7,834	8,959	390	407	19,305	20,102	965	
7	28	694	799	15,762	17,255	420	432	21,947	22,799	784	
8	28	593	805	17,383	18,781	478	597	24,657	25,732	881	
9	26	535	727	14,484	15,746	434	510	20,346	21,290	783	
10	28	519	722	14,352	15,593	479	417	20,743	21,639	741	
計	184	3,983	5,166	97,514	106,663	3,011	3,290	150,552	156,853	7 ヶ月分	
	一日平均	21	28	530	-	16	18	818	-		

※分室は 159 日開室

◎年度別の利用状況（2014.4.1～2025.10.31）

	総合図 開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
2018	310	10,852	15,448	290,165	316,465	5,604	8,840	336,432	350,876	
年度	一日平均	35	49	936	-	18	28	1,085	-	
2019	288	9,889	13,398	289,245	312,532	5,504	8,112	305,597	319,213	
年度	一日平均	34	46	1,004	-	19	28	1,061	-	
2020	246	6,173	8,276	182,904	197,353	3,305	5,565	237,984	246,854	
年度	一日平均	25	34	744	-	13	23	967	-	
2021	308	7,906	10,594	220,907	239,407	5,043	7,064	312,732	324,839	
年度	一日平均	25	34	717	-	16	23	1,015	-	
2022	306	7,817	10,247	211,858	229,922	3,894	6,505	277,814	288,213	
年度	一日平均	25	33	692	-	13	21	908	-	
2023	292	7,076	9,790	186,451	203,317	4,238	6,036	260,533	270,807	
年度	一日平均	24	33	639	-	14	20	892	-	
2024	311	6,158	7,918	156,992	171,068	3,924	5,451	241,682	251,057	
年度	一日平均	21	27	551	-	14	19	848	-	
2025	130	3,983	5,166	97,514	106,663	3,011	3,290	150,552	156,853	
年度	一日平均	21	28	530	-	16	18	818	-	
開館	5,713	138,317	154,563	5,093,907	5,386,787	81,179	94,763	7,000,472	7,176,414	
累計	一日平均	36	40	892	-	21	24	1,225	-	

総合図書館の来館者数・貸出点数は開館(2006年11月3日)から集計。

分室の来館者数・貸出点数はサテライト化後の2012年10月1日から集計。

＝令和7年度総合図書館事業実績（10月）＝

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

(1) 展示

区分	展示名	期間	当月 開始	展示冊数 貸出冊数	目的・総評
YA	DISCOVER! JAPAN 日本の伝統文化・芸能	10/4(土)～ 11/30(日)	○	194 11月終了	昭和元年から100年の節目に「日本の魅力を再発見する」をテーマに、昭和以降の日本文化や風習を知る資料の他、若者を中心に人気のポップカルチャーや昭和レトロに関する展示でYA世代の興味を引き貸出促進を図る。若い人だけでなく家族連れなど幅広い年代の利用者が足を止めて本を手に取り利用しており、10月末現在、展示資料の3分の1が貸出されている。
絵本 小規模企画	いろんな家族	9/13(土)～ 10/3(金)	-	146 184	敬老の日になみ、おじいちゃんおばあちゃんの絵本をはじめとする「家族」をテーマにした絵本を展示し、読書推進を図る。表紙の絵に興味を惹かれるのか家族連れや子どもたちがまとめて借りていくことが多く貸出につながった。
	チチンブイ♪まほうだいすき	10/4(土)～ 10/31(金)	○	190 315	ハロウィンに合わせて魔法使いや魔女に関する絵本を展示し、季節を感じイベントを楽しむ気持ちを引き出し貸出増を図る。ハロウィン関連の絵本や紙芝居が特に多く貸出され、貸出が伸びた。
CD	さまざまな音楽を楽しもう!	9/17(水)～ 11/9(日)	-	36 11月終了	映画やアニメのサントラ、ヒーリングミュージックやインストゥルメンタルなど歌詞のない曲を中心にリラックス効果を得られるようなCDを展示し貸出促進を図る。映画音楽やヒーリングミュージックの貸出が伸びている。
複合	さくらもこ生誕60周年 ～書いて描いて笑って生きたさくらもこの世界～	9/6(土)～ 11/9(日)	-	109 11月終了	漫画家さくらもこさんの生誕60周年に合わせ、エッセイや翻訳、挿絵など漫画以外の側面を、蔵書を通して紹介する。作品の背景でもある昭和時代を取り上げた資料を展示し、幅広い年代の貸出促進を図る。文庫本やエッセイなどをまとめて借りていく利用者が見られる。
児童展示 ①	いろんな国を知ってみよう!	9/12(金)～ 11/9(日)	-	40 11月終了	世界の国々の食事や文化、生き物、国旗などの本を展示し、いろいろな国に興味を持ってもらうことを目指し、読書推進を図る。子どもたちの利用があり、「世界のお金の本がおもしろかった!」と感想を聞かせてくれる子もいた。
児童展示 ②	紙しばい展示 おばけだぞ～	7/16(水)～ 10/1(水)	-	31 36	夏に人気のおばけの紙芝居を集めて展示し、子どもたちに関心を持ってもらうことを目指す。館内で親子で読んで楽しむ姿や、ボランティアが借りていく様子を見かける。
	紙しばい展示 のりもの	10/8(水)～ 26/1/14(水)	○	33 1月終了	男の子を中心に人気の電車や飛行機、船などの乗り物が登場する紙芝居を展示し利用促進を図る。家族でまとめて借りていく利用者や、その場で読み聞かせをしている姿を見かける。
その他	図書館スタッフ推し本	10/1(水)～ 10/31(金)	○	4 5	毎月2名のスタッフが担当し、中高校生向けに選んだ自分の推し本を2～3冊ずつPOPと共に展示する。学習席利用のYA世代の利用促進を図る。学習席を使用する際に手に取っている学生を見かけた。
	あこがれのアスリート	9/13(土)～ 11/9(日)	-	41 11月終了	様々なスポーツで活躍するアスリートに関する資料を展示することで、スポーツに関心のある人だけでなく幅広い年代の利用者に興味を持ってもらい貸出につなげる。最近活躍している人気アスリートの本を中心に貸出されている。

(2) おはなし会

名称	実施日	場所	参加人数、内容
おひざにだっこのおはなし会	10/5(日) 11:00～11:20	1階 おはなしの へや	4組(子ども4名、おとな5名)計9名 絵本雑誌「こぐまのおすもう」など8点
	10/22(水) 11:00～11:20		2組(子ども2名、おとな3名)計5名 絵本「とんとんばしわたれ」など9点
土曜日おはなし会 (幼児、小学生向け)	10/4(土) 11:00～11:20	1階 児童コーナー	子ども8名、おとな4名、計12名 絵本「とんでもない」など4点
	10/11(土) 11:00～11:20		子ども7名、おとな4名、計11名 紙芝居「さといもゆさゆさ」など5点
	10/18(土) 11:00～11:20		子ども3名、おとな4名、計7名 大型絵本「ぼうしとつたら」など5点
	10/25(土) 11:00～11:20		子ども3名、おとな3名、計6名 絵本「トドにおとどけ」など4点

月にいちどの赤ちゃんタイム	10/15(水) 11:00～12:00	1階 おはなしの へや	5組(子ども5名、おとな5名)計10名 えほんや情報交換を楽しみ、終了後にえほんを借りていく参加者がイベントを開始した4月よりだんだん増えている。
---------------	-------------------------	-------------------	--

(3) その他 イベント・講座

楽しもう！わたべうたとえほん (子育て支援センター共催)	10/2(木) 13:30～14:00	図書館スタッフが子育て支援センターに出向き、赤ちゃん向けのわらべうたや手遊びを行った。図書館の利用案内や絵本選びの相談等も行うことで図書館の利用促進を図る。赤ちゃん連れでの来館に不安を持っているとの質問があり、授乳室やおはよしのへやなどの案内をし、気軽に利用して欲しいと伝えた。来館時新規登録をしたらクリアファイルをプレゼントする引換券を配付。【参加者】6組(子ども6名、おとな7名)
回想サロン～昭和から平成の思い出を語り合おう～ (寒川文書館共催)	10/9(木) 14:00～15:30	「よみうり回想サロン」のDVDを活用した認知症予防の講座を開催し、図書館の利用促進と高齢利用者同士の交流の場を提供する。寒川文書館所蔵の寒川町の写真も紹介し、クイズに答えたり、思い出話をしてもらった。リピーターもいてとても楽しそうに話をしていた。「次回はいつか」と確認し手帳に書き留めるなど熱心な様子だった。寒川町のクイズでは、「この保育園に通っていた」や「この団地に住んでいた」などより身近な思い出を語り合い盛り上がっていた。【参加者】4名
ハロウィンフォトスポットで 写真を撮ろう！	10/25(土)～ 10/31(金)	ハロウィンの仮装をして出かける子どもたちや、映え写真を撮りたいYA世代に向け、フォトスポットを館内に設置することで来館のきっかけを作り図書館利用の促進を図る。企画展示室に「巨大蜘蛛の巣」やキャラクターの人形等と一緒に写真を撮ることのできるコーナーを4か所作り自由に撮影できるようにした。仮装した子どもを連れた親子がフォトスポットを目的に来館したり、学習席の中高校生が息抜きに連れだって撮影に行く姿などが見られ好評だった。
公開医学講座	10/31(金) 15:00～16:00	湘南鎌倉総合病院のオンライン(ZOOM)医学講座を視聴。専門家による医学講座を開催することで、来館のきっかけづくりと関連資料の貸出促進を目指す。テーマ『潰瘍性大腸炎のお話～病気との上手な付き合い方～』(講師:湘南鎌倉総合病院 消化器病センター部長 佐々木亜希子氏) 参加者:11名。熱心にメモを取りながら参加している人もいて関心の高さが伺えた。
どくしょメダル 2学期	9/2(火)～ 12/24(水)	期間中に設定された冊数の貸出をすると、冊数に応じて金・銀・銅メダルがマイページ上に自動で表示される子ども向けサービス。子どもの読書推進と貸出促進を目指す。(10冊で銅、30冊で銀、50冊で金メダル) 館内ポスターなどで周知を行い参加者増を目指す。

スタッフ研修

人権教育担当者研修会	10/9(木) 14:50～16:30	県市町村人権教育担当者研修会の公開講座に参加した。【講演】「多様な子どもがいることを前提としたインクルーシブ教育」【場所】神奈川県立総合教育センター【参加者】スタッフ1名。
障害者サービス実務担当者会議	10/30(木) 8:30～17:00	神奈川県立図書館主催の実務担当者会議に出席した。【内容】障がい者サービス実施状況調査報告。プレストーク使用実習。情報交換。川崎市障害者情報文化センター施設では、書庫や視覚障害者を支援する道具の見学、また全盲の講師によるインターネットの利用方法の実演などを見学した。【場所】川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター【参加者】スタッフ1名。

十進王国クイズラリー

期間:10月1日(水)～10月31日(金)
10月の問題(4類) 参加者:21人 「天気について調べる本はどのキャラクターの本棚にあるかな?」

図書館俳句ポスト投句状況

	お題	応募数(句)	状 況
8月	花火	39	3名で特選1句、入選2句。(「現代俳句」11月号に掲載) 特選句:『そこ持っちゃめっ花火振り回しちゃめっ』加藤西葱
9月	夜長	36	
10月	案山子	26	投句者:8名

読書通帳配付状況

期間:10月1日(水)～10月31日(金)
大人用8冊、子ども用10冊 合計18冊を配付。

3. 図書館資料管理

督促状況

	延滞日数	督促対象	実施日	状 況
予約督促	3日以上	予約1件以上	毎週木曜・日曜	電話:35名(37冊)メール:93名(127冊)
第一次督促	30日	2025/9/1～9/30	10/26	ハガキ:13名(34冊)、メール:7名(14冊)
長期電話督促	60日	2025/8/1～8/31	10/26	電話:6名(15冊)
第二次督促	90日	2025/7/1～7/31		ハガキ:0名(0冊)
第三次督促	180日	2025/4/1～4/30	10/26	電話:1名(2冊)

Ⅱ. 分室

(1) 展示

区分	展示名	期間	当月 開始	展示冊数 貸出冊数	目的・総評
南部	どこ行く？	10/10(金)～ 26/1/18(日)	○	74	音楽・映画・美術・博物館などの芸術や文化遺産などを紹介する資料を展示し、普段南部分室にない資料を展示することで貸出促進を図る。利用しやすい展示コーナーに足を運ぶ人が多く貸出が伸びている。
				1月終了	
	南部朝読おすすめの本	10/4(土)～ 26/3/31(火)	○	15	小学校で行っている10分間朝読書向きに、短いおはなしの本を展示し、小学生の読書推進を目指す。短い時間で読める読み物が貸し出されている。
				3月終了	
北部	FLOWER	10/10(金)～ 26/1/18(日)	○	80	花について「育てる、飾る、つくる、描く、調べる」など幅広い分野の資料を展示し利用者の興味を引いて貸出に繋げる。親子で利用し、花の折り紙の本を借りていくなどおとなも子どもも楽しんでいる様子が見られる。
				1月終了	
	北部朝読おすすめの本	10/4(土)～ 26/3/31(火)	○	15	小学校で行っている10分間朝読書向きに、短いおはなしの本を展示し、小学生の読書推進を目指す。物語の本を中心に貸出がある。
				3月終了	

(2) イベント・講座

絵本の世界を楽しもう！ 北部分室おりがみとしょかん	10/19(日) 10:30～ 11:10	絵本の読み聞かせとおりがみ工作を組み合わせたイベント。2冊の絵本を読み聞かせした後に、絵本に関するおりがみ作品を作った。10月は『ぐりとぐら』を読み、どんぐりやきのこを子どもたちと一緒におりがみで作った。折り紙になれている子どもが多く、折り図を見ただけで折り始めるなどスムーズに進めることができた。えほんの読み聞かせも熱心に聞いていた。【参加者】5組(子ども5名、おとな5名)
------------------------------	-----------------------------	--

(3) その他

蔵書点検	10/6(月) 8:30～17:00	休館日を利用し、北部・南部分室の蔵書点検を行った。スタッフ4名(各分室2名)。三菱SEはりモートで準備等の対応を行った。新規不明北部0点、南部1点。
------	-----------------------	--

＝令和7年度総合図書館事業実績／予定（11月～）＝

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

（1）展示

区分	展示名	期間	新規	継続	目的・内容
企画 展示室	図書館スタッフおすすめ！ 推し本＆CD	11/3(月)～ 12/14(日)	○		本年新たにスタートしたYA向け展示・図書館スタッフの推し本の展示で4月～10月までに展示した資料を展示する。併せて、湘南さむかわラジオで毎月スタッフが紹介している本やCDを展示する。今までに紹介した資料を手にする機会を増やし貸出増を目指す。
YA	DISCOVER！JAPAN 日本の伝統文化・芸能	10/4(土)～ 11/30(日)		○	昭和元年から100年の節目に「日本の魅力を再発見する」をテーマに、昭和以降の日本文化や風習を知る資料の他、若者を中心に人気のポップカルチャーや昭和レトロに関する展示でYA世代の興味を引き貸出促進を図る。
絵本 小規模 企画	ヨシタケシンスケさんの本	11/1(土)～ 11/9(日)	○		出版社から借りた「まてないの」の絵本パネルの展示に合わせ、ヨシタケシンスケ作品を展示する。絵本以外にも挿絵を手がけた児童書なども展示することで利用促進を図る。
	寒くても元気いっぱい！	11/25(火)～ 12/12(金)	○		本格的な冬に先駆け冬をテーマにしたえほんを展示することで、季節を楽しむ気持ちを引き出し読書推進を図る。
	クリスマス	11/25(火)～ 12/25(木)	○		クリスマスをテーマにしたえほんを展示することで、季節を感じイベントを楽しむことで読書推進につなげる。
CD	さまざまな音楽を楽しもう！	9/17(水)～ 11/9(日)		○	映画やアニメのサントラ、ヒーリングミュージックやインストゥルメンタルなど歌詞のない曲を中心にリラックス効果を得られるようなCDを展示し貸出促進を図る。
	THE演歌	11/25(火)～ 26/1/14(水)	○		昭和から平成、令和までの演歌を広く紹介し、演歌が好きな人だけでなく幅広い年代の興味を惹き貸出促進を図る。
複合展示	さくらももこ生誕60周年 ～書いて描いて笑って生きたさくらももこの世界～	9/6(土)～ 11/9(日)		○	漫画家さくらももこの生誕60周年に合わせ、エッセイや翻訳、挿絵など漫画以外の側面を、蔵書を通して紹介する。作品の背景でもある昭和時代を取り上げた資料を展示し、幅広い年代の貸出促進を図る。
	ひと棚図書館	11/25(火)～ 26/1/31(土)	○		複合展示コーナーを6棚に分け、それぞれの担当スタッフが異なるテーマでミニ展示を行う。多様なテーマで幅広い年代の利用者の興味を惹き貸出につなげる。テーマの一例「ミッフィー生誕70周年」「翻訳本の魅力」など
児童展示 ①	いろんな国を知ってみよう！	9/12(金)～ 11/9(日)		○	世界の国々の食事や文化、生き物、国旗などの本を展示し、いろいろな国に興味を持ってもらうことを目指し、読書推進を図る。
	おうちで遊ぼう	11/25(火)～ 26/2/4(水)	○		ひとりで遊べる折り紙や工作、家族や友達と家の中で遊べるゲームの本など「おうち時間」を楽しむ本を展示することで、冬休みなどの過ごし方の提案をし貸出促進を図る。
児童展示 ②	紙しばい展示 のりもの	10/8(水)～ 26/1/14(水)		○	男の子を中心に人気の電車や飛行機、船などの乗り物が登場する紙芝居を展示し利用促進と貸出増を図る。
その他	図書館スタッフ推し本	11/1(土)～ 11/30(日)	○		毎月2名のスタッフが担当し、中高校生向けに選んだ自分の推し本を2～3冊ずつPOPと共に展示する。学習席利用のYA世代の利用促進を図る。
	あこがれのアスリート	9/13(土)～ 11/9(日)		○	様々なスポーツで活躍するアスリートに関する資料を展示することで、スポーツに関心のある人だけでなく幅広い年代の利用者に興味を持ってもらい貸出につなげる。
	ちょっとアートな気分	11/25(火)～ 26/1/13(火)	○		画集や絵画の解説本、美術館の紹介など2階にある7類の資料を紹介し、2階の書架の利用促進を図る。
	クリスマスCD展示	11/25(火)～ 12/25(木)	○		図書館まつりの企画として、2階カウンター前でCDの特別展示を行う。季節に合わせてクリスマスのCDを特集することで貸出促進を図る。

(2) おはなし会

名称	実施日	場所	参加人数、内容
おひざにだっこのおはなし会 (0才から2才の赤ちゃん向け)	11/2(日) 11:00～11:20	1階 おはなしの へや	当日受付 先着8組 絵本の読み聞かせと、わらべうたや手遊び
	11/26(水) 11:00～11:20		
土曜日おはなし会 (幼児、小学生向け)	11/1(土) 11:00～11:20	1階児童 コーナー	当日自由参加(立ち見可能) 絵本、紙芝居の読み聞かせ
	11/8(土) 11:00～11:20		
	11/29(土) 11:00～11:20		
月にいちどの赤ちゃんタイム	11/2(日) 11:30～12:00	1階 おはなしの へや	赤ちゃんと一緒にゆっくりと絵本を楽しむ時間を持てるように、おはなしのへやにマットを敷いて自由に読んでもらう。希望があれば個別に読み聞かせや絵本選びの相談を受ける。気軽に来館する時間を設けることで更なる利用促進を図る。第3水曜日が臨時休館に当たるため、おひざにだっこのおはなし会の後に短縮で行う。

(3) その他

イベント・講座

【開館記念行事】 一生お金に困らない資産形成セミナー	11/3(月・祝) 10:30～11:30	ファイナンシャルプランナーの資格がある講師を迎え、NISAやiDeCoなど初心者向けの資産形成についてのセミナーを行う。図書館では初めての開催となる金融関係のセミナーを来館のきっかけとし利用促進を図る。関連書籍の展示も行い貸出を促す。【募集】高校生以上20名
【開館記念行事】 図書館コンサート	11/3(月・祝) 14:00～14:50	ウクレレ奏者・KYASさんを招きコンサートを行う。子どもからおとなまで楽しめるようなコンサートをオープンスペースで行うことで、たくさんの人に音楽を楽しんでもらう。SNS等を利用し広く宣伝することで興味を惹き、図書館利用の促進を図る。
みんなの映画会	11/9(日) 14:00～16:20	日本語字幕、バリアフリー日本語音声ガイド付きの映画を上映する。視聴覚障がいのある方と家族や友人と一緒に楽しめる映画会を行い、来館のきっかけづくりとする。上映作品『じんじん』2013年日本映画。出演:佐藤B作ほか。福祉課を通して福祉事業所などにポスターを掲示してもらい事前に募集をする。(募集期間10月11日～11月3日)その後は当日先着の自由参加を受付。【募集】高校生以上20名

2. 施設見学・研修受入

中学生職場体験	11/26(水) 9:00～15:30	寒川東中学校2年生の職場体験(5名) 図書館と文書館の仕事の一部を体験し、図書館司書の仕事について学ぶ。
	11/27(木) 9:00～15:30	寒川中学校2年生の職場体験(4名) 図書館と文書館の仕事の一部を体験し、図書館司書の仕事について学ぶ。

II. 分室

(1) 展示

区分	展示名	期間	新規	継続	目的・内容
南部	どこ行く?	10/10(金)～ 26/1/18(日)		○	音楽・映画・美術・博物館などの芸術や文化遺産などを紹介する資料を展示し、普段南部分室にない資料を展示することで貸出促進を図る。
	南部朝読おすすめの本	10/4(土)～ 26/3/31(火)		○	小学校で行っている10分間朝読書向きに、短いおはなしの本を展示し、小学生の読書推進を目指す。
北部	FLOWER	10/10(金)～ 26/1/18(日)		○	花について「育てる、飾る、つくる、描く、調べる」など幅広い分野の資料を展示し利用者の興味を引いて貸出に繋げる。
	北部朝読おすすめの本	10/4(土)～ 26/3/31(火)		○	小学校で行っている10分間朝読書向きに、短いおはなしの本を展示し、小学生の読書推進をめざす。



第2次

資料№ 3

寒川町教育振興基本計画【改定版】(案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和7年12月5日(金) ～ 令和8年1月7日(水)

教育委員会へみなさまのご意見をお寄せください。

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国の「第4期教育振興基本計画」を参考にしつつ、「寒川町総合計画 2040」「寒川町 教育大綱」との整合を図りながら、寒川町の教育振興のための施策等について記載した計画です。

令和7年4月の組織の見直しにより、生涯学習や青少年教育が寒川町教育委員会の所管となったことから、寒川町生涯学習推進計画「寒川学びプラン」と「第2次寒川町教育振興基本計画」を一本化することとしました。

また、前期実施計画の期間が終了することから、基本的な考え方を踏襲しながら、新たな課題等に対応するための施策を加えた後期実施計画を策定することとしました。

みなさまのご意見をいただきながら、共に町の教育行政を進めてまいりたいと考えていますのでよろしくお願いします。

計画の期間と関連する計画の進行年度

この計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和10年度を最終年度とする8年間とします。実施計画については、令和3年度から令和7年度までの5年間を前期、令和8年度から令和10年度までの3年間を後期としています。

年度		3	4	5	6	7	8	9	10
計画									
寒川町教育大綱		(改定前)					(改定後)		
寒川町 総合計画	基本計画	20年計画（～2040）							
	実施計画	第1次				第2次			
寒川 学びプラン	基本計画	4年計画 第2次				4年→1年 第3次	寒川町教育振興基本計画 と一本化		
	実施計画								
寒川町 教育振興 基本計画	基本計画	8年計画 第2次							
	実施計画	5年 前期					3年 後期		

第2次寒川町教育振興基本計画改定におけるポイント

- 組織の見直しにより教育委員会に新設された生涯学習課所管事業を追加し、同課が所管する生涯学習推進計画である「学びプラン」との一本化を図ります。
 - 基本方針を学校（5つの柱）と社会教育（3つの柱）としていましたが、社会教育に「多世代交流による青少年の健全育成機会の創出」の1柱を追加し、9つの柱に変更します。（本編P9～P10）
- 令和7年4月からスタートした教育大綱や町総合計画2040第2次実施計画との整合性を図り、計画体系を見直します。
 - 計画体系の学校教育に新たに「教職員の働き方改革推進事業」を加え、社会教育に「生涯学習振興事業」や「青少年健全育成事業」等を追加します。
(本編P11)

後期実施計画策定におけるポイント

- 組織の見直しにより教育委員会に新設された生涯学習課が所管する施策の追加と新たな課題に対する取り組みを追加します。
 - 基本方針9「多世代交流による青少年の健全育成機会の創出」に基づく取り組み内容を追加します。（本編P15）
 - 子どもの読書活動の推進について重要な課題と捉え、子どもの発達段階にあわせた取り組みを行います。（本編P31）
- 令和7年4月からスタートした教育大綱や町総合計画2040第2次実施計画との整合性を図り、重点施策を整理する。
 - 町総合計画2040第2次実施計画の事務事業を教育振興基本計画後期実施計画の重点施策として位置づけます。
【新規重点施策】 教職員の働き方改革推進事業（本編P24）
生涯学習振興事業（本編P25）
青少年健全育成事業（本編P25）
- 前期実施計画を総括し、後期実施計画で踏襲する施策を時点修正します。

(1) 基本理念

よく学び

よく遊び

よく生きる

～自立（豊かな自己を生涯にわたって育てること）と
共生（人と人のつながりを育むこと）をめざして～

学校教育

知（確かな学力）徳（豊かな心）体（健やかな体）の
調和のとれた生きる力を育む

家庭教育

心をこめて時間をかけて
子育てを通して自分も育つ

社会教育

学びの成果を生かした豊かで活力のある地域社会実現の
ための支援をする

地 域

人づくり

『学び』と『遊
び』を通じた人格
の形成

絆づくり

『学び』と『遊
び』を通じた人と
人のつながり

まちづくり

『学び』と『遊
び』を通じた住民
の主体的参画によ
る地域課題解決

『学び』と『遊び』を支援する学習機会、支援体制、施設設備の充実

(2) 基本目標【8年後のめざす姿】

I 学校教育

学校教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす子どもたちの姿として、不易（時代を超えてめざすべきこと）と流行（時代に応じてめざすべきこと）といった、二つの側面から基本目標を定めます。

【不易】 自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】 予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

II 社会教育

社会教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす町民の姿として、学びの成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりとつながることを目指し、基本目標を定めます。

町民が地域で学び、その成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている。

(3) 基本方針【9つの柱】

学校教育【5つの柱】

学校教育においては、基本目標を実現するために、まず不易の側面から、「確かな学力を身につけた児童生徒の育成」「豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成」「心身共に健やかな児童生徒の育成」の3点とともに、流行の側面から、「外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成」「情報活用能力を身につけた児童生徒の育成」を加えた5つの実現に向けて取り組むことを基本方針とします。自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、「調和と協調」に基づくウェルビーイングを、教育活動全体を通じて向上するよう取り組んでいきます。

教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

不易（時代を超えてめざすべきこと）

①確かな学力を身につけた児童生徒の育成

将来どのような社会になっても自分の力で問題・課題を発見・解決していく力と学びへの意欲を高めます。

②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

自他を尊重する心や物事に感動する心を育むとともに、規範意識や公共の精神を大切にする教育を進めます。

③心身共に健やかな児童生徒の育成

生活習慣や運動の習慣、生活の中での心の整え方など、生きる上で基盤となる健やかな心と体づくりを進めます。

流行（時代に應じてめざすべきこと）

④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

外国人指導者の充実により、質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する生活体験を創出します。

⑤情報活用能力を身につけた児童生徒の育成

情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、自ら課題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていく資質・能力を育みます。

◆個別の支援を必要とする子どもへの体制の整備

◆外国語教育の推進及び指導体制の充実

◆安全な学校施設・安心して学べる学校環境の整備

◆GIGAスクール構想の実現

◆教職員の資質向上に向けた研修・研究体制の構築

◆働き方改革による教職員の環境整備

社会教育【4つの柱】

社会教育においては、基本目標を実現するために、「社会の持続的発展のための学びの推進」、「多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援」、「地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施」、「多世代交流による青少年の健全育成機会の創出」の4点を基本方針とし、社会教育関係団体や町長部局など多様な主体と連携しながら、公民館、図書館、文化財学習センターなど地域の学びの場である社会教育施設を拠点に社会教育振興活動の充実に取り組みます。

⑥社会の持続的発展のための学びの推進

社会経済環境の変化に対応するために、町民自らが生涯にわたる学びを通じて行動変容や自己実現を促し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を支える取組を行います。

⑦多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

家庭教育は、子どもが安心できる生活環境づくりが大切です。子どもの健やかな成長を地域全体で支えるため、多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあう機会の充実を図ります。

⑧地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

町内には貴重な文化財が多数あります。地域の伝統や文化財を通じ、郷土への愛着を育み、後世へ継承するために、保存、研究、普及、啓発活動を進めます。

⑨多世代交流による青少年の健全育成機会の創出

地域活動や様々な体験の場において多世代交流を促し、相互に学びあい、青少年の社会性や自主性を育みます。

◆多様な主体との連携及び支援

◆地域文化振興

◆図書館活動の充実

◆文化財学習センターの活用

◆公民館活動の充実

◆多世代交流の推進

後期実施計画の計画体系

基本理念

「よく学び」「よく遊び」「よく生きる」 ～自立と共生をめざして～

基本目標【8年後のめざす姿】

- Ⅰ 学校教育
- 【不易】知、徳、体の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち
- 【流行】情報技術の急速な進展に対応し、多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち
- Ⅱ 社会教育
- 町民が地域で学び、その成果がひとつづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている

後期実施計画		
基本方針		
重点施策6（☆）・主な施策23		主な取組24
Ⅰ 学校教育		
1 確かな学力を身につけた児童生徒の育成		
⑦ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と基礎学力の定着	5 教職員の資質向上事業	
⑧ 個に応じたきめ細やかな指導の充実	4 少人数教育推進事業	
⑨ 小学校中・高学年における教科担任制の推進	3 教育活動充実事業	
⑩ 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用	5 教職員の資質向上事業（再掲）	
⑪ 読書活動の推進	3 教育活動充実事業（再掲）	
2 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成		
⑫ 体験活動の充実	2 豊かな心・文化育成事業	
⑬ 道徳教育の推進	2 豊かな心・文化育成事業（再掲）	
⑭ いじめ防止と人権教育の推進	5 教職員の資質向上事業（再掲）	
⑮ 不登校児童生徒への支援の充実	7 教育相談事業	
3 心身共に健やかな児童生徒の育成		
⑯ 体力の向上と食育の充実	2 豊かな心・文化育成事業（再掲）	
4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成		
☆ ① 小・中学校グローバル教育推進事業	6 小・中学校グローバル教育推進事業	
5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成		
☆ ① 小・中学校グローバル教育推進事業（再掲）	6 小・中学校グローバル教育推進事業（再掲）	
各基本方針に関わるもの		
☆ ② 教職員の働き方改革推進事業	8 教職員の働き方改革推進事業	
⑰ 地域との連携	5 教職員の資質向上事業（再掲）	
⑱ 支援教育の推進	1 特別支援教育推進事業	
	7 教育相談事業（再掲）	
⑲ 教職員の指導力と学校力の向上	5 教職員の資質向上事業（再掲）	
⑳ 学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備	2 豊かな心・文化育成事業（再掲）	
	3 教育活動充実事業（再掲）	
㉑ 防災教育の推進	3 教育活動充実事業（再掲）	
㉒ 安全教育の推進	3 教育活動充実事業（再掲）	
Ⅱ 社会教育		
6 社会の持続的発展のための学びの推進		
㉓ 生涯学習推進体制の充実	9 町職員講師派遣事業「さむかわ出前講座」	
	10 生涯学習人材登録制度「ステップ・アップ」	
	11 地域学校協働活動の推進	
㉔ 社会教育関係団体活動支援事業	12 社会教育関係団体の育成・活動支援	
㉕ 地域文化振興事業	13 寒川町文化祭の開催	
☆ ③ 公民館運営事業	14 公民館生涯学習推進員事業	
㉖ 公民館活動の充実	15 公民館サークルの育成・支援	
☆ ④ 総合図書館運営事業	16 図書館資料の活用	
㉗ 図書館活動の充実	17 図書館ボランティアの育成	
	18 地域の多様な主体との連携・協働	
7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援		
☆ ⑤ 生涯学習振興事業	19 子どものための生涯学習推進事業「さむかわゆうゆう学園」	
☆ ③ 公民館運営事業（再掲）	20 家庭教育支援に関する事業	
㉖ 公民館活動の充実（再掲）		
☆ ④ 総合図書館運営事業（再掲）	21 学校と連携した子どもの読書活動推進事業	
㉗ 図書館活動の充実（再掲）		
8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施		
㉘ 文化財保護事業	22 文化財学習センター事業	
㉙ 文化財学習センターの活用	23 寒川町郷土歴史・文化財普及啓発事業	
9 多世代交流による青少年の健全育成機会の創出		
☆ ⑥ 青少年健全育成事業	24 青少年健全育成事業	

資料全編の閲覧方法

「第2次寒川町教育振興基本計画【改定版】（案）」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。

寒川町 教育振興基本計画 で検索



◆ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/> ▶二次元コードはこちら

二次元コードは12月5日からご覧になれます。

※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎 ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部公民館 ・南部公民館
- ・健康管理センター ・町民センターおよびセンター分室 ・寒川総合図書館

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「第2次寒川町教育振興基本計画」の改定や「後期実施計画」の策定の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。また、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し「個人情報保護法」に従い適正に管理いたします。

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法にてご意見をお寄せください。

- ①郵 送：右下のお問合わせ先へ郵送願います
- ②FAX：0467-75-9907
- ③メール：kyouiku@town.samukawa.kanagawa.jp
- ④電子申請は、右の二次元コードから
- ⑤担当課（お問合わせ先）へ持参
- ⑥資料閲覧場所の回収箱へ投函



提出フォーム

(記入例)

ご意見、氏名・住所（団体等の場合は名称・所在地）、連絡先（電話番号）

※住所が町外の方は、勤務先又は通学先も記入してください。

(受付時間)

- ①～④募集期間内に提出
- ⑤土日祝日および年末年始を除く8時30分～17時15分
- ⑥各種施設等の開館時間に準じる

(募集期間)

令和7年12月5日（金）～ 令和8年1月7日（水）

「高座」のころ。
高座郡さむかわ

お問合わせ先

寒川町教育委員会 教育政策課教育政策担当
住 所 〒253-0196 寒川町宮山165番地
電 話 0467-74-1111
FAX 0467-75-9907
メール kyouiku@town.samukawa.kanagawa.jp



第2次 寒川町教育振興基本計画 【改定版】案

寒川町教育委員会

目 次

はじめに	1
1. 第2次教育振興基本計画について	3
2. 基本計画	5
(1) 基本理念	7
(2) 基本目標【8年後のめざす姿】	8
(3) 基本方針【9つの柱】	9
(4) 計画体系	11
3. 後期実施計画	12
I 学校教育	12
II 社会教育	14
現状と課題	16
学校教育	16
社会教育	22
重点施策	23
主な施策	26
主な取組	32
資料編	
(1) 教育委員会の組織	35
(2) 教育関連法令等	37
ア 教育基本法	37
イ 国の教育振興基本計画の概要	40
(3) 寒川町立小・中学校の概要	43
(4) その他教育施設の概要	47

はじめに

寒川町は、古くから相模国一の宮、寒川神社の門前町として知られるとともに、東京から 50km 圏内の位置にあって、西に相模川が流れ、田園風景を残しながら、さがみ縦貫道路が走るなど、水とみどりに恵まれ、都市機能を整えた住みよいまちです。

寒川町教育委員会では、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、平成 24(2012 年)4 月に寒川町教育振興基本計画を策定し、平成 28 年(2016 年)7 月に寒川町教育振興基本計画(改定版)を、令和 3 年 9 月に第 2 次寒川町教育振興基本計画を策定しました。「よく学び よく遊び よく生きる」を基本理念として掲げ、学校教育においては、知(確かな学力)、徳(豊かな心)、体(健やかな体)の調和のとれた生きる力の育成をめざした教育を、社会教育においては、学びの成果を生かした豊かで活力ある地域社会を推進してきました。

今日、人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展など、我々を取り巻く環境は大きく変化しており、さらに人生 100 年時代の到来や、超スマート社会(Society 5.0)の実現に向けた技術革新の進展など、社会状況はますます変化することが予想されています。

こうした中、学校教育では、子どもたちの学びの場として、子どもたちの健康や基本的生活習慣の確立、身体的成長、そして協働的な活動を通じた内面的な成長、ひいては人格形成に大きく寄与していること、さらには日中の子どもの安全を確保する拠点として社会システムに大きな役割を担っていることを改めて認識させられたところです。また、社会教育については、図書館や公民館などの社会教育施設が地域の学習拠点であり、人々のつながりを育む場として、社会形成上、大きな意義があることを再認識しているところです。

また、コロナ禍を機に、急速に進んだデジタル化は、今後も社会のあらゆる面でさらに加速することが予想されます。令和 3 年に出席した中央教育審議会『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)』では、2020 年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が掲げられており、子どもたちが身に付けるべき資質・能力を育むためには、新学習指導要領の着実な実施とともに、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICT の活用が必要不可欠であることが示されております。

このように急激に変化する社会情勢の中、寒川町教育委員会では、令和 7 年 4 月に「寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画」をはじめとする様々な計画及び施策等を、

より効率的かつ効果的に推し進めることができる組織づくりをめざして、町の組織の見直しを図りました。また、地方公共団体の長が地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として定める教育大綱が、令和7年3月に改定されました。

これらの動きを受けて、第2次寒川町教育振興基本計画前期実施計画の計画年度を、令和3年度から令和6年度の4年間を改め、令和7年度までの5年間に延伸し、組織の見直しにより教育委員会に新設された生涯学習課所管事業の追加と、同課が所管する寒川町生涯学習推進計画「寒川学びプラン」との一本化を図るため、令和7年度に第2次寒川町教育振興基本計画の改定と、後期実施計画の策定に向け、教育委員会事務局において検討を重ねてまいりました。

さらに、全庁会議、教育委員会定例会、総合教育会議を経て、パブリックコメントを実施し、再検討を重ね、長期的な展望に立ち、教育が進むべき方向と目標、これを達成する施策を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するため、学校教育と社会教育を2本柱とした第2次寒川町教育振興基本計画を改定し、後期実施計画を策定いたしました。

令和8年 月

寒川町教育委員会

1 第2次教育振興基本計画について

(1) 計画の趣旨

平成18年（2006年）12月に教育基本法が改正され、同法第17条第2項において「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。これに基づき、寒川町教育委員会では、平成24年（2012年）4月に「寒川町教育振興基本計画」を策定しました。その後、平成28年（2016年）7月に「寒川町教育振興基本計画（改定版）」を策定し、「よく学び よく遊び よく生きる」ことを基本理念に掲げ、令和3年9月に学校教育と社会教育を2本柱とした「第2次寒川町教育振興基本計画」を策定し、効果的で効率的な教育行政の推進に努めてまいりました。

令和7年4月の組織の見直しにより、生涯学習や青少年教育が寒川町教育委員会の所管となったことから、寒川町生涯学習推進計画「寒川学びプラン」と「第2次寒川町教育振興基本計画」を一本化することとし、令和8年3月に「第2次寒川町教育振興基本計画（改定版）」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、寒川町の教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるものです。策定にあたっては、国の「第4期教育振興基本計画」を参酌しつつ、「寒川町総合計画2040」「寒川町 教育大綱」との整合を図り、寒川町教育委員会の権限に属する事務についての方針を示します。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和10年度（2

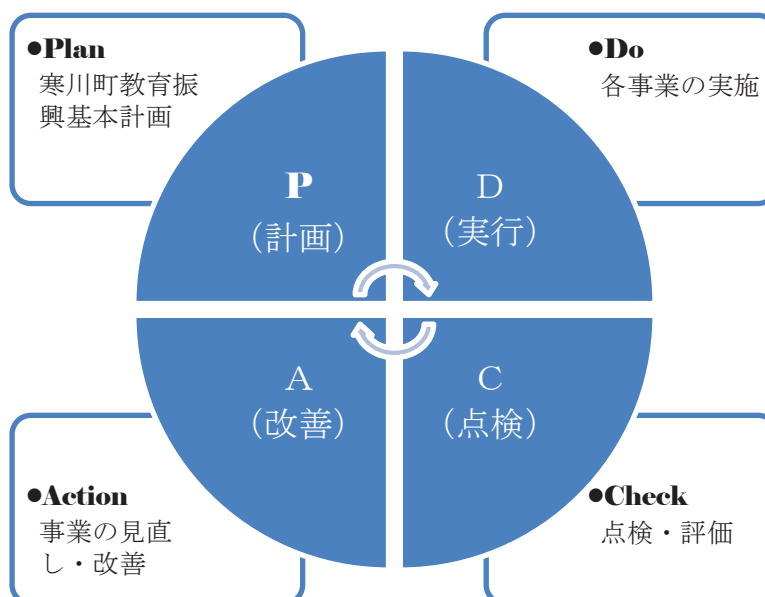
〇二八年度）を最終年度とする８年間とします。実施計画については、令和３年度（２０２１年度）から令和７年度（２０２５年度）までの５年間を前期、令和８年度（２０２６年度）から令和１０年度（２０２８年度）までの３年間を後期としています。

関連する計画の進行年度

年度		3	4	5	6	7	8	9	10
計画									
寒川町教育大綱		(改定前)				(改定後)			
寒川町 総合計画	基本計画	20年計画（～2040）							
	実施計画	第1次				第2次			
寒川 学びプラン	基本計画	4年計画 第2次				4年→1年 第3次	寒川町教育振興基本計画 と一本化		
	実施計画								
寒川町 教育振興 基本計画	基本計画	8年計画 第2次							
	実施計画	5年 前期					3年 後期		

（４）進行管理

本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルに沿って行います。教育委員会が実施している事業について、毎年度、点検と評価をして、それに対する課題や方向性などの検討をします。また、外部評価を実施し、必要に応じて事業の見直しや改善を行います。



2 基本計画

昔から、「よく学び、よく遊べ」と言われます。この言葉は、教育の神髄をついた大変奥深い言葉です。教育の目的は、人格の完成です。その人格は、「学び」と「遊び」を通して形成されます。

子どもの教育においては、「学び」を通して知識や技能を獲得し、人間として必要な基礎的学力をしっかりと身につけていくことが大切です。また、学校は、自己の学びを仲間の学びと重ね合い、つなげ合いながら、共に、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てていく場所です。

「遊び」は、小学校の時期では、心と体の両面の成長にとって、たいへん有効です。遊ぶことを通して、ルールを作る必要、ルールを守る必要を学び、人間関係をつくり、高めていくことを学びます。また、「遊び」は、文化的活動、身体的活動でもあることから、確かな知恵、しなやかな体を育てていきます。

中学生の時期では、「遊び」は、学級活動や行事、部活動に場を移し、友人たちとの葛藤を経ながらも、おおいなる感動体験、協働体験を蓄積させます。仲間とつながることが、生きる喜びに昇華し、達成感や成就感を蓄積させながら人生観、世界観を広げていきます。

一方、大人の「学び」は、仕事であります。仕事の充実、生きがいそのものにつながり、自己を一層豊かにしていきます。一方、余暇の過ごし方の中で「遊び」は非常に大切なものです。「遊び」を通して、芸術やスポーツなどに親しみ、人間の幅を広げたいものです。

仕事を引退したシニアの世代においては、「学び」＝「遊び」となるのではないのでしょうか。「学び」が即「遊び」であるという張りのある生活を通して、人生をより充実したものにしていただきたいと思います。

「学び」と「遊び」の充実、人と人のつながりを広げていくことにつながってこそ、意味があります。寒川町の教育では、「学び」と「遊び」の充実により、豊かな自己を生涯にわたって育てること（＝自立）と人と人のつながりを育むこと（＝共生）の双方

が同時に高められることを「よく生きる」と、とらえています。

教育基本法には、家庭教育の役割として、保護者が子どもたちの教育について第一義的責任を有し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとされています。一方、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上での課題も指摘されており、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められていると言えます。このため、学校や、子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携協力して、親子の育ちを応援することや、大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要となっています。このように、学校教育や社会教育として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、こうした環境づくりを通じて、家庭の教育力の充実を支援していくことが必要です。

この「よく学び、よく遊び、よく生きる」の基本理念を踏まえ、学校教育と社会教育について基本目標を設定するとともに、この基本目標に沿って基本方針を設定し、寒川町教育委員会の基本計画を策定しました。

(1) 基本理念

よく学び

よく遊び

よく生きる

～自立（豊かな自己を生涯にわたって育てること）と
共生（人と人のつながりを育むこと）をめざして～

学校教育

知（確かな学力）徳（豊かな心）体（健やかな体）
の調和のとれた生きる力を育む

家庭教育

心をこめて時間をかけて
子育てを通して自分も育つ

社会教育

学びの成果を生かした豊かで活力のある地域社会実現
のための支援をする

地 域

人づくり

『学び』と『遊び』
を通した人格の形
成

絆づくり

『学び』と『遊び』
を通した人と人の
つながり

まちづくり

『学び』と『遊び』
を通した住民の主
体的参画による地
域課題解決

『学び』と『遊び』を支援する学習機会、支援体制、施設設備の充実

(2) 基本目標【8年後のめざす姿】

I 学校教育

学校教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす子どもたちの姿として、不易（時代を超えてめざすべきこと）と流行（時代に応じてめざすべきこと）といった、二つの側面から基本目標を定めます。

【不易】 自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】 予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

II 社会教育

社会教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす町民の姿として、学びの成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりとつながることを目指し、基本目標を定めます。

町民が地域で学び、その成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている

(3) 基本方針【9つの柱】

学校教育【5つの柱】

学校教育においては、基本目標を実現するために、まず不易の側面から、「確かな学力を身につけた児童生徒の育成」「豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成」「心身共に健やかな児童生徒の育成」の3点とともに、流行の側面から、「外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成」「情報活用能力を身につけた児童生徒の育成」を加えた5つの実現に向けて取り組むことを基本方針とします。自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、「調和と協調」に基づくウェルビーイングを、教育活動全体を通じて向上するよう取り組んでいきます。

教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

不易（時代を超えてめざすべきこと）

①確かな学力を身につけた児童生徒の育成

将来どのような社会になっても自分の力で問題・課題を発見・解決していく力と学びへの意欲を高めます。

②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

自他を尊重する心や物事に感動する心を育むとともに、規範意識や公共の精神を大切にする教育を進めます。

③心身共に健やかな児童生徒の育成

生活習慣や運動の習慣、生活の中での心の整え方など、生きる上で基盤となる健やかな心と体づくりを進めます。

流行（時代に応じてめざすべきこと）

④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

外国人指導者の充実により、質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する生活体験を創出します。

⑤情報活用能力を身につけた児童生徒の育成

情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、自ら課題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていく資質・能力を育みます。

- ◆個別の支援を必要とする子どもへの体制の整備
- ◆外国語教育の推進及び指導体制の充実
- ◆安全な学校施設・安心して学べる学校環境の整備
- ◆GIGA スクール構想の実現
- ◆教職員の資質向上に向けた研修・研究体制の構築
- ◆働き方改革による教職員の環境整備

社会教育【4つの柱】

社会教育においては、基本目標を実現するために、「社会の持続的発展のための学びの推進」、「多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援」、「地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施」、「多世代交流による青少年の健全育成機会の創出」の4点を基本方針とし、社会教育関係団体や町長部局など多様な主体と連携しながら、公民館、図書館、文化財学習センターなど地域の学びの場である社会教育施設を拠点に社会教育振興活動の充実に取り組みます。

⑥社会の持続的発展のための学びの推進

社会経済環境の変化に対応するために、町民自らが生涯にわたる学びを通じて行動変容や自己実現を促し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を支える取組を行います。

⑦多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

家庭教育は、子どもが安心できる生活環境づくりが大切です。子どもの健やかな成長を地域全体で支えるため、多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあう機会の充実に図ります。

⑧地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

町内には貴重な文化財が多数あります。地域の伝統や文化財を通じ、郷土への愛着を育み、後世へ継承するために、保存、研究、普及、啓発活動を進めます。

⑨多世代交流による青少年の健全育成機会の創出

地域活動や様々な体験の場において多世代交流を促し、相互に学びあい、青少年の社会性や自主性を育みます。

◆多様な主体との連携及び支援

◆地域文化振興

◆図書館活動の充実

◆文化財学習センターの活用

◆公民館活動の充実

◆多世代交流の推進

(4) 計画体系

基本理念

「よく学び」「よく遊び」「よく生きる」 ～自立と共生をめざして～

基本目標【8年後のめざす姿】

I 学校教育

【不易】知、徳、体の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】情報技術の急速な進展に対応し、多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

II 社会教育

町民が地域で学び、その成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている

後期実施計画		
基本方針		
	重点施策6(☆)・主な施策23	主な取組24
I 学校教育		
1 確かな学力を身につけた児童生徒の育成		
⑦ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と基礎学力の定着		5 教職員の資質向上事業
⑧ 個に応じたきめ細やかな指導の充実		4 少人数教育推進事業
⑨ 小・中学校・高学年における教科担任制の推進		3 教育活動充実事業
⑩ 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用		5 教職員の資質向上事業(再掲)
⑪ 読書活動の推進		3 教育活動充実事業(再掲)
2 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成		
⑫ 体験活動の充実		2 豊かな心・文化育成事業
⑬ 道徳教育の推進		2 豊かな心・文化育成事業(再掲)
		5 教職員の資質向上事業(再掲)
⑭ いじめ防止と人権教育の推進		7 教育相談事業
⑮ 不登校児童生徒への支援の充実		7 教育相談事業(再掲)
3 心身共に健やかな児童生徒の育成		
⑯ 体力の向上と食育の充実		2 豊かな心・文化育成事業(再掲)
4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成		
☆ ① 小・中学校グローバル教育推進事業		6 小・中学校グローバル教育推進事業
5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成		
☆ ① 小・中学校グローバル教育推進事業(再掲)		6 小・中学校グローバル教育推進事業(再掲)
各基本方針に関わるもの		
☆ ② 教職員の働き方改革推進事業		8 教職員の働き方改革推進事業
⑰ 地域との連携		5 教職員の資質向上事業(再掲)
⑱ 支援教育の推進		1 特別支援教育推進事業
		7 教育相談事業(再掲)
⑲ 教職員の指導力と学校力の向上		5 教職員の資質向上事業(再掲)
⑳ 学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備		2 豊かな心・文化育成事業(再掲)
		3 教育活動充実事業(再掲)
㉑ 防災教育の推進		3 教育活動充実事業(再掲)
㉒ 安全教育の推進		3 教育活動充実事業(再掲)
II 社会教育		
6 社会の持続的発展のための学びの推進		
㉓ 生涯学習推進体制の充実		9 町職員講師派遣事業「さむかわ出前講座」
		10 生涯学習人材登録制度「ステップ・アップ」
		11 地域学校協働活動の推進
㉔ 社会教育関係団体活動支援事業		12 社会教育関係団体の育成・活動支援
㉕ 地域文化振興事業		13 寒川町文化祭の開催
☆ ③ 公民館運営事業		14 公民館生涯学習推進員事業
㉖ 公民館活動の充実		15 公民館サークルの育成・支援
☆ ④ 総合図書館運営事業		16 図書館資料の活用
㉗ 図書館活動の充実		17 図書館ボランティアの育成
		18 地域の多様な主体との連携・協働
7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援		
☆ ⑤ 生涯学習振興事業		19 子どものための生涯学習推進事業「さむかわゆうゆう学園」
☆ ③ 公民館運営事業(再掲)		20 家庭教育支援に関する事業
㉘ 公民館活動の充実(再掲)		
☆ ④ 総合図書館運営事業(再掲)		21 学校と連携した子どもの読書活動推進事業
㉙ 図書館活動の充実(再掲)		
8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施		
㉚ 文化財保護事業		22 文化財学習センター事業
㉛ 文化財学習センターの活用		23 寒川町郷土歴史・文化財普及啓発事業
9 多世代交流による青少年の健全育成機会の創出		
☆ ⑥ 青少年健全育成事業		24 青少年健全育成事業

3 後期実施計画

I 学校教育

今日、国境を越えた人、もの、情報の移動が加速するとともに、人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいます。現在、学校で学んでいる子どもたちや、これから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっていることが予想されています。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人々が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の力の果たす役割はますます大きくなっていると言えます。

このような時代にあって、子どもたちが将来、社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要です。こうした力は、学校教育が長年その育成をめざしてきた、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」であり、時代を超えて継続して育んでいかなければなりません。

併せて、学校教育にあっては、時代の変化に柔軟に対応していくこともまた、教育に課せられた課題です。急激に変化する社会の中にあって、これからの社会の変化を展望しつつ、教育について絶えずその在り方を見直し、改めるべきは勇気を持って速やかに改め、将来子どもたちに必要な資質・能力を育てていくことも大変重要なことです。このように、教育における「不易」と「流行」を十分に見極めつつ、子どもたちの教育を進めていく必要があります。

基本方針1 確かな学力を身につけた児童生徒の育成

令和3年度から5年間の前期実施計画の期間において、引き続き寒川町の児童・生徒は、豊かな自然環境の中、たいへん伸び伸びと思いやりのある人に成長を遂げています。また、課題はあるものの、基礎学力についても、一定の改善が図られている状況にあります。

一方、思考力・判断力・表現力といった、活用の力の部分において課題があったため、前期実施計画では、自らの考えを持ち、仲間との交流を通して深め、読む力・書く力を中核として確かな力の定着をめざすこととしました。そして、「さむかわ学びっ子育成推進事業」を通して、寒川町の各小・中学校が学校の垣根を越えて、研究や研修を相互交流しながら、教員の授業力を高め、子どもたちの学力向上を一層図ってきました。今後も継続して「主体的・対話的で深い学び」の視点によって絶え間ない授業改善の取組を進め、学習の質を一層高める必要があります。

基本方針2 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

確かな学力に加え、子どもたちの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠です。「いじめ」根絶への取組を全校的に推進するとともに、スマートフォン、SNS 等に関わる情報モラル教育も重要性を認識し、その対策に取り組んできたところです。

また、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し

遂げる力、公共の精神等の育成を図ることが重要です。特に、こうした資質・能力を育む際に必要な教職員と児童・生徒との信頼関係の構築を図っていきます。

また、「特別の教科 道徳」として教科化されたように、学校における道徳教育は、人格の基盤となる道徳性を育成するものであり、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて指導する必要があります。教員が道徳的価値を押し付けることなく、子どもたちが他者の考え方や議論を通して、多面的・多角的な見方へと発展することや、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深められるよう工夫していきます。

さらに、いじめや不登校などの児童・生徒指導上の諸課題について、未然防止と早期発見・早期対応に学校を挙げて取り組むとともに、多様な体験活動や学校行事、授業等を通じて、一人ひとりが自らの課題を乗り越え、他者と協働して成し遂げる力を今後も育んでいきます。

基本方針3 心身共に健やかな児童生徒の育成

これからの人生を生きる子どもたちにとって、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要です。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素です。子どもたちの心身の調和的発達を図るために、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣の形成を図っていきます。

基本方針4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

令和7年1月現在で、日本に住む外国人が総人口の2.96%を占め、町内でも外国人の移住が多く、ますます外国語によるコミュニケーション能力が、一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされます。

また、小学校外国語教育の教科化など、外国語教育の重要性が増しています。外国人指導者の雇用や研修等の円滑な実施の点から、学校の設置者である町が主体的に進める責任がありますが、外国人指導者の直接雇用による安定的で優秀な人材確保及び多様な活用ができることは寒川町の強みとなっています。

「使える外国語」の習得のためには、外国語を使う目的・場面・状況の設定が欠かせないところであり、授業はもちろん、各校1名の外国人指導者を配置し、外国語の授業の質の向上に加えて、共に生活を送る中で外国人と実際に話す機会や生活体験を確保し、外国語によるコミュニケーション能力を育んでいきます。

基本方針5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成

未来を切り拓いていく子どもたちには、情報を主体的に捉え、新たな価値の創造に挑んでいくことがますます重要となっています。

その反面、情報を手段として活用し、問題の発見・解決、自分の考えをまとめられるようになるために必要な情報活用能力の不足が指摘されているところです。情報活用能力は、学習の基盤となる資質・能力の一つであるため、学力向上に向けても育成すべき重要な資質・能力と言えます。また、スマートフォンやSNSの普及に伴い、トラブルも増加しており、情報技術進化の時代にふさわしい情報モラルを身につけていく必要があります。

また、令和2年度から全小・中学校において、「GIGA スクール構想」の実現に向けて、一人1台の端末と高速大容量ネットワークの整備、クラウドを活用した授業の展開ができるようICT環境の整備を進めてきました。端末も導入から5年が経過しており、次期端末の更新やさらなるネットワークの改善に向けて取り組んでいきます。

さらには、学校にICT支援員を配置するとともに、ICT機器を活用した授業に関する教職員研修の実施及びICTによる指導効果の高い方法について授業研究を行うなどして、ICT教育を推進していきます。

Ⅱ 社会教育

社会教育は、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯に渡って多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものです。

少子高齢化、人口減少、急速な技術革新やグローバル化、コロナウイルス感染症対策など社会経済環境の変化は加速度を増し、私たちは生活の中で多様な課題に直面しています。人生100年時代の到来により、心豊かに生きるためには、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の維持発展、課題解決のための活動につなげていくなどの一人ひとりの行動変容の必要性が一層高まっています。

すべての人に活躍の場があり、元気で安心して暮らすことのできる社会を作るための重要な鍵が「ひとづくり」となります。学びの過程を通じて、個人の知的欲求が満たされ、生活の改善や、自己実現につながる「ひとづくり」が期待されます。

さらに、地域における社会教育には、様々な参加者が学びを通じて相互につながることで、悩みや関心を共有し、対話や議論をしながら他者を理解し、認め合うことによる自己肯定感や幸福感などが醸成され、つながりが深まる効果があります。

また、住民相互のつながりから地域コミュニティを形成し、共に学び、問題意識を共有したり、自らが地域の中に居場所を持っているという肯定感を得たりする過程を通じて、地域に対する愛着や誇り、帰属意識が生まれます。このことは、住民が地域の将来像を考え、自らも当事者としてよりよい地域づくりに持続的に取り組もうとする意欲にもつながります。

この計画では、寒川町の社会教育が「ひとづくり・つながりづくり・まちづくり」を目指すために次の4点の基本方針に取り組みます。

基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進

少子高齢化や人口減少など様々な社会の変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進することが重要です。

誰もが生涯にわたり、いつでもどこでも必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動等に活かすことのできる「生涯学習社会の実現」が求められています。

地域の学びの場である公民館や図書館等の社会教育施設を拠点に、現代的・社会的課題と地域のニーズを取り入れた学習をバランスよく実施しながら、サークルやボランティア活動など活力ある地域コミュニティ形成を促し、「学び」と「活動」が循環することで、地域課題解決や

地域活性化の取組が推進されます。また、地域の学校や社会教育関係団体、企業など多様な主体と連携しながら、生涯学習の推進をめざします。

基本方針7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものであり、子どもが安心できる家庭環境づくりが大切です。一方、近年の核家族化や都市化により親族や地域からの子育てへの支援が希薄になっており、出産や子育てについて、日常生活の中で学ぶことや、相談できる機会が得にくい状況があります。

子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域全体での家庭教育を支える仕組みが求められており、学校、家庭、地域、行政など多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあいながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要となっています。子どもが自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにしたりする機会が限られていることや、スマートフォンの普及といった情報通信技術の進展により、多様な情報に容易に触れられる一方、知覚した情報の意味の吟味や読解力の低下が生じているとの指摘もあります。

家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動や読書活動の機会を確保しながら親子の育ちを支えていくことが重要となります。

基本方針8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

町内には貴重な文化財が多数あります。文化財は郷土の誇りであり、将来へ継承すべきものであると感じてもらうため、文化財の認知度を高める取組が必要となっています。地域の伝統や文化財への理解を深めてもらい、郷土への親近感を醸成してもらう機会やそれを機に住民が交流する場を持つことで、文化財保護活動の目的を浸透させ、意識向上を図ることが重要です。

文化財保護活動を通じ、町民が自らの地域について学び、郷土に誇りを持つこと（シビックプライド）や生きがいづくりなど、町民一人ひとりの主体的な活動につながることを期待されます。

基本方針9 多世代交流による青少年の健全育成機会の創出

地域活動や様々な体験の場で、多世代交流を促進することは、青少年の健全育成において非常に重要であり、交流を通じて青少年が相互に学びあう機会が生まれ、社会性や自主性を深める助けとなります。

地域活動を通じて異なる世代と触れ合うことで、青少年は多様な価値観を理解し、視野を広げることができます。このような経験は、青少年の社会性を育む上で不可欠であり、他者との協力やコミュニケーション能力を向上させることにつながります。

さらに、地域への愛着を育むことは、青少年が地域社会の一員としての自覚を持つために重要です。地域活動に参加することで、自らの責任や役割を実感し、地域の価値を再認識します。このプロセスを通じて、青少年は地域への帰属感や自主性が高まり、社会に積極的に貢献する姿勢が育まれます。

多世代交流を通じ、青少年の社会性や自主性を育み、未来を担う青少年が自らの力で成長し、地域社会に貢献できるよう支援します。

【現状と課題】

第2次教育振興基本計画の後期実施計画を検討するに当たり、まず前期実施計画の総括として、各施策における現状と課題について整理しました。さらに、後期実施計画から「寒川学びプラン」と一本化し、施策における現状と課題を、新たに項目として加えながら、次のとおり総括しました。

《学校教育》

基礎学力の定着と学習意欲の向上

- 全国学力・学習状況調査等の結果分析の傾向から、児童生徒の基礎・基本的な学習の定着の向上が見られます。また、各校における校内研究の推進の取組による授業改善が大きな役割を果たしていると考えられます。
- 回答の結果より、得点分布に2極化の傾向が見られ、学習の定着が不十分な児童生徒と、ある程度定着が見られる児童生徒に分かれていることが考えられます。このような2極化に対して、どのような授業づくりやアプローチをしていくかを検討していく必要があります。
- 全国学力・学習状況調査等の結果から、基礎的・基本的な内容の定着に課題として残る部分について、引き続き定着に向けて取り組むことに加えて、思考力・判断力・表現力等、必要な資質・能力を身につけさせるために、学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善をはじめとする指導方法の工夫・改善を今後も図る必要があります。さらに、ICT 機器を効果的に利活用して、子どもたちがより興味を持ち、分かりやすい授業づくりに向けた取組が重要となってきます。引き続き保護者と連携した家庭学習の定着・充実を図っていく必要があります。

書く力を中心に据えた思考力・判断力・表現力等の伸長

- 全国学力・学習状況調査の結果分析から、選択式の問題より、記述式問題に課題があるということが明らかになっています。単に書くといった技術的な側面だけでなく、「思考・判断・表現」といった、考えて表現するという活動を授業で取り入れることなどが必要と考えます。思考力・判断力・表現力等は、習得した知識・技能を活用して課題を発見・解決するために必要な資質・能力であり、それが学習場面において具体化されることによって、「学習」が成り立ち、その過程で「学力」が身につくものと考えます。思考力・判断力・表現力等は、学習指導要領に育成すべき資質・能力として掲げられ、知識・技能及び学びに向かう力・人間性と共に一体的に今後も育んでいく必要があります。
- 特に、①体験から感じ取ったことを表現する、②事実を正確に理解し伝達する、③概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする、④情報を分析・評価し、論述する、⑤課題について構想を立て実践し、評価・改善する、⑥互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる、などの学習活動を充実させていくことが重要です。身につけた知識を表現する活動を授業の中で適宜設ける場を設定すること（振り返りを書く活動を学習に取り入れるなど）といった授業改善が必要です。

読書活動の推進

- ICT 機器を利用する時間が増加し、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、子どもたちの活字離れが年々深刻化していると考えられています。子どもたちの視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているとの指摘もあります。
- 子どもたちは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる探究心や真理を求める態度が育われます。さらに、読書は、人間性を培う上で非常に有益であるとともに、読書と学力の相関関係には強いものがある

ります。

- 国語の時間に本の紹介をしたり、図書の時間を取り入れたりすることで、本に対する興味・関心は高まっております。読書指導員の努力、図書室の蔵書数増などにより、一定の成果が表れてきています。今後も、読書活動を取り巻く情勢の変化や子どもたちの読書活動の状況を踏まえ、読書活動に積極的に取り組むとともに、読みたい本がすぐに手に取れるとともに、多角的な視点につながるよう、様々なジャンルの本に触れられる環境のさらなる整備、家庭と連携した読書の推進に取り組む必要があります。

体験活動の充実

- 近年、子どもたちを取り巻く状況の変化の中で、人や社会と関わろうとする意欲の低下が見られ、集団行動を忌避して内に閉じこもる、集団の一員としての自覚や責任を十分認識できず適切な行動を選択できない、些細なことでもトラブルになるなどの現状があります。さらにスマートフォンや SNS の普及による情報化社会の中で、子どもたちは多くの情報に触れたり、疑似体験をしたりすることが容易になる反面、自然や生活文化等と直接触れ合う体験が乏しくなっています。
- 子どもたちは、具体的な体験や事物との関わりを拠りどころとして実生活や社会の在り方等を学び、自らを高め、他者と共に生活を創り出していきます。体験活動を通して、仲間と共に悩み、協力し、達成していくといったプロセスを踏むことで、年齢・学年・自己の成長にあった学びが得られていきます。このように、直接体験は子どもたちの成長の糧であり、生きる力を育む基礎となっています。また、国立青少年教育振興機構の研究によれば、子どもの頃の体験が豊富な人ほど、大人になってからのやる気や生きがい、モラルや人間関係能力などの様々な資質・能力が高い傾向にあることが明らかになっています。
- 寒川町では、各校において様々な体験活動を展開することに加えて、地域のせんせいふれあい事業として、外部から様々な経験や知識が豊富な講師を招へいし、児童生徒の体験活動を豊かにする取組を行っています。部活動や授業の補助など、普段関わることができない、地域の方々に協力をいただくことによって、児童生徒の体験活動の充実に寄与しています。こうしたことから、今後も学校教育において、児童生徒に不足している生活体験や自然体験などの機会を意図的・計画的に教育活動に取り込むことが大変重要となっています。

道徳教育の充実と規範意識の向上

- 今日、いじめ問題を背景として、小学校では平成 30 年度から、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」として教科化されました。よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることが求められています。
- 学校における道徳教育は、人格の基盤となる道徳性を育成するものであり、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて指導し、家庭や地域社会との連携を図りながら、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師が中心となって全教師が全体計画の作成に主体的に参画するよう体制を整え、計画的に取り組むことが大切です。
- また、価値観が多様化する中で、規範意識の向上はもちろん、道徳教育の目標である、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが今後ともますます重要です。
- 道徳の教科化に伴い、道徳の授業の質的な転換も図っていかなければなりません。教員が道徳的価値を押し付けることなく、子どもたちが他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展することや、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深められることができるよう、授業を工夫していく必要があります。

いじめ防止と人権教育の推進

- いじめはいつでも、誰にでも起こり得るものであるという認識に立たなければなりません。こ

のような近年のいじめ問題の社会問題化に対し、寒川町及び寒川町教育委員会では、「寒川町いじめ防止基本方針」を策定し、各小・中学校においても、児童生徒の実情を鑑みながら、「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

- 人権とは、「人が人間らしく生きていくために絶対不可欠な、誰もが生まれながらに持っている様々な権利」です。そして、「人間の尊厳」と「人間の平等性」という2つの価値に支えられ、誰もが安全に、安心して日常生活を送れるようにする大切な権利や自由から構成されています。そのため、人は、あらゆる違いに関係なく、いつでも、どこでも、どんな状況においても、人間として尊重されなければなりません。どんな形のいじめであれ、いじめは人権侵害そのものと言えます。
- 自他の大切さを認めることができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身につくものではありません。このような人権感覚を身につけるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが大切です。
- とりわけ、教員同士、児童生徒同士、教員と児童生徒等の間の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、教員一人ひとりの意識と努力により、即座に取り組めるものです。
- こうした予防的な取組と併せて、いじめが起きた場合に適切な対応ができるようにしておくことも必要です。特に、いじめの芽を摘むことや、適切な初期対応、家庭や関係機関との連携が重要となってきます。そのためには、情報共有を図るなど、組織的かつ迅速・丁寧に対応するための体制づくりや教員への研修を図る必要があります。

情報モラル教育の充実

- GIGA スクール構想が進むとともに、携帯電話・スマートフォンといったハードウェアやSNSが児童生徒にも急速に普及する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、情報モラルについて指導することが一層重要となっています。寒川町では、ネットパトロールの取組や、各教科や特別の教科 道徳などの授業を通して、ネット上の誹謗中傷やいじめ、ネットでの犯罪や有害情報などについて適切に指導しています。
- 情報モラルは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、ICT 機器などの使用による健康への影響を理解することなどがあります。このため、情報を活用する各場面を通じて、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、健康を害するような使い方について考えさせる学習活動などを充実させていくことが今後ますます必要となっています。

体力の向上と食育の充実

- スポーツ庁の「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」によると、全国の体力合計点はコロナ感染症蔓延時前の水準に戻りました。寒川町では、小学校男子・女子及び中学校男子の体力合計点は全国平均と同等の結果でしたが、中学校女子の体力合計点は全国及び県の平均を下回りました。スマートフォンや SNS の普及、家庭の事情などによって夜型の生活を送っていることも懸念されています。その生活リズムは睡眠不足を引き起こし、自分で朝起きることができず、朝食を抜いて登校する子どもも珍しくありません。さらに、食事による栄養の偏りも体に悪影響を与えます。栄養バランスが乱れることによって、肥満率が上がり、基礎体力や集中力の低下、肉体面や精神面でも発達への妨げにつながります。つまり、子どもたちの体力向上には、生活習慣の改善が欠かせず、家庭において、早寝早起き、朝、昼、晩の3食を意識し、肉や魚、野菜や果物をバランスよく摂取することが必要です。

- これまで中学校の生徒に対する完全給食が実施できていなかったことが課題となっていました。令和5年2学期から学校給食センターの運用が始まり完全給食を実施するに至りました。今後は学校給食センターを中心に、食に関する情報を広く発信していくことが重要となります。現状課題となっている朝食を食べる児童生徒の割合が低いことから、朝食を食べる意味やバランスよく喫食し栄養を取ることの重要性を認識させる必要があります。
- 児童生徒の体力向上に向けて、「運動する習慣づくり」も重要です。学校においては、体育の授業で運動を楽しませる工夫を取り入れるなどできますが、それと同様に家庭の役割が大きいため、児童生徒の未来のために家庭と学校が連携し、社会全体で考えなければならない重要な課題となっています。
- 寒川町の児童生徒の体力に対する意識は高く、健康・体力づくりの重要性、必要性は十分に理解されているのも事実です。今後も学校における保健体育の授業を核とし、運動嫌いをさらに減らし、生涯を通じて運動に親しむことを目指すことが大切です。授業の中では、簡潔な説明、十分な運動量を確保できるような展開を心がけ、休み時間等も屋外で運動する習慣をつくるなど、さらなる取組を図る必要があります。
- 中学校を含めた町立小中学校8校へ全て完全給食を実施できたことから、今後は食育の充実を図っていくために、学校給食センターを中心として共通の学びとなるよう、日常的な指導だけでなく、各学校の特徴を踏まえた上での食に関する全体計画を作成し、栄養教諭を中心に学校全体で取り組みを推進していく必要があります。
- 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることを理解する、各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めるなどの学校給食の目標達成のために、地元寒川産の食材を活用した地産地消をさらに推進していく必要があります。

家庭との連携

- 今日、児童生徒の教育は、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域社会が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要となっています。特に家庭は、基本的な生活習慣、人に対する思いやり、善悪の判断など、児童生徒が社会生活を営むための基本的なルールやマナーを身につける上で極めて重要な役割を担っています。それゆえ、児童生徒が出合うさまざまな問題への指導・援助を進める上で、家庭がその役割を適切に果たせるような学校と家庭との連携は不可欠と言えます。寒川町では、「家庭学習の手引き」「学校教育だより」の作成・配付等を通じて、家庭学習の取組を推進するよう各家庭にお知らせし、啓発を図っています。
- 家庭との連携を図るためには、学校として何のために何をどうしたいのかをよく説明し理解を得ようとする姿勢をもつこと、保護者の理解や協力に対して感謝を表していくこと、学校と家庭がお互いにできそうなこと、できることを出し合い、役割分担をはっきりさせることが必要です。そのために、学校として、面談や電話、家庭訪問に限らず連絡帳、日記、通信、行事等での来校時など、日ごろから家庭とのコミュニケーションの機会を活用し、教育活動への理解を得ておくことや、小さなことでも児童生徒が頑張ったことや、よい変化が見られことなどを積極的に伝えて信頼関係を構築しておくことが重要です。その上で、学校だけでは解決できない問題等に対して、家庭も巻き込んだ教育を推進していくことが大切です。

地域との連携

- 学習指導要領において、児童生徒が未来社会を切り拓いていくための資質・能力を一層確実に育成することを目指すため、児童生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すべきことが明記されています。
- 学校においては、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、地域・家庭の連携及び協働によりその実現を図っていくカリキュラム・マネジメントが求められています。
- 寒川町では、「地域のせんせいふれあい事業」の取組とともに、令和元年度から他市町村に先駆けて、町立小・中学校全校において保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制

度（コミュニティ・スクール）の推進により、学校と地域の連携及び協働の取組を進めています。

- その反面、より効果的な教育活動と教員の負担軽減に向けて、学校や個々の教員の地域との連携に対する理解が十分とは言えないことが課題と言えます。今後も取組をさらに広げ、学校や個々の教員の地域との連携に対する理解を深めながら、地域のもつ力を学校教育に生かし、地域・家庭と共にある学校づくりを一層効果的に進めていくことが重要です。

支援教育の推進

- 寒川町においては、特別の支援を必要とする児童生徒の増加及びニーズを踏まえ、町立小・中学校全校に特別支援学級を、令和7年度からは町立小学校全校に通級指導教室を設置し、特別支援教育の充実を図っています。一方、子どもたちの多様化と保護者のニーズの高まりから、町立中学校に通級指導教室を設置するなど、今後も引き続き特別支援教育の推進を図っていかねばなりません。
- 特別支援教育において大切な視点は、児童生徒一人ひとりの特性等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童生徒の特性等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことです。また、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが重要となっています。さらに、その指導に当たっては、担任を含む全ての教員において、個々の児童生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教員間の連携に努める必要があります。
- 子どもを取り巻く家庭環境・社会環境の変化に伴い、個別の支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあるとともに、児童生徒の抱える問題の多様化はますます進んでいます。そのような中で、個々の教員の対応だけでは困難であり、学校の組織力やチーム力及び専門性の向上が求められています。また、通常学級にも教育的ニーズを抱えた児童生徒もいることから、支援に対する教員の理解及び指導力の向上が必要となっています。現在、教員とスクールカウンセラー等の専門スタッフとの連携を図り、相談活動を展開していますが、さらに教育相談活動についても充実していく必要があります。

教職員の指導力と学校力の向上

- 急速に変化する社会において、児童生徒に確かな学力と健やかな心身を育む必要性は増えています。また、学習指導要領の全面実施に伴い、児童生徒の成長を支える教員には、今後求められる資質と力量をますます向上させる必要があります。
- 新学習指導要領に示された育成すべき資質・能力に向けて、授業改善が求められているところであり、教員に求められる資質に応じて、計画的・継続的な研修を設けていく必要があります。教員の指導力を向上させるためには、校内研究を充実させることが必要不可欠であることから、寒川町では、さむかわ学びっ子育成事業や教職員研修会を通じて、専門的知見をもつ講師を招へいし、学校においてニーズに応じた先進的な校内研究の充実に寄与しているところであり、今後も継続して取り組む必要があります。
- 今日、教員の世代交代が急速に進み、若手教員が大量採用され、ベテラン教員の経験やノウハウの継承などが課題となっています。OJTの必要性も指摘されている中、ゆとりのなさから来るコミュニケーション不足も否めず、教員の働き方改革の推進と併せて、今後も引き続き、退職教員がその教員経験を生かし、若手教員の育成及び学校経営において先進的に牽引・補助する専門指導員を配置する必要があります。

学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備

- 学習意欲を高め、効果的な授業を行う上で、教材・教具の活用は重要な役割をもっています。児童生徒の実態をできるかぎりの確に把握した上で、その児童生徒にとって最も有効な教材・教具を選択したり、開発したりする必要があります。
- 現在、国のGIGAスクール構想により、一人1台のICT端末や情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えたところです。単なる

整備に留まらず、各教科等において適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要です。

- また、これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教員は機器の操作等に習熟するだけでなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められています。今後も教育環境の整備をさらに見直し、十分な整備を図る必要があります。

防災対策、防災教育の推進

- 東日本大震災といった巨大地震による災害や、大型台風の接近に伴う風水害などの自然災害が発生しています。神奈川県西部地震発生の可能性も指摘されていますが、災害はいつ発生するか予測できません。児童生徒に対し、防災に関する正しい知識や、災害時の行動の仕方を身につけさせる「防災教育」の必要性が高まっています。
- 各校ごとに工夫を凝らし、より実際の状況を想定した避難訓練を実施するとともに、合同引き取り訓練も毎年行うようになっていきます。しかしながら、2011年の東日本大震災以降、時間の経過とともに、防災に対する意識が低下していることは否めないかも知れません。天災は忘れた頃にやってくることを肝に銘じ、寒川町においてもソフトとハードの両面で日ごろからの備えが大変重要です。
- 防災教育については、学校種別等のつながりを発達段階に応じて整理することが必要ですが、体系化されていないことが課題となっています。例えば、小学生に対しては家族や地域と共に災害に立ち向かう態度や防災に関する基礎知識を学習させる、中学生に対しては地域防災を担う必要性を学習させ、その後社会の中での役割や、将来の課題を自分の力で解決する方策を学んでいく、といった視点が必要です。
- 自然災害は予期し得ないことから、防災は生涯にわたって学ぶべきことであり、そのためには、児童生徒が自ら問いかけて課題を発見し、調べ、結果をまとめ、発表する能動的学習が必要であり、今後そのような取組を進めることが重要となっています。

外国語教育の推進

- 目的・場面・状況の設定（日常生活との関連）のある授業を展開し、外国語の学習効果を高め、実際に使える英語力を身につけさせる必要があります。
- 子どもたちが多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜けるよう、日常的に異文化や異文化をもつ人に触れる機会や自国の文化やアイデンティティーを認識する機会を通して、多様性や異文化理解に基づく積極的な態度の育成が必要です。
- 外国語教育の教科化により、小学校外国語の授業時数が増加している中、外国人指導者（FLT）の役割の重要性はさらに増しています。
- 小学校における外国語教育の教科化によって、外国語指導の専門性が求められ、さらなる指導体制の充実が必要です。

GIGAスクール構想及び情報教育の推進

- 未来を切り拓いていく子どもたちには、情報を主体的に捉え、新たな価値の創造に挑んでいくことがますます重要となっている反面、情報を手段として活用し、問題を発見・解決したり、自分の考えをまとめたりできるようになるために必要な情報活用能力には課題があります。
- 時代の変容に伴い、SNSでのやりとりを通して、児童生徒に危険やトラブルが発生する状況が広がっています。情報ツールのメリット、デメリットの双方を児童生徒、保護者が共に把握し、正しく適切な使用方法を身につけられるよう、情報モラル教育の充実にも努める必要があります。
- 身近なものにICT機器が利活用され、情報技術による情報共有が当たり前の社会において、文字入力やデータ保存などの技能やプログラミング的思考を習得していくことが求められています。
- 文部科学省の調査及び町内教職員の実態から、教職員のICT機器の活用に関わる指導力は年々向上しています。引き続き、ICT機器の効果的な利活用に関する研究や研修が必要です。

《社会教育》

社会の持続的発展のための学びの推進

- 人口減少や高齢化など多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化に対応するために、町民自らが生涯にわたる学びを通じての行動変容が必要となっています。また、地域の人々の間の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという状況も生じています。今後の社会教育には、町民の生涯にわたる学びを支援し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を支える取組が期待されています。
- 公民館、図書館等の社会教育施設には、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点等としての役割や、町民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、学習活動を支援する機能を一層強化することが求められています。
- 公民館は町民が集い、学習活動・文化活動を行う重要な拠点です。公民館の利用者の高齢化や固定化が進み、利用者が減少傾向にあることから、多様化する町民ニーズに応え、公民館活動の充実を図る必要があります。
- 総合図書館は町民の学びを支える地域の情報拠点であり、資料の充実と利用環境の整備が必要です。学習活動や情報発信の機能を高め、地域、学校、企業など多様な主体との連携や、町民が身につけた知識や経験を生かせるようボランティア活動の充実など、地域に開かれた魅力ある図書館となることが重要です。

多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

- 子どもの教育の第一義的責任は保護者が有するものであり、子どもが安心できる生活環境づくりが大切です。一方、近年の核家族化や都市化により親族や地域からの子育てへの支援が希薄になっており、出産や子育てについて、日常生活の中で学ぶことや、相談できる機会が得にくい状況があります。子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域全体で家庭教育を支える仕組みが求められており、学校、家庭、地域、行政など多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあいながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要となっています。
- 子どもの読書活動については、幼児期からの読書習慣の定着が課題であり、読書環境の整備と読書機会の充実を図る必要があります。ブックスタートや、公民館や学校での読み聞かせ活動と連携しながら、図書館が中心となり読み聞かせボランティアの育成を促進する取組が必要です。

地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

- 町内には貴重な文化財が多数あります。文化財は郷土の歴史や誇りであり将来へ継承すべきものであることから、文化財の認知度を高める取組が必要です。地域の伝統や文化財への理解を深め、郷土への親近感を醸成する機会や、それを機に住民が交流する場を持つことで、文化財保護活動の目的を浸透させ、意識向上を図ることが重要です。

多世代交流による青少年の健全育成機会の創出

- コロナ感染症の蔓延により、対面でのコミュニケーションの制限を余儀なくされた世代には、コミュニケーションに不安を感じる青少年がいます。また、少子高齢化や地域活動の成り手不足などから、地域の催し等についても減少傾向にあり、学校や家族以外の他者と交流する機会も減少しています。
- 青少年が社会性や自主性を育み、自らの力で成長していくきっかけとして、地域活動等の様々な体験活動を通じて、多世代と交流する機会の創出が必要です。また、青少年が地域活動や様々な体験の場で、主体的に取り組むジュニアリーダースクラブの活動についても、活動に参加した青少年が運営に携わりたいと考えてもらえるような魅力的な事業を展開できるよう支援していく必要があります。

□■□■□■□■ 後期実施計画（今後の３年間）の重点施策 □■□■□■□■

寒川町総合計画 2040 第2次実施計画の施策において、事務事業として掲げられた事業を、後期実施計画における重点施策とし、目標指標もあわせて第2次実施計画の目標指標を用いることとします。なお、表内の令和7年度の目標指標は参考指標として扱います。

《学校教育》

【基本方針4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成】

【基本方針5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成】

事業名	① 小・中学校グローバル教育推進事業					
事業目標	児童生徒がグローバル社会を生き抜けるよう、外国語によるコミュニケーション能力及び情報活用能力等の資質・能力が向上している。					
概要	・外国語教育の教科化への対応及び授業内外で英語に触れる機会の創出に向けて、外国人指導者（FLT）を各校に1名ずつ常駐配置することにより指導体制の充実を図る。 ・外国人指導者を講師として、小学生等を対象とした英語講座（さむかわイングリッシュ・キャンプ等）を行い、少人数グループでゲームなどの活動や、多くの英語でのやり取りを通して、ニーズに応じて興味を持って英語に触れ、使用する機会のさらなる充実を図る。 ・各校の外国語教育推進リーダー、小学校英語専科教員、外国人指導者及び指導主事から構成される外国語教育推進リーダー研究会を組織し、定期的に外国語教育に関わる情報共有、授業研究、研修を行い、小学校から中学校への円滑な接続及び指導力向上を図る。 ・令和7年度より町内在住の中学2・3年生を対象に、英語検定3級以上を受験した際の検定料を助成し、自分の英語力を把握するとともに、更なる英語学習のモチベーション維持に繋げる。 ・ICT 機器を効果的に活用する授業研究・研究成果の普及に向けて、各小・中学校のICT 教育担当教員からなる研究組織体制を整えるとともに、ICT 機器の効果的な活用に関わる授業研究を実施する。 ・学習指導要領の求める資質・能力を育成するためにどのような場面で、どのように活用することが効果的かについて実践的に理解できるようICT 機器の活用に関わる教職員研修を実施する。 ・ICT 機器を活用した授業への助言、ICT 機器を活用した授業の機器操作補助、ウィルス起因時の一次対応、ICT 機器を授業で使用する際のハードウェア・ソフトウェアの操作指導、ICT 機器の点検、不具合発生時のメーカーとの折衝などを行い、教育現場で円滑にICT 機器が利活用できるよう、ICT 支援員を配置する。 ・ICT 機器の利活用を更に進めていく上で、十分なネットワーク速度が確保されていることが重要であることから、ネットワークアセスメントを基に、ネットワークの環境整備を行う。					
目標指標 (単位)	FLT の先生との授業で外国語を楽しく学んだ子どもの割合 (%)	基準年	R7	R8	R9	R10
		91 (R5)	90	90	90	90
	生徒の英語検定等の資格試験の受験率 (%)	基準年	R7	R8	R9	R10
		8 (R5)	12	16	20	24
	ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思う子どもの割合 (%)	基準年	R7	R8	R9	R10
		94 (R5)	90	90	90	90

【各基本方針に関わるもの】

事業名	② 教職員の働き方改革推進事業					
事業目標	教職員の働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにし、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して、効果的な教育活動を行うことができるようになる。					
概要	・教務主任・教育相談コーディネーターの授業数を削減するための特例補充教員及び部活動の地域協力者等を配置する。 ・読書指導員、特別支援学級補助員、町心理士の勤務日数を増やす。					
目標指標 (単位)	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる(%)	基準年	R7	R8	R9	R10
		71 (R5)	71	72	73	74

《社会教育》

【基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進】

【基本方針7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援】

事業名	③ 公民館運営事業					
事業目標	・講座等に参加することで、地域活動への関心を持つ町民が増えている。 ・地域の学習活動に参加することにより、子どもの成長に関する知識や体験が増えている。					
概要	・公民館を利用したことがない人を対象に、ニーズをとらえた講座を開催する。 ・家庭教育支援に関する学習機会を提供する。 ・地域学校協働活動の推進のための組織やコーディネーターを育成する。					
目標指標 (単位)	公民館講座等の参加者数(人)	基準年	R7	R8	R9	R10
		19,450 (R5)	21,000	21,500	22,000	22,500
	幼児・青少年向け事業の参加者数(人)	基準年	R7	R8	R9	R10
		5,321 (R5)	5,550	5,650	5,750	5,850
	地域学校協働本部の設置(本部)	基準年	R7	R8	R9	R10
		0 (R5)	0	0	3	3

事業名	④ 総合図書館運営事業					
事業目標	・図書館が学びを支える情報拠点となり、地域での学習活動が充実し、町民の幸せと誇りを創出している。 ・幼児期からの読書習慣が定着することで、心豊かな成長や自己実現を促している。					
概要	・魅力ある図書館となるために資料の充実を図る。 ・幼少期から読書習慣を身につけられるよう、図書館に来る機会づくりを充実する。					
目標指標 (単位)	図書館資料の総貸出点数（点）	基準年	R7	R8	R9	R10
		271,029 (R5)	285,000	290,000	295,000	300,000
	子ども対象の利用促進事業の参加者数（人）	基準年	R7	R8	R9	R10
		4,973 (R5)	5,100	5,150	5,200	5,250

事業名	⑤ 生涯学習振興事業					
事業目標	・町民が自主的・主体的に学び、その成果を地域で活かし、協働につなげている。 ・地域での学習機会を提供し、子どもにも学びに目を向ける動機づけを行う。					
概要	・子どもに地域での学習活動へ参加する動機づけ及び継続的な参加を奨励する。 ・公民館、図書館、各課等で行われる子ども対象の講座・教室等の情報を取りまとめ、情報紙を発行する。					
目標指標 (単位)	さむかわゆうゆう学園対象事業の参加者数（人）	基準年	R7	R8	R9	R10
		2,989 (R5)	3,200	3,300	3,400	3,500
	子どものための生涯学習情報紙「すきっぷ」掲載事業数（件）	基準年	R7	R8	R9	R10
		152 (R5)	160	164	168	172

【基本方針9 多世代交流による青少年の健全育成機会の創出】

事業名	⑥ 青少年健全育成事業					
事業目標	・青少年が多世代との交流を通して経験を積み、健やかに成長している。					
概要	・幅広い年齢層が参加できる事業を継続開催し、多世代交流を推進する。 ・地域活動や研修により指導者やジュニアリーダーの育成を図る。					
目標指標 (単位)	青少年健全育成事業の参加者数（人）	基準年	R7	R8	R9	R10
		172 (R5)	192	212	232	252

□■□■□■□■ 後期実施計画（今後の３年間）の主な施策 □■□■□■□■

《学校教育》

【基本方針１ 確かな学力を身につけた児童生徒の育成】

- ⑦ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と基礎学力の定着
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通して、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成します。
 - 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かせるよう、指導と評価の一体化を図ります。
 - 小学校において、学力補助教材を取り入れ、必要な資質・能力の育成を図ります。
 - 小・中学校共に、家庭学習の補助としてデジタル教材を導入し、学び続ける子どもを育成します。
- ⑧ 個に応じたきめ細やかな指導の充実
- 少人数学習等を推進し、学習形態や指導方法を工夫・改善し、学力向上を図ります。
 - ３５人以下学級を編成することで、一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導を展開します。
- ⑨ 小学校中・高学年における教科担任制の推進
- 各小学校において、小学校中学年又は高学年「教科担任制」を導入します。
 - ・複数の教員による多角的な視点から、児童の多面的な理解につながり、児童の心の安定が図られるとともに、複数の教員で児童が抱える問題に対応することにつながり、ひいては不登校やいじめの未然防止につながると考えます。
 - ・いわゆる「中１ギャップ」といった課題に対して、小・中学校における指導の円滑な接続につながると考えます。
 - ・小学校教員が教科担任として、同じ授業を複数回行うことで、教科指導における専門性の向上や、授業の質の向上につながると考えます。
 - ・教員の働き方改革の視点において、一人の教員が受け持つ教科の数が減ることで、教材研究や授業準備の効率化により、教員の負担軽減も図られると考えます。
- ⑩ 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用
- 全国学力・学習状況調査の実施や課題の把握・分析・結果の活用を通して、教育施策・指導の改善・充実を図ります。
 - 全国学力・学習状況調査等で明らかになった課題となる学習内容を中心にした寒川町学年別確認問題を小学校１年生から中学校３年生まで作成し、基礎力の定着度を検証します。未達成の部分については、補充学習を丁寧に行います。
- ⑪ 読書活動の推進（取り組み内容は３１頁参照）
- 総合図書館と学校図書館の連携を図り、読書活動をさらに推進し、豊かな情操と自ら学ぶ力を育みます。
 - 子どもの読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ、子どもの読書活動を推進します。
 - 家庭や地域と連携し、子どもの読書活動を推進します。

【基本方針２ 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成】

- ⑫ 体験活動の充実
- 様々な体験学習を通じ、社会のルールを学び、生きることの喜びや命の大切さを実感させ、人

を思いやる心を育み、共に生きようとする態度を育成します。

- 日常的に目標に向かって努力をし、達成した時の感動を味わえる場を設けるとともに、将来的に夢や希望に向って前向きに生きていこうとする態度を育みます。
- 主権者教育、消費者教育、情報教育、環境教育、国際教育など、時代の変化に対応した体験活動の充実に取り組みます。

⑬ 道徳教育の推進

- 「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育の充実に取り組みます。
- 答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」への転換を図ります。
- 教職員の研修会・研究会の活性化とともに、関係諸機関との連携を図ります。

⑭ いじめ防止と人権教育の推進

- 一人ひとりを大切にできる学級風土、学校風土の創造に努め、いじめのない集団づくりを推進します。
- 子ども自身の主体的な活動を通じて自己決定の場を与え、子どもたちの良さを積極的に認めることにより自己存在感を高めるとともに、リーダーシップ及び互いに協力し合うフォロワーシップの育成を通じて、共感的人間関係の構築を図ります。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを踏まえ、各学校におけるいじめの解消に向け、積極的な認知と情報共有の徹底を促します。
- 各教科、各領域において、人権教育の充実を推進します。

⑮ 不登校児童生徒への支援の充実

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校児童生徒に対し、その実態に配慮して相談指導教室の設置及び通室指導など、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保を推進します。
- 各小学校にスクールカウンセラーとして町の心理士を、各中学校に県から派遣されたスクールカウンセラーを、さらに町として、心理士、巡回相談員、訪問相談員、学生相談員を配置し、個別の相談に応じるとともに、スクールソーシャルワーカーを通じて関係機関等との連携を図るなど、不登校児童生徒に対する教育相談体制の充実を図ります。
- 各校において、教育相談コーディネーターを中心として実施するケース会議などを通じて、個々に応じた組織的な支援体制を推進します。

【基本方針3 心身共に健やかな児童生徒の育成】

⑯ 体力の向上と食育の充実

- 地域資源も活用しつつ、体育の授業や部活動の充実、休み時間の運動や遊びを促し、運動への関心を高め、健康の保持増進と自ら体力の向上を目指す児童生徒を育成します。
- 社会全体で子どもたちの生活リズムの向上を図るため、子どもが情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況等も踏まえつつ、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開します。
- 食に関する指導の全体計画に基づき、教科と関連させた学習や特別活動を通じて、子どもたちが食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けることができるように学校全体で食に関する指導の充実を図ります。
- 「生きた教材」として学校給食を活用し、日常的な指導に加え、栄養教諭を中核として食育を推進します。
- 学校や地域と連携しながら積極的に地場産物を取り入れて地産地消に取り組みます。

【各基本方針に関わるもの】

⑰ 地域との連携

- 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の促進及び運営の充実を図ります。
- 地域全体で子どもたちの成長を支えるという共通認識のもと、地域と学校の連携・協働を図りながら地域の教育力を生かし、授業や課外活動の一層の充実を図ります。

⑱ 支援教育の推進

- 各校に特別支援学級を設置し、特別な配慮を必要とする児童生徒への支援体制の充実を図ります。
- 令和7年度から全小学校に通級指導教室を設置し、今後は中学校においても通級指導教室の設置を進めることで、通常学級に在籍しながら支援を必要とする児童生徒の支援体制の充実を図ります。
- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、特別な配慮を必要とする児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるよう努めます。
- 家庭環境・社会環境の変化を踏まえ、町の心理士等との連携、教育相談コーディネーターを中心としたケース会議の実施など、個々のニーズに応じた支援体制を整えます。

⑲ 教職員の指導力と学校力の向上

- 管理職のリーダーシップのもと、学校教育目標の達成を目指して全教職員一丸となった「チーム学校」集団を構築します。
- 各校において、教育目標の実現に向けて、PDCA サイクルを機能させ、教育課程を計画的かつ組織的に編成・実施・評価するカリキュラム・マネジメントを行い、教育の質の向上及び学校組織の活性化を図ります。
- 校内研究会の充実、教職員研修会の活性化等を通じて、高い実践力を兼ね備えた教員の育成を図ります。
- 各校における研修会・研究会の公開・交流を進め、教員の授業力向上を図ります。
- 若手教員の指導力向上に向けて、計画的・組織的な研修の充実を図ります。

⑳ 学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備

- 学習指導要領が求める確かな学力及び体力の育成を図るため、教具、教材等の教育環境の十分な整備を図ります。

㉑ 防災教育の推進

- 地震による災害や、大型台風の接近に伴う風水害などの自然災害は予期し得ないことから、東日本大震災の教訓を風化させず、大震災等への災害対策を進めるとともに、防災に関わる知識の普及や意識啓発に努めます。
- 各校ごとに児童生徒の発達段階に応じて工夫を凝らし、より実際の状況を想定した避難訓練を実施するとともに、合同引き取り訓練も毎年行うなど、日ごろからの災害等の緊急時への備えに努めます。

㉒ 安全教育の推進

- 子どもたちが安全安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、学校教育活動全体を通じて、安全に関する取組の充実、さらに地域社会や家庭との連携を図った学校安全の推進を図ります。
- PTA や地域の方々と連携をとりながら、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。
- 子どもの交通事故発生が自転車走行中や歩行中に多くなっていることから、自転車の指導資料

などを活用したり、交通安全教室を行ったりしながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする力の育成を図ります。

- 全小・中学校において、通学路の危険箇所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めるよう努めます。
- 地域において、子どもが巻き込まれる恐れがある犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速な共有を図り、保護者への通知に努めるなど、子どもの安全を確保する対応を図ります。

《社会教育》

【基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進】

②③ 生涯学習推進体制の充実

- 町民と行政が共に学びながらまちづくりを推進するために、団体等の依頼に応じ、学習を目的とした集会等に町職員を講師として派遣します。（さむかわ出前講座）
- 知識、技能、指導補助等意欲のある地域の方を登録し、講師の紹介や自主企画講座の実施等を支援します。（生涯学習人材登録制度「ステップ・アップ」）
- 地域学校協働活動の推進のための組織体制の構築やコーディネーターを育成します。

②④ 社会教育関係団体活動支援事業

- 地域のつながり形成を促進し、地域の持続的発展を支える社会教育関係団体活動の活性化のため、団体を支援します。

②⑤ 地域文化振興事業

- 町民が自主的に文化活動に参加できる機会を拡充し、文化団体を支援します。

【基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進】

【基本方針7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援】

②⑥ 公民館活動の充実

- 町民参加による課題解決や地域づくりの担い手育成のため、ボランティアや多様な主体と連携・協働した講座等を開催します。（ボランティア等と連携・協働する講座等の開催）
- 公民館利用者や公民館サークル数が減少しているため、サークルの育成・支援を行います。（サークル入会体験フェスタ、サークル育成講座、公民館まつり）
- 多様化・複雑化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支援するため、親子のふれあいや子どもの体験活動などの学習機会を提供します。

②⑦ 図書館活動の充実

- 地域の読書活動推進の担い手として、子どもの読書活動や図書館サービスを支援するボランティアの育成をします。（図書館ボランティアの育成）
- 地域の企業や団体など多様な主体と連携し、地域に根ざした図書館活動の充実を図ります。（雑誌スポンサー制度、多様な主体との連携・協働）
- 町民の図書館の利用促進を図るため、読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、講座等を実施します。（図書館講座の開催）
- 幼少期から本に親しめるよう、子どもの読書活動を推進し、図書館へ足を運びやすくする機会を充実します。
- 学校と連携し、子どもの読書活動の重要性に関する普及啓発を通じ、図書館見学や、団体貸出事業、学校図書館及び図書委員との連携など、子どもの読書活動を推進します。（取り組み内容は31頁参照）

【基本方針8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施】

㊸ 文化財保護事業

- 地域の伝統や文化財への理解を深め、郷土への親近感を醸成し、町民が交流する場を提供することで、文化財保護の意識向上を図ります。

㊹ 文化財学習センターの活用

- 町民の教育、学術及び地域文化の発展に寄与し、文化遺産を保護するため、文化財学習センターにおいて、埋蔵及び民俗文化財の保存、修復を行い、展示等の公開、普及啓発、資料の活用促進を図ります。

子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するため、家庭、学校、地域等が連携し、子どもの発達段階にあわせた取り組みを進めてまいります。

家庭等における読書活動の推進

乳幼児期	読書と出会うきっかけづくり ・親から子への絵本の読み聞かせ ・絵本小規模企画展示（総合図書館） 親子で読書に親しむ環境づくりの醸成 ・月に一度の赤ちゃんタイム（総合図書館）
小・中学生期	保護者自らが読書に親しむ意識の醸成 ・保護者世代を対象とした図書館講座、イベントの開催

学校等における読書活動の推進

小・中学生期	読書と出会うきっかけづくり ・読み聞かせ 読書習慣の確立 ・朝読書 ・推薦図書の紹介 自主的な読書活動の推進 ・学校ごとの「読書指導全体計画」の作成 ・読書指導に関する教職員向けの研修 計画的な整備 ・学校図書館資料の整備 人的配備 ・読書指導員の配置 ・地域人材による学校図書館の支援 デジタル社会へ対応した読書環境の整備 ・学校図書館システムの導入 子ども読書の日を中心とした啓発活動 ・ポスターの掲示 ・学校だより等を通じた情報発信 ・総合図書館との連携 ・優良図書の周知・普及 保護者への啓発
--------	--

地域等における読書活動の推進

乳幼児期	読書と出会うきっかけづくり ・おひざにだっこのおはなし会（総合図書館） ・土曜日おはなし会（総合図書館）
小・中学生期	読書と出会うきっかけづくり ・夏休み期間の「わくわく読書マラソン」実施（総合図書館） 総合図書館と学校図書館の連携 ・小学生の図書館見学の実施（図書館たんけん） ・中学校図書委員会活動との連携 子どもが利用しやすい図書館の環境整備 ・児童書の充実 ・児童書展示、YA展示、北部・南部分室展示
高校生期	子ども読書活動を支援する人材の育成 ・読み聞かせ講習会の実施 ・おはなしボランティアの育成 ・ジュニア司書の育成

主な取組

【学校教育】

No.	取組名	取組目標	取組概要	施策 No.
1	特別支援教育推進事業	児童生徒の特性等に合わせ、きめ細やかな教育活動の支援を行います。	特別の支援を必要とする児童生徒・保護者のニーズに対して、学習・生活を支援する支援員や補助員を配置するとともに、小学校では「通級指導教室」を運営します。中学校においても「通級指導教室」の導入を目指します。	⑱
2	豊かな心・文化育成事業	芸術・文化・スポーツを通じて、子どもたちの豊かな心や生涯にわたって学ぶ力を育成します。	芸術鑑賞など、芸術体験の質的充実を図るとともに、部活動や進路指導に対して支援を行います。	⑫ ⑬ ⑯ ⑳
3	教育活動充実事業	小・中学校における教材及び教育環境の充実を図り、「知・徳・体」の調和を育みます。	各学校の組織的な教育力を高め、教育活動の充実を図ります。読書活動を推進し、豊かな情操の育成を図ります。	⑨ ⑪ ⑳ ㉑ ㉒
4	少人数教育推進事業	きめ細かい指導により、児童生徒の授業における理解を深め、学力向上を図ります。	少人数指導を通じて、個に応じたきめ細かな指導体制の充実を図ります。	⑧
5	教職員の資質向上事業	寒川町の児童生徒に知・徳・体の3つの側面の確かな力量を育ていくために、児童生徒の現状と課題に即した研修を実施し、教職員の授業力向上を図ります。	若手教員の育成及び学校経営を先進的に牽引・支援できる専門指導員を各校に配置します。研修会等の実施及び指導力向上に向けた教育研究活動に対する支援を行います。	⑦ ⑩ ⑬ ⑰ ⑲
6	小・中学校グローバル教育推進事業	児童生徒がグローバル社会を生き抜けるよう、外国語によるコミュニケーション能力及び情報活用能力等の資質・能力を育成します。	各校1名の外国人指導者を常駐配置し、授業内外での外国語使用の機会を創出します。 ICT機器の効果的な利活用等を通じた指導を行います。	①
7	教育相談事業	児童生徒及び保護者の悩みの解消と心の安定を図るとともに、教職員のカウンセリングマインドの向上を図ります。	不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、心理相談員、巡回相談員、訪問相談員、学生相談員による相談活動を行います。ネット上の問題状況を把握し、児童生徒指導を推進します。	⑭ ⑮ ⑱
8	教職員の働き方改革推進事業	教職員が効果的な教育活動を行う事ができるよう、体制づくりや整備に努めます。	小学校へ特例補充教員を配置し、教務リーダーと教育相談コーディネーターの持ち授業時間数を担います。	②

【社会教育】

No.	取組名	取組目標	取組概要	施策 No.
9	町職員講師派遣事業「さむかわ出前講座」	町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を目指し、町民の学習活動を支援します。	各課が所管する業務から学習テーマを設定し、町民で構成する団体の学習活動に町職員を講師として派遣します。	②③
10	生涯学習人材登録制度「ステップ・アップ」	個人・団体の学びの成果を地域に還元してもらうことで、学習活動の循環を支援します。	知識、技能を持つ個人・団体に指導者として登録をしてもらい、地域に紹介します。	②③
11	地域学校協働活動の推進	学校と地域が同じ目標をめざし、協働して子どもの健やかな成長を支援します。	地域学校協働本部及び地域学校協働推進員の設置に向けて検討します。	②③
12	社会教育関係団体の育成・活動支援	町民の生涯にわたる学びを支援し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展をめざします。	社会教育関係団体活動の活性化のため、補助金を交付し、団体による実施事業を支援します。	②④
13	寒川町文化祭の開催	町民が自主的・主体的に行う文化活動と地域での活動成果を発表する機会を支援します。	文化祭を開催し、文化芸術活動の成果を発表する場を提供します。	②⑤
14	公民館生涯学習推進員事業	地域の学びの場である公民館で職員と地域住民が協働し、事業を企画・運営します。	公民館生涯学習推進員が企画・運営をする講座、イベント等を行います。	③ ②⑥
15	公民館サークルの育成・支援	公民館に町民が集い、学習活動・文化活動を活性化するため、サークルの育成・支援を推進します。	サークル入会体験フェスタ、サークル育成講座、公民館まつり等のサークル育成・支援を目的とした事業を行います。	③ ②⑥
16	図書館資料の活用	図書館は町民の学びを支える施設として、所蔵の資料を活用し、図書館利用促進を図ります。	総合図書館、北部分室・南部分室でテーマを設定し、図書館資料の展示を行います。	④ ②⑦
17	図書館ボランティアの育成	町民が身につけた知識や経験が生かせるようボランティア活動の充実を図ります。	地域の読書活動推進の担い手として、子どもの読書活動や図書館サービスを支援するボランティアの育成を行います。	④ ②⑦
18	地域の多様な主体との連携・協働	図書館が学習活動や情報発信の機能を高め、地域、学校、企業など多様な主体との連携をめざします。	地域の企業や団体など多様な主体と連携し、雑誌スポンサー制度等の地域に根ざした図書館活動の充実を図ります。	④ ②⑦
19	子どものための生涯学習推進事業「さむかわゆうゆう学園」	子どもが地域での学習活動に継続して参加する動機づけとして、スタンプカードを配布します。	スタンプを10個集めて申請した子どもに3月に修了証を授与します。	⑤

No.	取組名	取組目標	取組概要	施策 No.
20	家庭教育支援に関する事業	子育て家庭を支援するため、公民館で家庭教育や親子ふれあいの機会を提供します。	公民館で家庭教育学習や親子参加型の講座・イベント等を行います。	③ ②6
21	学校と連携した子どもの読書活動推進事業	子どもの読書活動を支援するため、学校と連携した取組を推進します。	小学生の図書館見学や、図書館と中学校図書委員会との交流などで学校と連携し、読書の重要性や図書館を身近に感じる普及啓発を通して、子どもの読書活動を推進します。	④ ②7
22	文化財学習センター事業	地域の伝統や文化財への理解を深め、郷土への親近感や文化財保護への意識向上を図ります。	埋蔵及び民俗文化財の整理保存、修復を行い、所蔵資料の活用、促進を図ります。	②8
23	寒川町郷土歴史・文化財普及啓発事業	各団体への助言、協力・連携を深め、郷土歴史・文化財啓発活動の充実を図り、一人ひとりが文化財保護の担い手である意識を高めます。	文化財保護活動への助言やサポート、各公民館や近隣市町村・関連団体等と協力・連携し、郷土歴史文化財の普及啓発を図ります。	②9
24	青少年健全育成事業	青少年が多世代と交流することで、青少年の健全育成をめざします。	地域活動や様々な体験活動を通じて、多世代との交流を促し、相互に学びあうことで、青少年の社会性や自主性を育みます。	⑥

資料編

(1) 教育委員会の組織

ア 教育委員会の位置づけ

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育に関する事務を管理・執行するため、都道府県、市町村等に設置される合議制の執行機関です。この教育委員会制度は、教育委員の合議により、基本となる方針を決定し、それを教育長が事務局の事務を統括し、執行するという仕組みです。

寒川町教育委員会は、5人の委員から構成されています。教育長及び委員は、町長が町議会の同意を得て任命します。教育長の任期は3年、委員の任期は4年で、再任されることもできます。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局が置かれています。事務局は、教育長の統括のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理します。事務局の組織は、教育委員会規則により定められています。

イ 教育委員会の任務

教育委員会は、以下の任務をもっています。

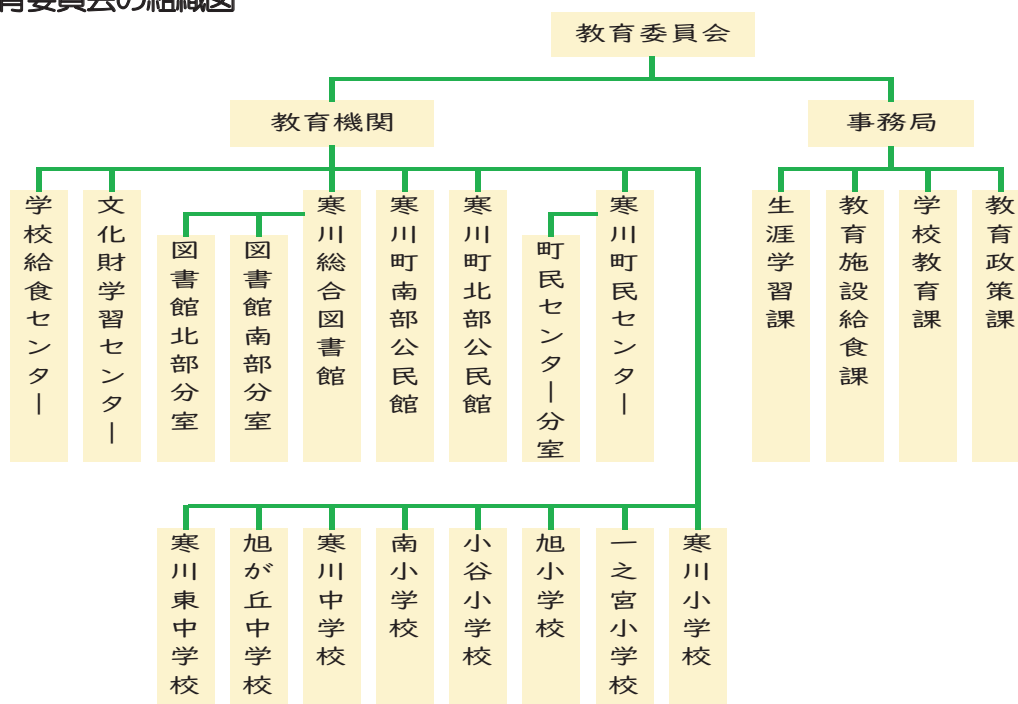
- 学校など教育機関の設置、管理及び廃止
- 教育財産の管理
- 教育委員会や学校など教育機関の職員の任免その他の人事
- 児童・生徒等の就学、入学、転学、退学
- 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導
- 教科書その他の教材の取扱い
- 校舎などの施設や教具などの設備の整備
- 教育関係職員の研修
- 教育関係職員、児童・生徒等の保健、安全、厚生、福利
- 学校など教育機関の環境衛生
- 学校給食
- 青少年教育、女性教育、公民館事業など社会教育
- 文化財保護
- ユネスコ活動に関すること
- 教育に関する法人に関すること
- 教育に関する調査、統計
- 教育相談、広報
- その他教育に関すること

ウ 教育委員会任務の特例

以下の事務については、条例の定めるところにより町長が管理・執行しています。

- スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く）

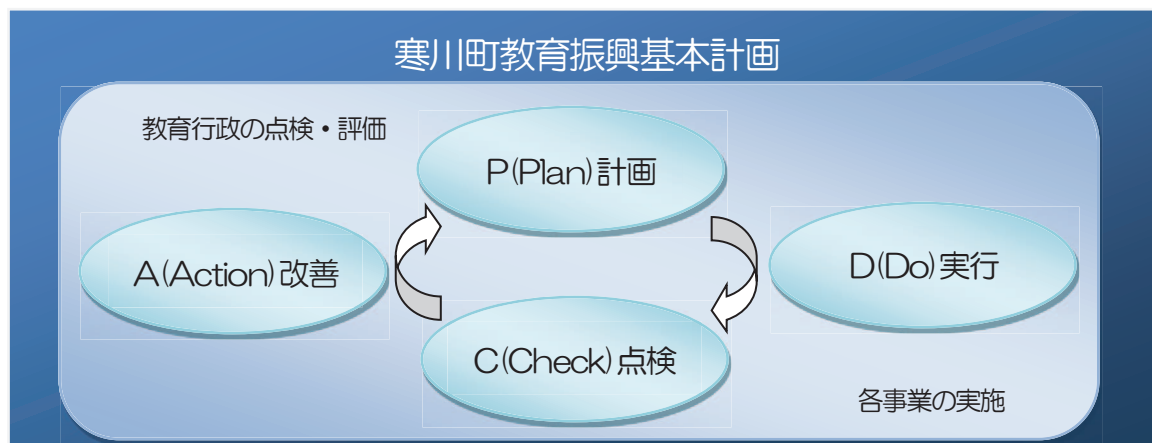
エ 教育委員会の組織図



オ 教育委員会の点検・評価

教育基本法の改正に伴い、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会の体制の充実・強化を目指して、平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成 20 年 4 月から施行されました。改正の目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第 26 条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとされました。

寒川町教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくために、点検・評価を実施し、その結果を毎年、報告書としてまとめています。点検・評価の対象事業は、その対象範囲として、学校教育、社会教育等に関する事など、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 21 条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務としました。教育委員会が行っている事業について、教育委員会が自ら点検・評価（自己評価）を行い、各々の取組状況とそれに対する課題や改善策などを明らかにするとともに、点検・評価の客観性を一層高めるため、教育に関し学識経験を有する方々（外部評価者）よりさまざまなご意見をいただいています。



(2) 教育関連法令等

ア 教育基本法

平成 18 年法律第 120 号(平成 18 年 12 月 22 日公布・施行)

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

（義務教育）

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

（教員）

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

イ 国の教育振興基本計画の概要

第4期教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）より抜粋

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制 150 年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

➤教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCA の時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DX の進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18 歳成年・こども基本法

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGA スクール構想、教職員定数改善
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化 等

計画のコンセプト

【2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成】

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0 で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

【日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上】

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

人生百年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国际交流や大学等国际化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- ・DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進
- ・GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進
- ・教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進
- ・デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

- ・学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保
- ・NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保
- ・各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

【教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方】

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

【教育投資の在り方】

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。未来への投資としての教育投資を社会全体で確保。

公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

- | | |
|--|--|
| ①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
・ 幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金
による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等
による教育費負担軽減を着実に実施
・ 高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系
の学生等の中間層への拡大 等 | ②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
・ GIGA スクール構想の推進、学校における働き方
改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育
成支援の一体的推進 等 |
|--|--|



OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後 5 年間の教育施策

1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力
2. 豊かな心の育成
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
4. グローバル社会における人材育成
5. イノベーションを担う人材育成
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
8. 生涯学び、活躍できる環境整備
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
11. 教育 DX の推進・デジタル人材の育成
12. 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

(3) 寒川町立小・中学校の概要

令和8年3月現在



寒川小学校

所在地 寒川町宮山 934 番地 〒253-0106

電 話 0467(75)0032 FAX (75)2589

開 校 昭和22年4月1日
開校記念日 10月21日



学級数 21学級（うち特別支援学級3）

学校教育目標 「生きる力と 自信と夢がえられる 楽しい学校」

学校研究テーマ 「やりたいの気持ちがある子どもの育成」
～はてな・なるほど・だったらの授業づくりを通して～



一之宮小学校

所在地 寒川町一之宮七丁目3番1号 〒253-0111

電 話 0467(75)0058 FAX (75)0093

開 校 昭和36年4月1日
開校記念日 5月18日



学級数 14学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「夢をもち、心豊かにたくましく、自ら学ぶ子どもの育成」
～やさしく かしく たくましく～

学校研究テーマ 「他者と考えを伝えあい、認め合いながら学ぶ児童の育成」
～考え、対話する道徳の実践～



旭小学校

所在地 寒川町倉見 1675 番地 3 〒253-0101

電 話 0467(75)0359 F A X (75)2586

開 校 昭和36年4月1日
開校記念日 6月26日

学級数 24学級（うち特別支援学級4）

学校教育目標 「かしこく やさしく たくましく」
～心豊かにたくましく、自ら深く学ぶ子どもの育成～

学校研究テーマ 「主体的・協働的に学ぶ子どもの育成」
～ICT を活用して～



小谷小学校

所在地 寒川町小谷四丁目5番1号 〒253-0103

電 話 0467(75)3671 F A X (75)3215

開 校 昭和55年4月1日
開校記念日 6月10日

学級数 18学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「知を育て 心を育み たくましく生きる子を育てる」

学校研究テーマ 「自ら課題解決に取り組む子どもを目指して」
～実生活につながる算数の授業づくり～





南小学校

所在地 寒川町一之宮九丁目9番1号 〒253-0111

電話 0467(74)7444 FAX (74)7496

開校 平成6年4月1日
開校記念日 6月26日

学級数 21学級（うち特別支援学級3）

学校教育目標 「共に学び 助け合い みんな 生き生きと」
～笑顔輝く心身ともに健康な みなみの子～

学校研究テーマ 「自分の考えを持つ・広げる・深める」
～考えの“すれ”を通して～



寒川中学校

所在地 寒川町一之宮三丁目9番1号 〒253-0111

電話 0467(75)0051 FAX (75)2583

開校 昭和22年5月1日
開校記念日 10月11日

学級数 11学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「自分大好き、友達大好き、学校大好き、生きるって素晴らしい！」

学校研究テーマ 「自分大好き 友達大好き 学校大好き 生きるって素晴らしい！」
～チーム寒中 とともに学び合い高め合う自己達成感～





旭が丘中学校

所在地 寒川町小動 933 番地 〒253-0102

電 話 0467(75)5553 F A X (75)3329

開 校 昭和47年4月1日
開校記念日 4月12日



学級数 21学級（うち特別支援学級4）

学校教育目標 「自分を知り、他者を認め、仲間と共に夢を追う」
～メタ認知と集団認知 対話と自律 そして自己実現～

学校研究テーマ 「共生的な学校環境の実現」
～肯定的、積極的な支援・指導の充実～



寒川東中学校

所在地 寒川町岡田 718 番地 〒253-0105

電 話 0467(74)0332 F A X (74)0976

開 校 平成元年4月1日
開校記念日 6月27日



学級数 14学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「ゆたかな心とたしかな力をめざして」

学校研究テーマ 安心して過ごせる学校をめざして

(4) その他教育施設の概要

令和8年3月現在

◇町民センター



所在地 寒川町宮山165番地 〒253-0106
 電話 0467(74)2333 FAX (75)2239
 敷地面積 2,071.65㎡
 延床面積 3,602.73㎡
 開館 昭和54年11月1日

室名		面積 (㎡)	定員 (人)
1階	会議室	58.00	20
	展示室兼学習室1	129.00	140
	展示室兼学習室2	90.00	64
	視聴覚室	127.00	84
	和室	64.00	30
	談話室	40.00	12
2階	ホール	869.00	851
3階	講義室1	41.00	16
	講義室2	58.00	16
	小学習室	48.00	20

※講義室1, 2は中仕切を除けば1室として使用できます。
 ホールとしても使用できます。
 その他 展示コーナー、食堂、ロビー

◇町民センター分室



所在地 寒川町宮山934番地 〒253-0106
 (寒川小学校北棟内)
 電話・FAX 0467(75)0021
 管理面積 485.50㎡
 使用開始 平成22年4月1日

室名		面積 (㎡)	定員 (人)
1階	学習室A	63.00	30
	学習室B	63.00	30

◇北部公民館（北部文化福祉会館）



所在地 寒川町宮山2820番地1 〒253-0106
 電話 0467(74)1515 FAX (74)7405
 敷地面積 1,298.00㎡
 延床面積 1,188.10㎡
 開館 昭和57年4月1日

室名		面積 (㎡)	定員 (人)
1階	敬老室	25.00	10
	機能回復室	99.00	30
	展示ロビー	77.00	-
	集会室	203.00	100
	談話室	39.00	15
2階	実習室	55.00	15
	会議室	78.00	30
	和室	78.00	25
	プレイルーム	39.00	10
	総合図書館北部分室	78.00	10

◇南部公民館（南部文化福祉会館）



所在地 寒川町一之宮八丁目5番20号 〒253-0111
 電話 0467(75)0281 FAX (75)1777
 敷地面積 2,163.63㎡
 延床面積 1,497.64㎡
 開館 昭和58年4月1日

室名		面積 (㎡)	定員 (人)
A棟 1階	総合図書館南部分室	151.00	-
	展示コーナー	84.00	-
	敬老室	39.00	15
	機能回復室	52.00	10
	ふれあいルーム	40.56	10
A棟 2階	会議室	105.00	40
	和室	106.00	30
	実習室	68.00	20
	プレイルーム	43.00	15
	視聴覚室	68.00	25
B棟 1階	集会室	211.00	100

◇寒川総合図書館



所在地 寒川町宮山135番地1 〒253-0106
 電話 0467(75)3615 FAX (75)3669
 開館 平成18年11月3日

<館内の概要>

1階	●一般図書、新聞・雑誌、児童書 ●閲覧席 開架フロア36席 児童フロア43席 ●親子読書コーナー、おはなしのへや、企画展示室、録音室、対面朗読室、子どもインターネットコーナーなど
2階	●一般図書、参考図書、視聴覚資料 ●閲覧席43席、学習席23席 ●視聴覚コーナー5席、インターネットコーナー5席、参考閲覧室、レファレンスルームなど
3階	●学習室42席 会議室、ふれあいコーナー、ルーフガーデン、事務室など

<施設の概要>

施設内容	図書館及び文書館複合施設	
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造 地上4階地下1階建	
敷地面積	2,752.74 m ²	
建築面積	1,461.24 m ²	
延床面積	4,707.14 m ²	
各床面積	1階(図書館)	1,329.46 m ²
	2階(図書館)	1,238.95 m ²
	3階(図書館)	862.64 m ²
	4階(文書館)	844.36 m ²
	地下機械室	431.73 m ²

<開館時間・休館日>

開館時間	火曜日～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
休館日	月曜日 (休日に当たるときは、開館) 年末年始 特別整理日(年7日以内)

◇文化財学習センター



町立一之宮小学校内にある「文化財学習センター」では、土器、民具、歴史資料等の文化財を通して寒川の歴史が学べます。

<センター内の概要>

埋蔵文化財展示コーナー、レプリカ展示室、民俗文化展示室、学習室、事務室兼整理室、資料室

所在地 寒川町一之宮七丁目3番1号
 〒253-0111(一之宮小学校北棟内)
 電話・FAX 0467(75)1930

<閲覧日・閲覧時間>

閲覧日 予約制(祝日・年末年始を除く)
 閲覧時間 午前9時～午後4時

◇学校給食センター



町内にある小中学校8校分の約4,200食の給食を作っています。作っているところを外の見学通路から見学することができます。

見学は開館時間内であれば随時受け入れしていますが、学校などの見学がある場合はお受けできない場合があります。また、大人数の見学は事前にお問い合わせください。

3階の食育ホールと食育サロンは、食に関する活動を行っている団体に対し、貸し出しを行っています。

所在地 寒川町宮山4018番地 〒253-0106
 電話・FAX 0467(75)6706
 敷地面積 4,447.32㎡
 延床面積 1,597.20㎡
 開館 令和5年8月10日

＜開館時間・休館日＞

開館時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
休館日	土・日曜日、祝日、年末年始

＜館内の概要＞

1階	●事務室 ●荷受室 ●配送準備室 ●洗浄室
2階	●調理室 - 検品室・下処理室・煮炊き室・揚焼室・炊飯室・アレルギー専用室
3階	●食育ホール（会議室兼試食室「食サロン」） ●食育実習室「ココロキッチン」 ●職員休憩室

＜食育ホールと食育サロンの利用方法＞

使用可能団体：食に関する活動を行っている団体

使用時間：午前9時～午後1時、午後1時～午後5時の2枠

使用料：4,000円／枠

予約方法：使用希望日の90日前から30日前までの間に指定様式によりセンター窓口にて申請



第2次寒川町教育振興基本計画【改定版】

令和8年 月発行

編集・発行 寒川町教育委員会

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地

電話(0467)74-1111（代表）

令和7年度全国学力・学習状況調査

結果分析の概要

定例教育委員会用 暫定版

寒川町教育委員会

令和7年11月

目 次

はじめに 寒川町教育委員会の姿勢 ～変わらずに大切なこと～	・・・ 2
1 子どもたちを支える環境づくり	
◇基礎・基本的な生活習慣について	・・・ 6
◇主体的な学習を支える基盤づくりについて	・・・ 11
2 資質・能力を育むための授業づくり	
～「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善～	
◇資質・能力を育むために	・・・ 16
◇調査結果	・・・ 18
調査結果 国語 算数・数学 理科	
◇ICT 機器を生かしたこれからの学習活動とは	・・・ 31
3 今後に向けて	
～今までも大切にしていたこと、これからも大切にすること～	
◇家庭で育まれていること、これからも育んでほしいこと	・・・ 33
◇学校で育まれていること、これからも育んでいくこと	・・・ 34
◇主体的・対話的で深い学びの授業改善を通して育まれたこと、 これからも育んでいきたいこと	・・・ 37
◇教室を離れても学び続ける子どもの姿を…	・・・ 37

寒川町教育委員会の姿勢 ～変わらずに大切なこと～

全国学力・学習状況調査は平成 25 年度から、全国全ての小学校、中学校を対象に調査が行われてきました。令和 7 年度の調査の目的は次のとおりです。

【調査の目的】¹

- 学力や学習状況を把握して、分析すること
- 教育施策の成果と課題を検証して、その改善を図ること
- 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること
- 教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること

これとともに、変わらないこととしては、

【調査結果の取扱いに関する配慮事項】²

- 本調査の目的や、調査結果が学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であること
- 序列化につながらない取組が必要であること

この部分について、令和 7 年度の全国学力・学習状況調査に関する実施要領でも、

【調査結果の取扱いに関する配慮事項】

- 調査により測定できるのは学力の特定の一部であること
- 学校における教育活動の一側面であること
- 序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること

この調査で分かることは学力の特定の一部であること、この調査結果を受けて、序列化や過度の競争が生まれないよう配慮することが求められています。

＊「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」については、以降「実施要領」と表記する。

1【調査の目的】 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。（令和 7 年度 実施要領より）

2【調査結果の取扱いに関する配慮事項】 調査結果の公表にあたっては、本調査の目的や、調査結果が学力の特定の一部であることなどを明示するとともに、序列化につながらない取組が必要。（平成 25 年度 実施要領より）

寒川町教育委員会では令和7年度についてもこのことをしっかりと受け止め、全国学力・学習状況調査を次のように取り扱い、寒川町の教育のより一層の発展を目指していきます。

【寒川町教育委員会として】

- 序列化や過度な競争が生じないように配慮します。
(調査結果については、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行いません。)
- 学力の特定的一部分、教育活動の一側面であることに十分に留意します。
(他の市町村や過去の結果との数値のみの比較に終わらず、平均正答数や平均正答率の現状についてしっかりと受け止めていきます。)
- 調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表します。
- 調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策を示していきます。
- 調査結果の分析内容や改善方法については、寒川町ホームページに掲載するだけでなく、家庭版学校教育だより等で家庭への発信をし、家庭と共に学習について考えていきます。

また、次のことを踏まえて分析をしていきます。

【分析をする上での留意点】

- 学校での教育実践と調査結果との関わりについて検証していきます。
- 「これまでに取り組んで『強み』になったこと」を成果としています。
- 「これまでも取り組んできて、これからも取り組んでいきたいこと・より重点的に今後取り組みたいこと」を課題とします。
- 寒川町の児童・生徒やその保護者の取組、また教職員の教育実践の方向性について、学習指導要領やこれから求められる力と関連付けていきます。

～学びの主役は子ども～

小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面実施された学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善³が求められ、教員が「何を教えるか」から児童・生徒を主語にした「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」に視点が変わりました。つまり、児童・生徒が学びの主役となり学習を進めることが求められています。

児童・生徒が主体的な学びを追究していくためには、子ども自身が興味を持って積極的に取り組むとともに、課題を見い出し、見通しを持って粘り強く授業に取り組めるような教師の工夫や努力が必要です。また、対話的な学びを深めるためには、自分の考えを他者に伝えたい・話したいと思わせる場の設定や、有意義な話し合いをするための教師の働きかけ、子どもたちが行っていることの価値づけが大事となってきます。そして、1人1台端末等のICT機器を活用し、情報を収集、思考の整理、意見の発信、他者との意見共有等、児童・生徒が有効に活用できる場面での使用が求められています。さらに、深い学びを追究していくためには、教科特有の見方・考え方を働かせて、教科の本質に迫る授業を構想する必要があります。このような日々の授業の積み重ねによって、子どもたちに、「生きる力」⁴を育むことができます。

寒川町では、学習指導要領の趣旨に則り、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善の実現に向けて取り組んでいます。また、コミュニケーション力や意欲、忍耐力など、数値での測定が難しい能力、非認知能力を伸ばすことも重視しています。児童・生徒のやりたい！という気持ちや新しい物事への想像力を育み、結果だけではなく努力の過程を認め、自己効力感や自信を高められるように取り組んでいます。

全国学力・学習状況調査の結果は学力の一部ではありますが、これまでの取組が反映されたものとして真摯に受け止め、今後に生かしていく必要があります。引き続き、学校、地域、家庭が一緒になって、子どもたちの未来のために学校教育を進めていきたいと考えております。

3（「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善）子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要であり、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進する必要がある。

（学習指導要領解説 総則編より）

4【生きる力とは】今回の改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童・生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育んでいくことを重視している。

（学習指導要領解説 総則編より）

Ⅰ 子どもたちを支える環境づくり

◇基礎・基本的な生活習慣について

基礎・基本的な生活リズムの安定が学習意欲を高めます

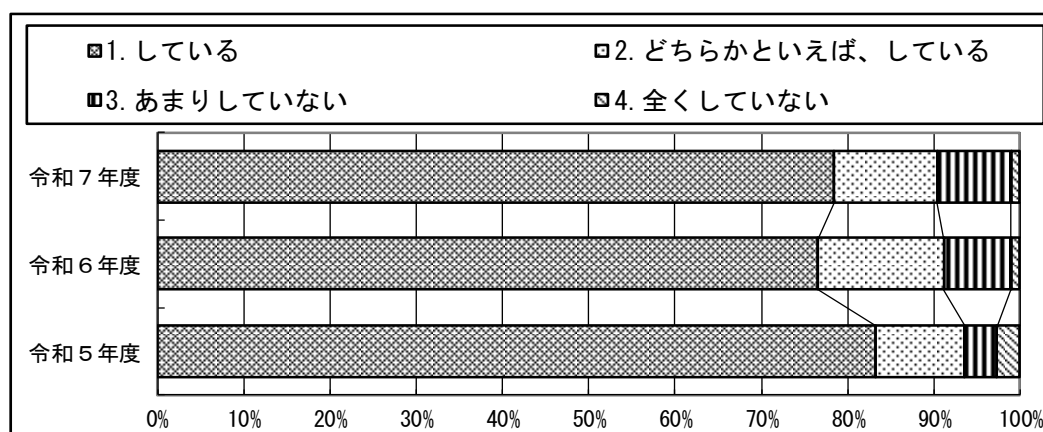
子どもたちが健やかに成長していくためには、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。早寝・早起きを中心とした生活リズムを安定させるためには、家庭の支えが大きく関わってきます。家庭での協力を得て、児童・生徒が規則正しい生活を送ることができ、学校での学習においても集中力を発揮し、取り組むことができます。

以下は児童・生徒質問紙調査での、児童・生徒の基本的な生活習慣についての項目です。

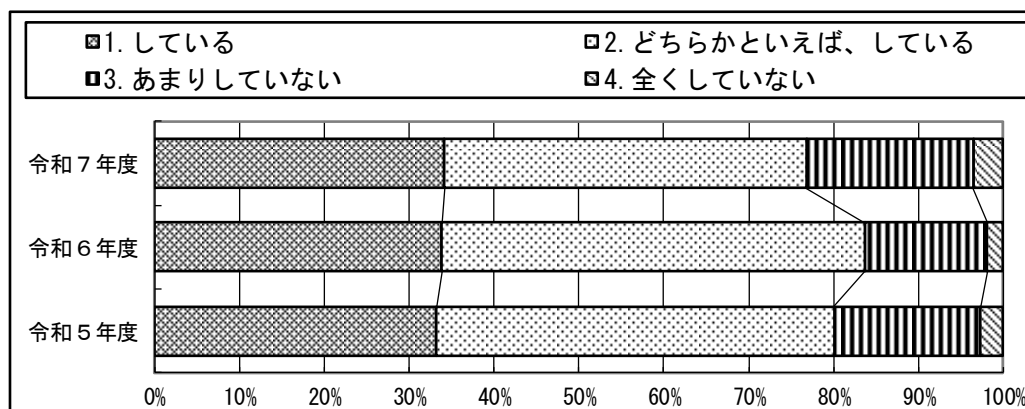
【児童・生徒質問紙（１）「朝食を毎日食べていますか」】、【児童・生徒質問紙（２）「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」】、【児童・生徒質問紙（３）「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」】については、多くの子どもたちが、毎日朝ごはんを食べ、決まった時刻に起きる規則正しい生活を送っていることがわかります。小学校では、朝食を食べている児童の割合、決まった時刻に起きている児童の割合は前年度と比べると増加しています。規則正しい生活を送ることが習慣化することにより、子どもたちは学校での授業においても、集中して取り組むことができます。一方、中学校では、朝食を食べている生徒の割合が減少していることが気になります。今後も注意して見ていく必要があります。これからも、「早寝・早起き・朝ごはん」を合言葉に取り組んでいきます。

【小学校】

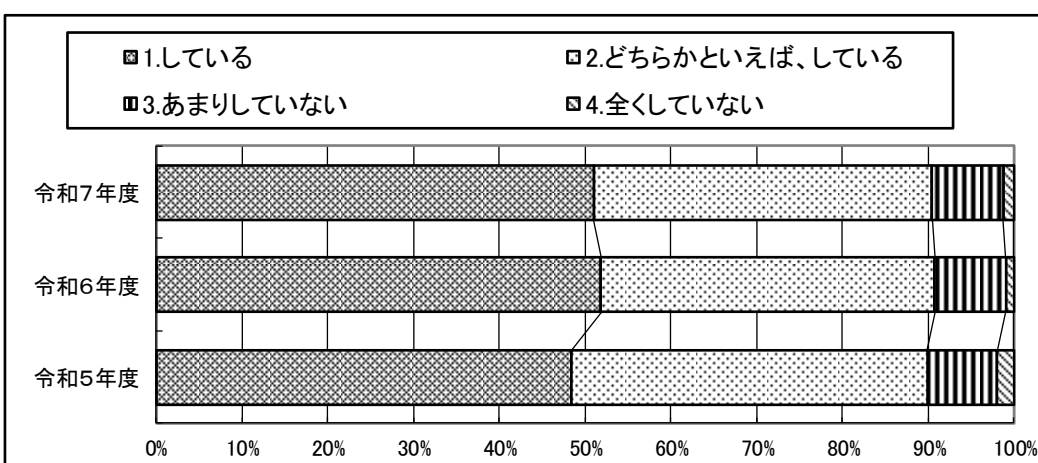
質問番号	質問事項					
(１)	朝食を毎日食べていますか					
選択肢	1	2	3	4	5	食べている (1+2)
令和7年度	78.5	11.9	8.6	1.0		90.4
令和6年度	76.6	14.6	7.8	1.0		91.2
令和5年度	83.3	10.3	3.7	2.7		93.6



質問番号	質問事項					
(2)	毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか					
選択肢	1	2	3	4	5	寝ている (1+2)
令和7年度	34.1	42.7	19.7	3.5		76.8
令和6年度	33.8	49.9	14.4	1.9		83.7
令和5年度	33.2	46.9	17.2	2.7		80.1

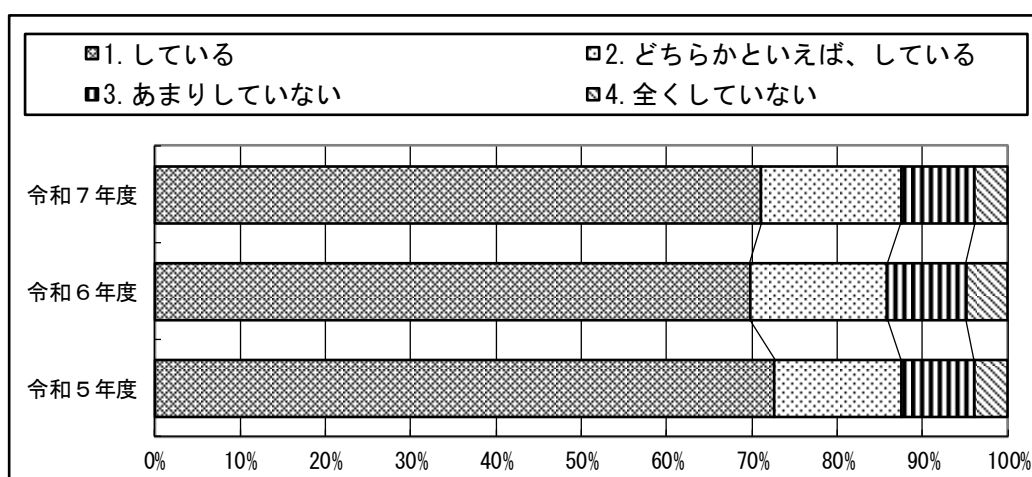


質問番号	質問事項					
(3)	毎日、同じくらいの時刻に起きていますか					
選択肢	1	2	3	4	5	当てはまる 1+2
令和7年度	51.0	39.4	8.3	1.3		90.4
令和6年度	51.8	38.9	8.3	1.0		90.7
令和5年度	48.4	41.5	8.1	2.0		89.9

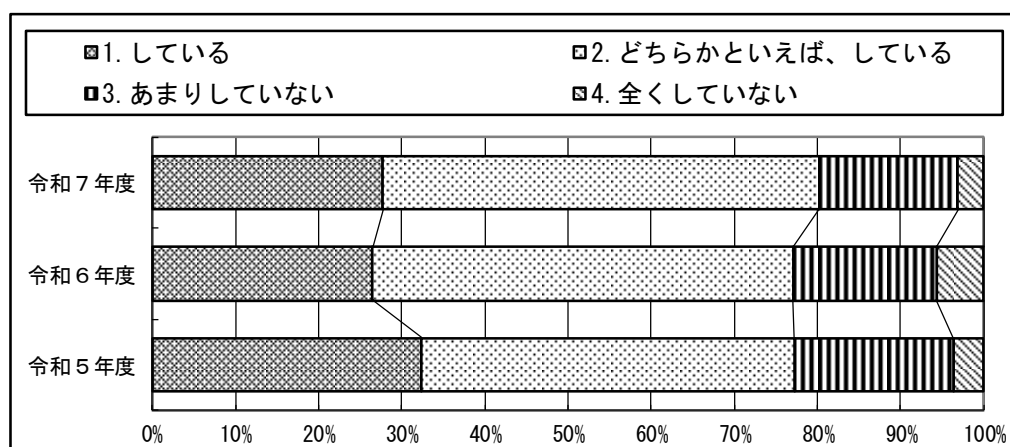


【中学校】

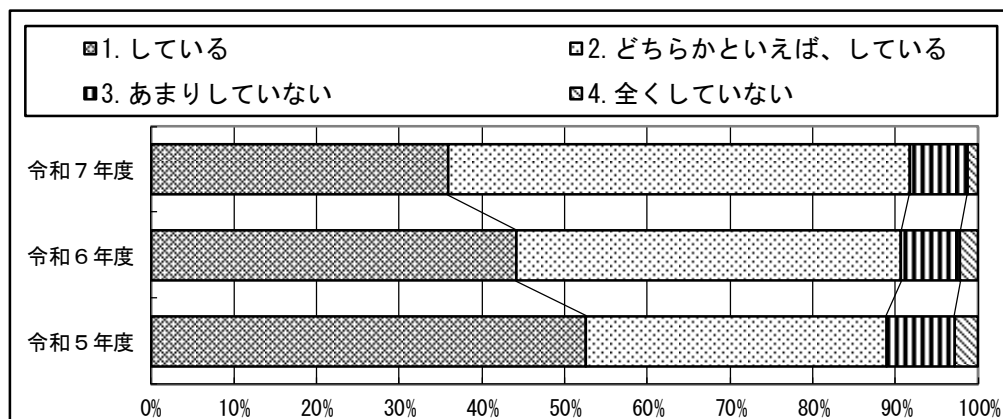
質問番号	質問事項					
(1)	朝食を毎日食べていますか					
選択肢	1	2	3	4	5	食べている (1+2)
令和7年度	71.0	16.4	8.6	3.9		87.4
令和6年度	69.8	16.1	9.3	4.9		85.9
令和5年度	72.7	14.9	8.5	4.0		87.6



質問番号	質問事項					
(2)	毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか					
選択肢	1	2	3	4	5	寝ている (1+2)
令和7年度	27.7	52.5	16.7	3.1		80.2
令和6年度	26.4	50.4	17.2	5.7		76.8
令和5年度	32.4	44.8	19.1	3.7		77.2



質問番号	質問事項					
(3)	毎日、同じくらいの時刻に起きていますか					
選択肢	1	2	3	4	5	起きている (1+2)
令和7年度	35.8	55.6	7.0	1.3		91.4
令和6年度	43.9	46.3	7.1	2.2		90.2
令和5年度	52.5	36.3	8.2	2.9		88.8



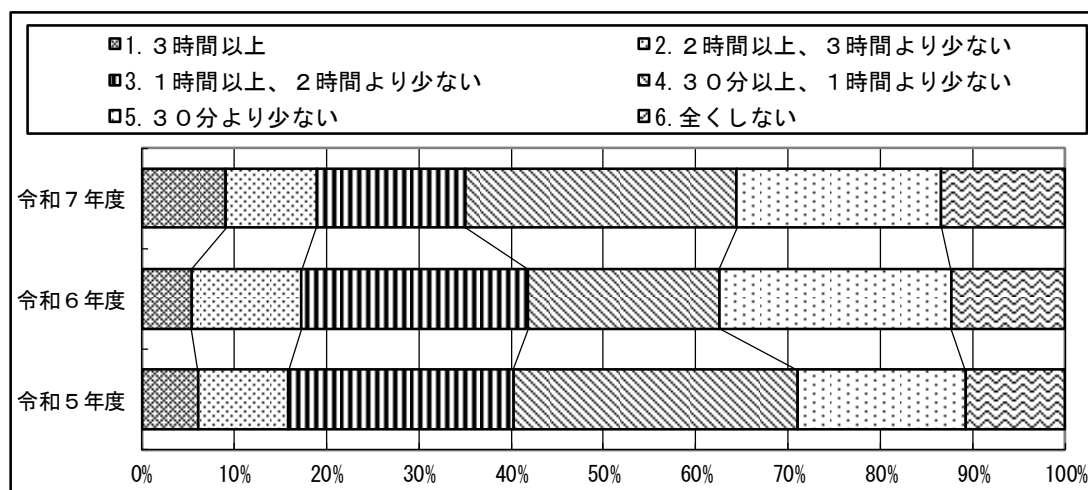
計画的な学習によって、学びの定着が図られます

今年度、【児童質問紙(17)「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む)」】では、家庭学習において30分以上勉強をしている児童がやや減少している傾向が見られます。また【生徒質問紙(17)「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む)」】においても、昨年度より学習時間が減っている傾向が見られます。小・中学校共に、平日も土日も学校外での学習時間が減少傾向があり、特に「全くしない」の割合が増えていることは危惧すべき傾向です。全国的にもスマートフォンやテレビゲームの時間が増えている一方で学力の低下が生じているという調査報告があることから、大きな課題と捉えています。

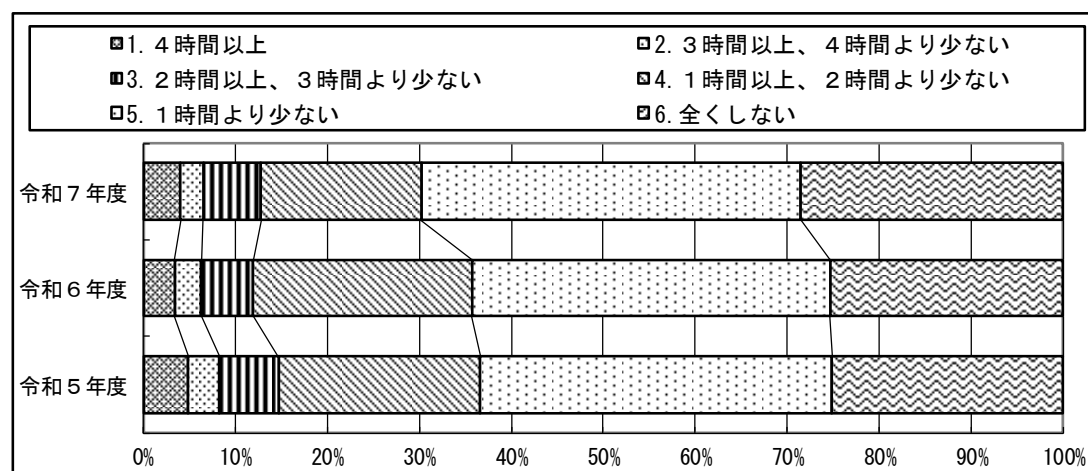
家庭において計画的に学習することで、学校で学んだことを習得することができ、また日々の積み重ねにより学習内容の定着が図られます。家庭で学習に取り組む習慣を身に付けることは、学習習慣だけでなく学習意欲にもつながります。学校から帰宅した後の時間の過ごし方について、今一度考える機会を家庭でもつことが大切です。

【小学校】

質問番号	質問事項					
(17)	学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）					
選択肢	1	2	3	4	5	6
令和7年度	9.1	9.8	16.2	29.3	22.2	13.4
令和6年度	5.4	11.9	24.6	20.7	25.1	12.4
令和5年度	6.1	9.8	24.3	30.7	18.2	10.8

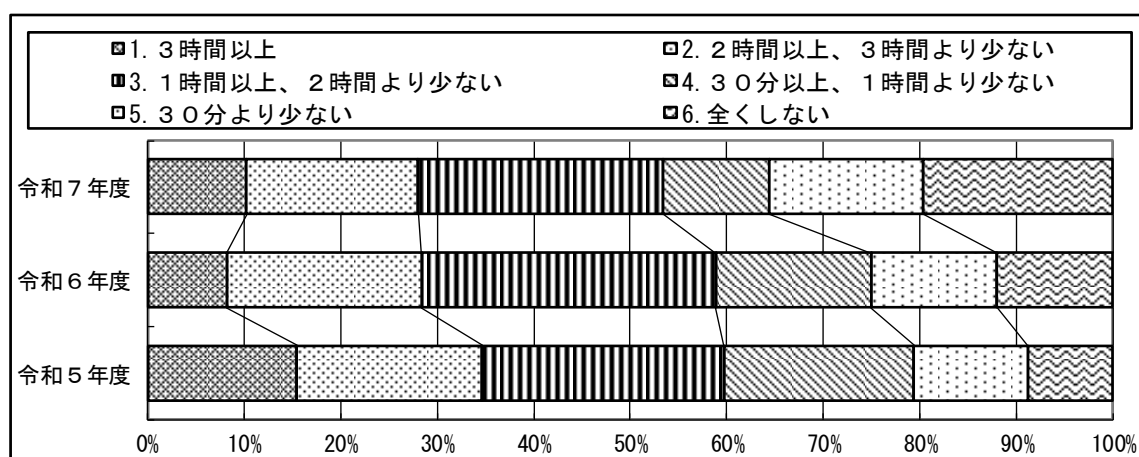


質問番号	質問事項					
(19)	土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）					
選択肢	1	2	3	4	5	6
令和7年度	4.0	2.5	6.3	17.4	41.2	28.5
令和6年度	3.4	2.9	5.6	23.8	38.9	25.3
令和5年度	4.9	3.4	6.4	21.9	38.3	25.1

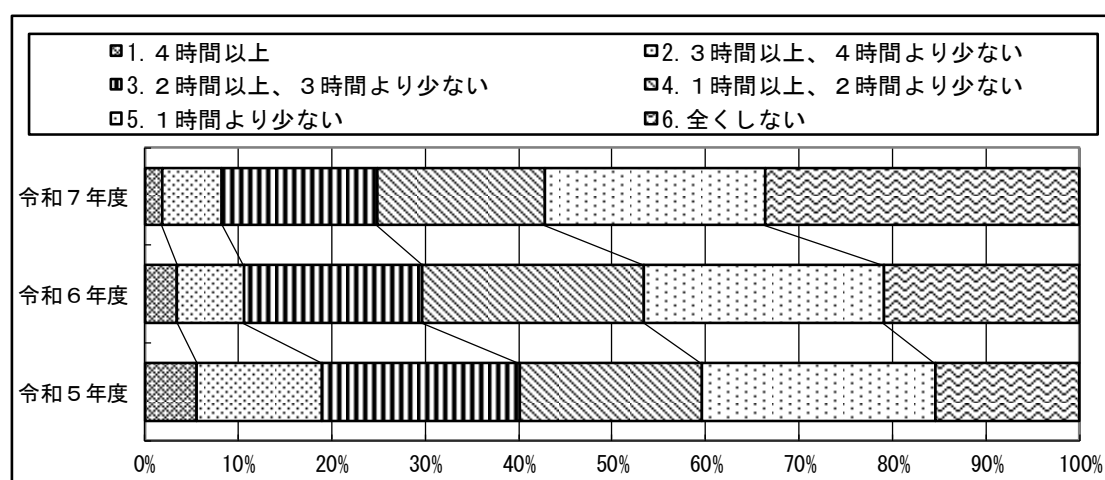


【中学校】

質問番号	質問事項					
(17)	学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）					
選択肢	1	2	3	4	5	6
令和7年度	10.2	17.8	25.3	11.0	15.9	19.6
令和6年度	8.2	20.2	30.5	16.1	13.1	12.0
令和5年度	15.4	19.1	24.9	19.6	11.7	8.8



質問番号	質問事項					
(19)	土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）					
選択肢	1	2	3	4	5	6
令和7年度	1.8	6.3	16.2	17.5	23.0	32.9
令和6年度	3.5	7.1	19.1	23.7	25.6	21.0
令和5年度	5.6	13.3	21.0	19.4	24.9	15.4



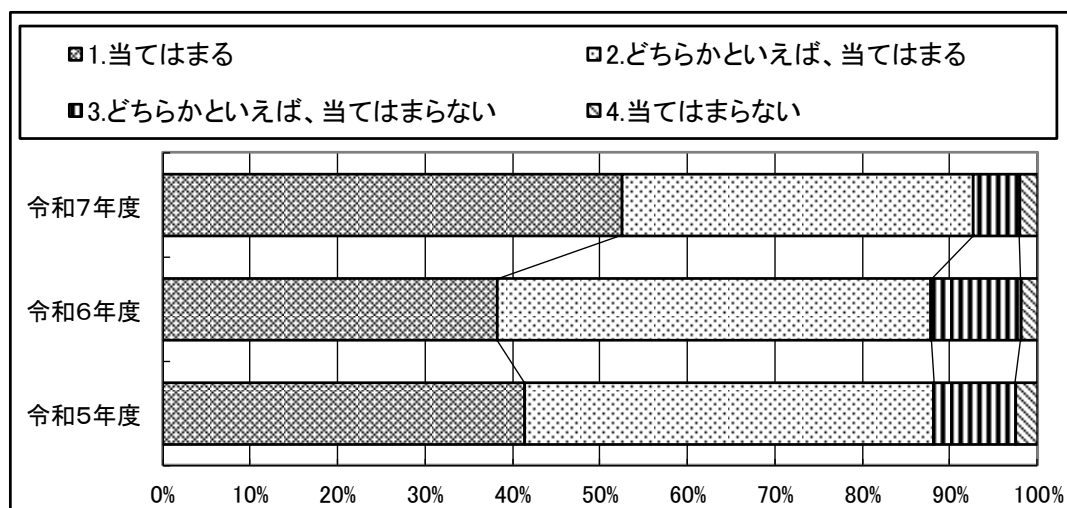
◇主体的な学習を支える基盤づくりについて

主体的な学習を支える基盤づくり

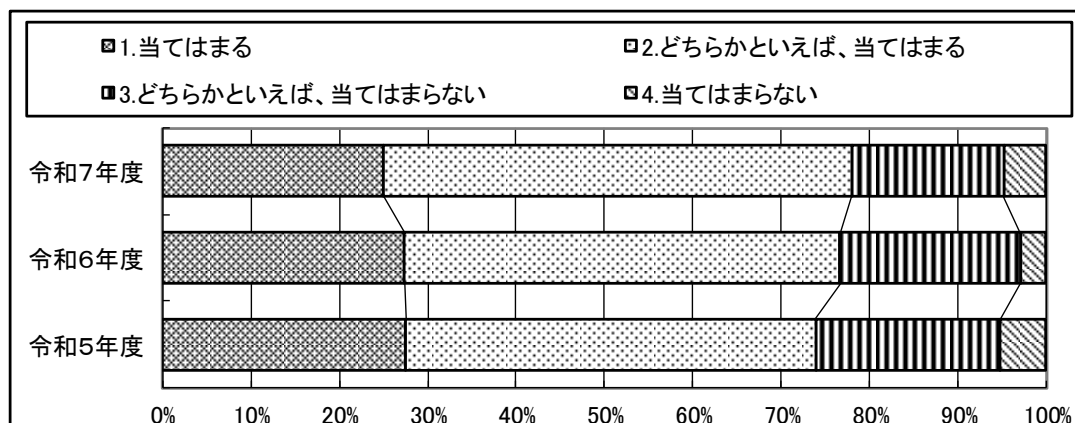
児童・生徒が相互に認め合い、励まし合い、支え合う人間関係は、学級・学校の基盤であり、生きる原動力となります。児童・生徒が充実した学校生活を送るためには、「自分のことが好き」という気持ち（自尊感情）を育み、学級・学校を構成する一員であるという所属感を持たせ、周りから認められているという充実感を味わわせるようにすることが必要です。【児童質問紙（６）「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」】【児童質問紙（４１）「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか」】【児童質問紙（４２）「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか」】では、小学校において児童の自己肯定感を育む環境を作られており、安心して学校生活を送る体制づくりが進められている状況が伺えます。引き続き、学校生活の土台となる学級づくりに力を入れていくことが重要です。

【小学校】

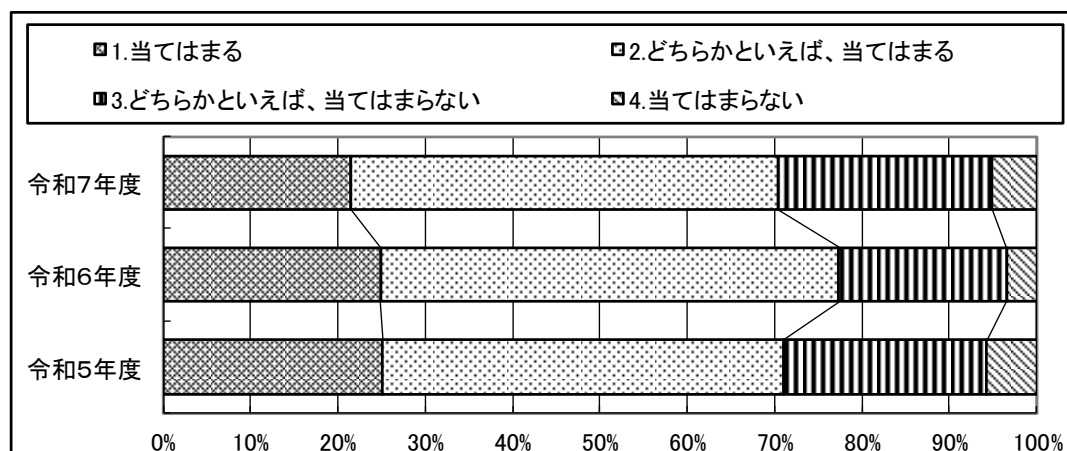
質問番号	質問事項					
(6)	先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか					
選択肢	1	2	3	4		当てはまる (1+2)
令和7年度	52.5	40.2	5.3	2.0		92.7
令和6年度	38.2	49.6	10.2	1.9		87.8
令和5年度	41.3	46.7	9.3	2.5		88.0



質問番号	質問事項					
(41)	あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか					
選択肢	1	2	3	4	5	当てはまる (1+2)
令和7年度	25.0	53.0	17.2	4.8		78.0
令和6年度	27.3	49.1	20.4	2.9		76.4
令和5年度	27.5	46.4	20.9	5.2		73.9



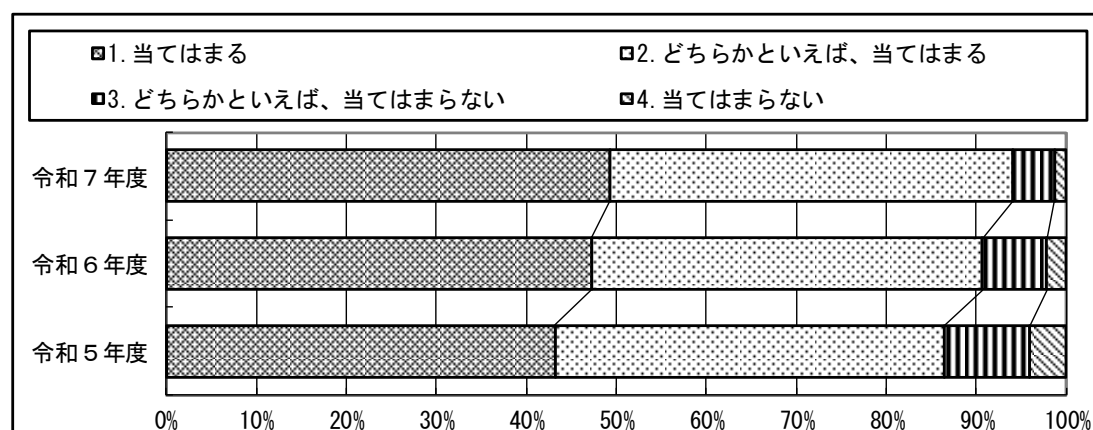
質問番号	質問事項					
(42)	学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか					
選択肢	1	2	3	4	5	当てはまる (1+2)
令和7年度	21.5	49.0	24.5	5.1		70.5
令和6年度	24.8	52.3	19.2	3.4		77.1
令和5年度	25.1	45.9	23.3	5.7		71.0



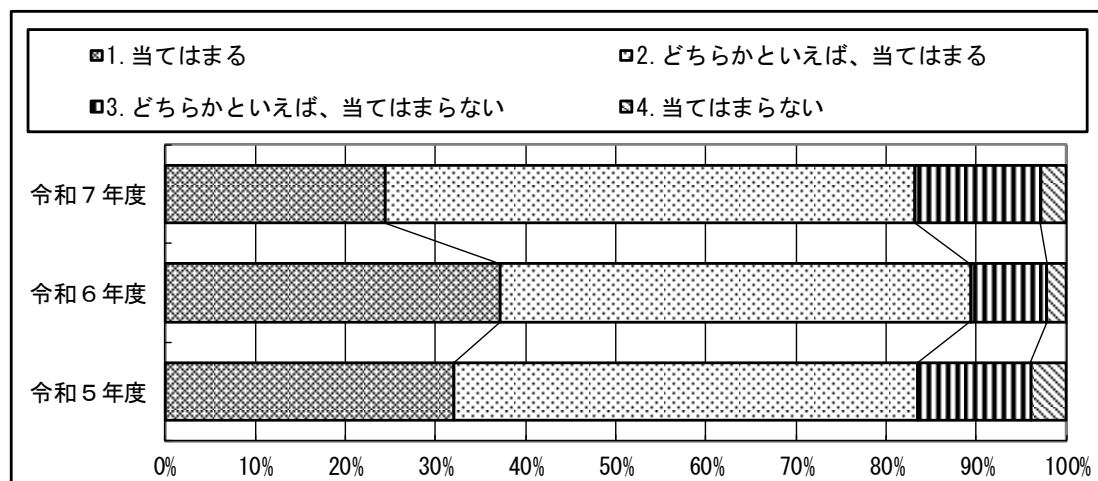
中学校においても、小学校と同様に、【生徒質問紙（６）「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」】でわかる通り、教職員が生徒の自己肯定感を育くむよう活動に取り組んでいます。一方で、【生徒質問紙（４１）「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか」】【生徒質問紙（４２）「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか」】においては、取り組んでいると考えている生徒の割合が低下しています。教職員と生徒との関係に比べると、生徒同士の関係性の構築が思い通りに進んでいない状況もあることが考えられます。生徒が互いに素直に自分の気持ちや考えを出し合えるような、心理的安全性の高い学級を目指し、これまで以上に学級づくりを通した学校生活の質の向上を進めていくことが重要です。

【中学校】

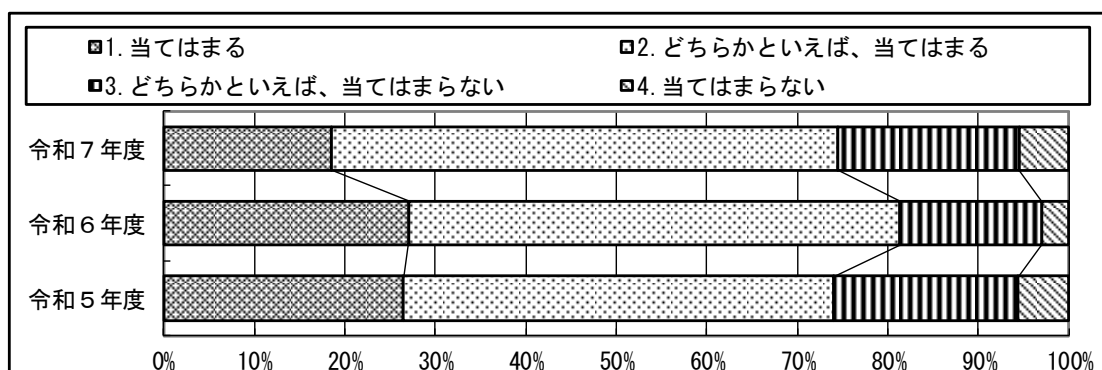
質問番号	質問事項					
(6)	先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか					
選択肢	1	2	3	4		当てはまる (1 + 2)
令和7年度	49.1	44.6	4.7	1.3		93.7
令和6年度	47.1	43.3	7.1	2.2		90.4
令和5年度	43.0	43.0	9.5	4.0		86.0



質問番号	質問事項					
(41)	あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級活動で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか					
選択肢	1	2	3	4		当てはまる (1+2)
令和7年度	24.3	58.5	13.8	2.9		82.8
令和6年度	37.1	52.0	8.4	2.2		89.1
令和5年度	32.1	51.5	12.5	4.0		83.6



質問番号	質問事項					
(42)	学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか					
選択肢	1	2	3	4		当てはまる 1+2
令和7年度	18.3	55.4	19.8	5.5		73.7
令和6年度	26.7	53.7	15.5	3.0		80.4
令和5年度	26.5	47.5	20.4	5.6		74.0



資質・能力の育成に向けてICT機器を効果的に活用する

学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力の一つに情報活用能力を位置づけ、各教科におけるICT機器を活用した学習活動の一層の充実を目指しており、寒川町でも使用を推進してきました。しかし、ICT機器の活用は、授業改善の一手段であるため、「ICT機器を使うこと」が目的ではなく、ICT機器の特性や強みを生かして、授業のねらいを達成させるために活用する「学びの支援ツール」という視点をもつことが大切です。ICTを使って意見を共有した後は、もう一度自分自身の考えを深める時間を取り、再度考えをまとめて書くことで、深い学びとなります。また、深い学びを支える土台となるのは基礎的・基本的な学びの習得です。「漢字を書く」「計算問題を解く」などの基礎基本の土台があってこそ活用の力が積み重なっていきます。今後も、授業の中でより一層効果的にICT機器を活用していく必要があります。

【小学校】

児童数の割合（％）

児童数の割合（％）

質問 番号	質問事項		選択肢							
			1	2	3	4	5	6		ほぼ毎日 （１＋２）
（２８）	５年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか	寒川町	33.3	28.3	24.2	7.8	2.8	3.5		61.6
		全国（公立）	24.5	22.2	25.0	18.0	7.2	3.1		46.7

1 ほぼ毎日(1日に複数の授業で活用) 2 ほぼ毎日(1日に1回くらいの授業) 3 週3回以上 4 週1回以上
5 月1回以上 6 月1回未満

【中学校】

生徒数の割合（％）

生徒数の割合（％）

質問 番号	質問事項		選択肢							ほぼ毎日 (1+2)
			1	2	3	4	5	6		
(2 8)	1、2年生のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか	寒川町	79.9	13.6	3.7	1.0	0.5	1.3		93.5
		全国(公立)	29.5	23.7	23.3	15.7	5.3	2.0		53.2

1 ほぼ毎日(1日に複数の授業で活用) 2 ほぼ毎日(1日に1回くらいの授業) 3 週3回以上 4 週1回以上
5 月1回以上 6 月1回未満

2 資質・能力を育むための授業づくり

～「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善～

◇資質・能力を育むために

これから求められることは、知識をいかに活用することができるか

平成29年3月に公示された学習指導要領⁵では、教科等の目標や内容について、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」という3つの柱に基づいて再整理され、これらの資質・能力の3つの柱が相互に関係し合いながら育成されるものという考え方に立っています。そのための授業改善の一つとして、学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」のある授業の実現が求められています。そこでは、教師が主役ではなく、学習の主役は児童・生徒です。「主体的・対話的で深い学び」の視点から、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」といった3つの資質・能力を育成することを目指して授業改善を図っていきます。「主体的・対話的で深い学び」の授業改善の視点であり、資質・能力を育むことが授業の目的です。授業を通して、単元を通して、教育課程を通して、子どもたちにどのような姿になってほしいのか、また、担任として、学年として、学校としてどのような力をつけていきたいのか、小さな視点ではなく、大きな視野をもって、子どもたちの成長を願い、よさを育んでいく必要性があります。

5【学習指導要領との関連：主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善】単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

（小学校学習指導要領総則第3・1(1)より：中学校については児童を生徒とし、内容については同様の記載）

また、令和3年1月に中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育⁶』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」では、学習指導要領に示す、誰一人取り残すことのない持続可能な社会の創り手の育成をめざし、そのツールとしてのICTを基盤としながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」がセットで重視されています。児童生徒一人ひとりの興味関心や発達の状況等を踏まえて、それぞれの個性を伸ばし資質・能力を高めつつ、学級集団や学習集団において、子ども同士や子どもと教師、子どもと地域の方々など、多様な他者との関わりを通して、よりよい学びを創り出すために、学び合い、高め合う関係性を大切にできるような授業づくり・学級づくりを目指していきます。

6 社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきた中、子供たちの資質・能力を確実に育成する必要があるため、新学習指導要領の着実な実施が重要であるとした。その上で、我が国の学校教育がこれまで果たしてきた役割やその成果を振り返りつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」とした。ここでは、ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた、「協働的な学び」とを一体的に充実することを目指している。

（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）より）

◇調査結果

学習指導要領の趣旨を踏まえ、全国学力・学習状況調査においても平成31年度から問題形式が変更され、知識・活用を一体的に問う形式が中心となっています。「知識」と「活用」は分けて育成されるのではなく、知識を活用した学習を通して知識の定着や知識理解の深まりが図られると考えられます。

一方で学習指導要領では、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育む、とされており、知識の確実な習得が学力形成の前提となることを示しています。

調査結果 小学校 国語

令和7年度 調査結果 小学校【国語】

分類			区分	対象問題数 (問)	平均正答率(%)		
					寒川町	全国との差	全国（公立）
全体				14	64	-2.8	66.8
学習指導要領 の内容	知識及び 技能	(1) 言葉の特徴や使い方にに関する事項	2	69.6	-7.3	76.9	
		(2) 情報の扱い方にに関する事項	1	61.3	-1.8	63.1	
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	1	82.8	1.6	81.2	
	思考力、 判断力、 表現力等	A 話すこと・聞くこと	3	62.4	-3.9	66.3	
		B 書くこと	3	67.8	-1.7	69.5	
		C 読むこと	4	54.4	-3.1	57.5	

令和6年度 調査結果 小学校【国語】

分類		区分	対象問題数 (問)	平均正答率(%)		
				寒川町	全国との差	全国（公立）
全体			14	62	-5.7	67.7
学習指導要領 の内容	知識及び 技能	(1) 言葉の特徴や使い方にに関する事項	4	55.4	-9.0	64.4
		(2) 情報の扱い方にに関する事項	1	85.3	-1.6	86.9
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	1	67.2	-7.4	74.6
	思考力、 判断力、 表現力等	A 話すこと・聞くこと	3	58.1	-1.7	59.8
		B 書くこと	2	61.1	-7.3	68.4
		C 読むこと	3	67.2	-3.5	70.7

※濃い黒い網掛けは全国平均正答率との差が10ポイント以上、薄い黒の網掛けは全国平均正答率との差が5ポイント以上(以下同様)

令和5年度 調査結果 小学校【国語】

分類		区分	対象問題数 (問)	平均正答率(%)		
				寒川町	全国との差	全国（公立）
全体			14	63	-4.2	67.2
学習指導要領 の内容	知識及び 技能	(1) 言葉の特徴や使い方にに関する事項	5	66.4	-4.8	71.2
		(2) 情報の扱い方にに関する事項	2	61.5	-1.9	63.4
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	0			
	思考力、 判断力、 表現力等	A 話すこと・聞くこと	3	68.1	-4.5	72.6
		B 書くこと	1	22.2	-4.5	26.7
		C 読むこと	2	65.5	-5.7	71.2

調査結果 中学校 国語

令和7年度 調査結果 中学校【国語】

分類			区分	対象問題数 (問)	平均正答率(%)		
					寒川町	全国との差	全国（公立）
全体				14	49	-5.3	54.3
学習指導要領の内容	知識及び技能	(1) 言葉の特徴や使い方にに関する事項	2	42.4	-5.7	48.1	
		(2) 情報の扱い方にに関する事項	0				
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	0				
	思考力、判断力、表現力等	A 話すこと・聞くこと	4	48.9	-4.3	53.2	
		B 書くこと	5	45.2	-7.6	52.8	
		C 読むこと	3	58.3	-4.0	62.3	

令和6年度 調査結果 中学校【国語】

分類			区分	対象問題数 (問)	平均正答率(%)		
					寒川町	全国との差	全国（公立）
全体				15	56	-2.1	58.1
学習指導 要領の 内容	知識及び 技能	(1) 言葉の特徴や使い方にに関する事項	3	54.9	-4.3	59.2	
		(2) 情報の扱い方にに関する事項	2	56.9	-2.7	59.6	
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	1	83.0	7.4	75.6	
	思考力、 判断力、 表現力等	A 話すこと・聞くこと	3	57.5	-1.3	58.8	
		B 書くこと	2	66.3	1.0	65.3	
		C 読むこと	4	43.8	-4.1	47.9	

令和5年度 調査結果 中学校【国語】

分類			区分	対象問題数 (問)	平均正答率(%)		
					寒川町	全国との差	全国（公立）
全体				15	64	-5.8	69.8
学習指導 要領の 内容	知識及び 技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	2	53.8	-13.7	67.5	
		(2) 情報の扱い方に関する事項	2	58.7	-4.7	63.4	
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	3	71.0	-3.7	74.7	
	思考力、 判断力、 表現力等	A 話すこと・聞くこと	3	79.9	-2.3	82.2	
		B 書くこと	2	57.8	-5.4	63.2	
		C 読むこと	4	59.3	-4.4	63.7	

調査結果 小学校 算数

令和7年度 調査結果 小学校【算数】

分類	区分	対象問題数 (問)	平均正答率(%)		
			寒川町	全国との差	全国（公立）
全体		16	55	-3.0	58.0
学習指導要領の領域	A 数と計算	8	58.8	-3.5	62.3
	B 図形	4	54.1	-2.1	56.2
	C 測定	2	55.3	0.5	54.8
	C 変化と関係	3	57.8	0.3	57.5
	D データの活用	5	59.6	-3.0	62.6

令和6年度 調査結果 小学校【算数】

分類	区分	対象問題数 (問)	平均正答率(%)		
			寒川町	全国との差	全国（公立）
全体		16	58	-5.4	63.4
学習指導要領の領域	A 数と計算	6	60.7	-5.3	66.0
	B 図形	4	60.5	-5.8	66.3
	C 測定	0			
	C 変化と関係	3	46.5	-5.2	51.7
	D データの活用	4	56.2	-5.6	61.8

令和5年度 調査結果 小学校【算数】

分類	区分	対象問題数 (問)	平均正答率(%)		
			寒川町	全国との差	全国（公立）
全体		16	58	-4.5	62.5
学習指導要領の領域	A 数と計算	6	61.5	-5.8	67.3
	B 図形	4	46.1	-2.1	48.2
	C 測定	0			
	C 変化と関係	4	66.6	-4.3	70.9
	D データの活用	3	59.6	-5.9	65.5

調査結果 中学校 数学

令和7年度 調査結果 中学校【数学】

分類	区分	対象問題数 (問)	平均正答率(%)		
			寒川町	全国との差	全国（公立）
全体		16	36	-12.3	48.3
学習指導要領の領域	A 数と式	5	32.1	-11.4	43.5
	B 図形	4	35.6	-10.9	46.5
	C 関数	3	36.5	-11.7	48.2
	D データの活用	3	43.8	-14.8	58.6

令和6年度 調査結果 中学校【数学】

分類	区分	対象問題数 (問)	平均正答率(%)		
			寒川町	全国との差	全国（公立）
全体		16	48	-4.5	52.5
学習指導要領の 領域	A 数と式	5	47.8	-3.3	51.1
	B 図形	3	33.2	-7.1	40.3
	C 関数	4	57.6	-3.1	60.7
	D データの活用	4	48.3	-7.2	55.5

令和5年度 調査結果 中学校【数学】

分類	区分	対象問題数 (問)	平均正答率(%)		
			寒川町	全国との差	全国（公立）
全体		15	43	-8.0	51.0
学習指導要領の 領域	A 数と式	5	53.5	-9.5	63.0
	B 図形	3	24.4	-8.8	33.2
	C 関数	4	45.3	-5.9	51.2
	D データの活用	3	43.6	-4.9	48.5

【参考】各年度の問題の難易度を厳密に調整する設計とはしておらず、年度によって出題内容も異なることから、過年度の結果と単純に比較することは適当ではないことに留意。

〈出典〉令和7年度全国学力・学習状況調査 報告書（文部科学省 国立教育政策研究所）

調査結果 小学校 理科

令和7年度 調査結果 小学校【理科】

分類		区分	対象問題数 (問)	平均正答率(%)		
				寒川町	全国との差	全国（公立）
全体			17	54	-3.1	57.1
学習指導要 領の区分・ 領域	A区分	「エネルギー」を柱とする領域	4	44.9	-1.8	46.7
		「粒子」を柱とする領域	6	50.5	-0.9	51.4
	B区分	「生命」を柱とする領域	4	45.9	-6.1	52.0
		「地球」を柱とする領域	6	64.0	-2.7	66.7

調査結果 中学校 理科

令和7年度 調査結果 中学校【理科】

IRTバンド集計値

IRT バンド	割合(%)		
	寒川町	全国との差	全国 (公立)
5	2.9	-3.3	6.2
4	15.1	-5.2	20.3
3	42.2	0.2	42.0
2	34.6	7.3	27.3
1	5.2	1.0	4.2

	平均IRTスコア
寒川町	472
全国(公立)	503

◇ 国語について

【小学校】

昨年度以前から課題にあがっている「言葉の特徴や使い方に関する事項」についてみると、小学校では引き続き基本的な漢字の読み書きに課題があることがわかります。

問題 番号	問題の概要	出題の趣旨	正答率(%)		
			寒 川 町	全 国 と の 差	全 国 (公 立)
2 四ア	【ちらし】の下線部アを、漢字を使って書き直す (このみ)	学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で 正しく使うことができるかどうかをみる	77.7	-3.9	81.6
2 四イ	【ちらし】の下線部イを、漢字を使って書き直す (あつい日)		61.5	-10.6	72.1

問題 小学校 2 四イ

【ちらし】の下線部イを、漢字を使って書き直す (あつい日)

下線の部分は「暑」が解答となります。同音異義語として、「熱い」「暑い」「厚い」があることから、その文章内での意味に応じて使い分ける必要があります。正確に書く力を身に着けていることはもちろん、文や文章の中で使うとともに書くことが重要であり、知識を活用しながら学習することで、知識の定着とともに知識理解の深まりを図ることが重要です。

問題 番号	問題の概要	出題の趣旨	正答率(%)		
			寒 川 町	全 国 と の 差	全 国 (公 立)
2 三	【ちらし】の二重傍線部を、【調べたこと】を基に 詳しく書く	目的や意図に応じて簡単に書いたり詳しく 書いたりするなど、自分の考えが伝わるように 書き表し方を工夫することができるかどうかを みる	58.2	-3.1	61.3

問題 小学校 2 三

【ちらし】の二重傍線部を、【調べたこと】を基に詳しく書く

一方、問題 2 三は記述式の問題ですが、正答率は 58.2%と全国平均と大きな差はなく、示された情報を活用して記述することのできる児童が多く育っていることがわかります。なお、無回答率は 4.6%であり全国平均の 5.0%を下回っています。【児童質問紙調査 (4 4)「国語の勉強は得意ですか」】によると、60%以上の児童が国語の勉強は得意とい

う認識があり、前向きに国語の学習に取り組んでいることが書く力を含めた言語能力の向上に結び付いていることが伺えます。

児童数の割合(%)

質問 番号	質問事項	選択肢					
		1	2	3	4		そう思う (1+2)
(44)	国語の勉強は得意ですか	寒川町	23.5	40.9	24.0	11.6	64.4
		全国(公立)	21.3	40.1	26.6	11.9	61.4

1 とてもそう思う 2 そう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

【中学校】

中学校においても「言葉の特徴や使い方に関する事項」に課題が見られます。

問題番号	問題の概要	出題の趣旨	正答率(%)		
			寒川町	全国との差	全国(公立)
1ー	変換した漢字として適切なものを選択する(かいしん)	文脈に即して漢字を正しく使うことができるかどうかをみる	31.8	-3.4	35.2
3三	「しきりと」の意味として適切なものを選択する	事象や行為を表す語彙について理解しているかどうかをみる	52.9	-8.1	61.0

問題 中学校 3 三

「しきりと」の意味として適切なものを選択する

問題3三では、「しきりと」の意味を「何度も」という解答を選んでいる生徒はおよそ50%であり、基本的な語彙を豊かにする必要があります。授業での学習はもちろん、日常的な読書も含めて、幅広い生活の中で多様な活字に触れる機会を設けることで、語彙を豊かにするとともに、日本語で大切にされてきた繊細な表現を学んでいくことが期待されます。

生徒数の割合(%)

質問 番号	質問事項		選択肢					
			1	2	3	4	5	6
(21)	学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）	寒川町	1.6	5.2	8.4	15.1	19.8	47.5
		全国(公立)	3.6	6.0	11.8	19.0	14.8	41.8

1 2時間以上 2 1時間以上、2時間より少ない 3 30分以上、1時間より少ない
 4 10分以上、30分より少ない 5 10分より少ない 6 全くしない

質問 番号	質問事項		選択肢					
			1	2	3	4	5	6
(22)	あなたの家には、およそどれくらいの本がありますか（雑誌、新聞、教科書は除く）	寒川町	20.1	26.1	32.1	13.6	4.4	1.3
		全国(公立)	17.4	21.5	30.8	14.8	9.4	3.0

1 0～10冊 2 11～25冊 3 26～100冊 4 101～200冊 5 201～500冊 6 501冊以上

◇ 算数・数学について

【小学校】

小学校の算数では、基礎・基本の確実な習得に課題が見られます。特に、分数や、単位当たりの量といった数量の概念を獲得していく過程は、その後の中学校や高等学校での学習においても土台となってくる部分でもあることから、丁寧に理解を進めていくことを改めて認識する必要があります。

問題番号	問題の概要	出題の趣旨	正答率(%)		
			寒川町	全国との差	全国(公立)
3(1)	0.4 + 0.05について、整数の加法で考えときの共通する単位を書く	小数の加法について、数の相対的な大きさを用いて、共通する単位を捉えることができるかどうかをみる	68.4	-5.7	74.1
3(2)	$3/4 + 2/3$ について、共通する単位分数と、 $3/4$ と $2/3$ が、共通する単位分数の幾つ分になるかを書く	分数の加法について、共通する単位分数を見だし、加数と被加数が、共通する単位分数の幾つ分かを数や言葉を用いて記述できるかどうかをみる	17.2	-5.8	23.0
3(4)	$1/2 + 1/3$ を計算する	異分母の分数の加法の計算をすることができるかどうかをみる	69.1	-12.2	81.3

【中学校】

問題番号	問題の概要	出題の趣旨	正答率(%)		
			寒川町	全国との差	全国(公立)
1	1から9までの数の中から素数を全て選ぶ	素数の意味を理解しているかどうかをみる	28.2	-3.6	31.8
2	果汁40%の飲み物a mLに含まれる果汁の量を、aを用いた式で表す	数量を文字を用いた式で表すことができるかどうかをみる	35.5	-16.4	51.9
3	$\triangle ABC$ において、 $\angle A$ の大きさが 50° のときの頂点Aにおける外角の大きさを求める	多角形の外角の意味を理解しているかどうかをみる	42.6	-15.5	58.1
4	一次関数 $y = 6x + 5$ について、xの増加量が2のときのyの増加量を求める	一次関数 $y = ax + b$ について、変化の割合を基に、xの増加量に対するyの増加量を求めることができるかどうかをみる	22.6	-12.1	34.7
5	ある学級の生徒40人のハンドボール投げの記録をまとめた度数分布表から、20m以上25m未満の階級の相対度数を求める	相対度数の意味を理解しているかどうかをみる	19.8	-22.7	42.5

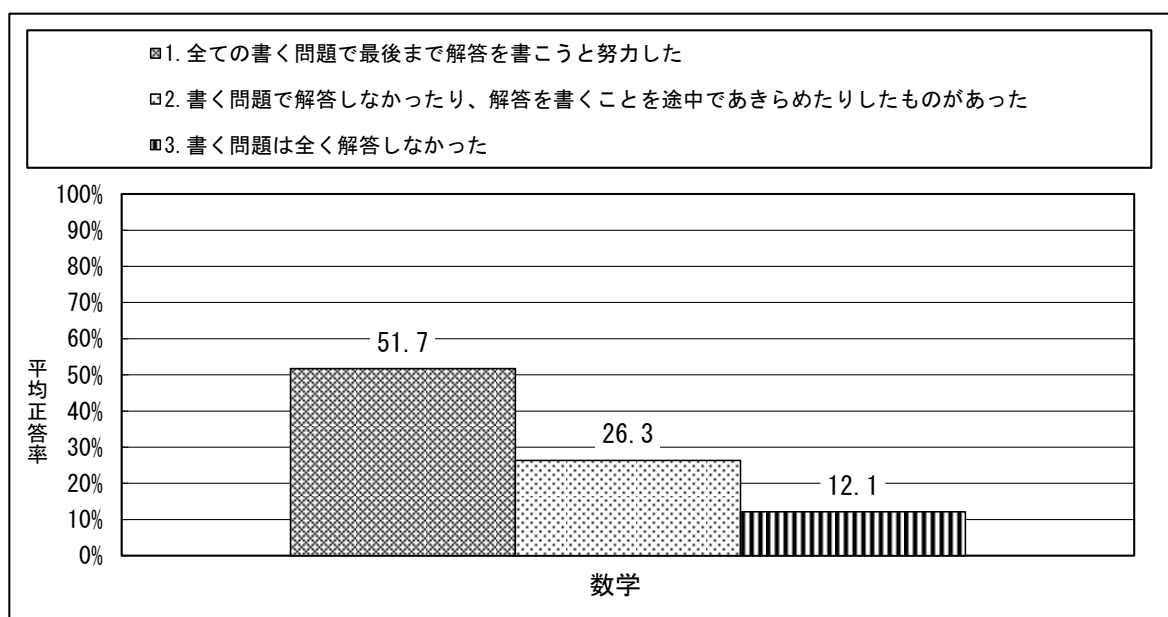
中学校では特に基礎・基本の確実な習得が求められます。問題1、3、5からは「素数」「外角」「相対度数」といった基本的な用語を十分理解していないことがわかります。また、パーセント濃度を文字式を使って表す問題2からは、算数から数学となり急激に使用頻度の増えた、文字を用いた式が十分に扱えていないことがわかるため、数学を学び始めた初期の頃からつまずきがあった可能性が考えられます。

数学の問題では問題文が長く、理解に時間がかかる問題が多く見られ、解答者に粘り強さが必要とされる内容でした。【生徒質問紙調査(数1)「今回の数学の問題では、解答を言葉や数、式を使って説明する問題がありました。それらの問題について、どのように解答しましたか」】と教科の平均正答率とのクロス集計結果では、問題に粘り強く解答した生徒は国語の正答率が約55%、数学が約52%でした。一方、途中であきらめてしまった生徒は、国語の正答率が約45%でしたが、数学が約26%と非常に低くなっています。数学では、国語以上に解答者の粘り強く書こうとする力が問われたといえます。

数学の課題は、中学校入学時の生徒の学習アセスメントや基礎・基本の学習の積み重ね方、根本的な数学の価値や興味・関心を高める工夫など、数多くの要素が複雑に重なり合っています。そのため、そういった課題全体に対応するために、生徒には粘り強く学習に取り組む姿勢がさらに必要であり、教職員にも粘り強く指導に当たる姿勢が今まで以上に重要となっています。

質問番号	質問事項
(数 1)	今回の数学の問題では、解答を言葉や数、式を使って説明する問題がありました。それらの問題について、どのように解答しましたか

選択肢		生徒数の割合 (%)	平均正答率 (%)	
			国語 (14問)	数学 (15問)
1	全ての書く問題で最後まで解答を書こうと努力した	43.7	55.1	51.7
2	書く問題で解答しなかったり、解答を書くことを途中であきらめたりしたものがあつた	48.5	44.9	26.3
3	書く問題は全く解答しなかった	6.9	38.9	12.1



◇ 理科について

【小学校】

小学校においては、全体としては全国平均との差は大きくないものの、国語や算数と同様、基礎・基本の定着に課題が見られます。

問題 番号	問題の概要	出題の趣旨	正答率(%)		
			寒 川 町	全 国 と の 差	全 国 (公 立)
2 (3)	ペルをたたく装置の電磁石について、電流がつくる磁力を強めるため、コイルの巻数の変え方を書く	電流がつくる磁力について、電磁石の強さは巻数によって変わることの知識が身に付いているかどうかをみる	71.6	-6.4	78.0
3 (1)	ヘチマの花のおしべとめしべについて選び、受粉について書く	ヘチマの花のつくりや受粉についての知識が身に付いているかどうかをみる	63.5	-7.2	70.7
3 (2)	ヘチマの花粉を顕微鏡で観察するとき、適切な像にするための顕微鏡の操作を選ぶ	顕微鏡を操作し、適切な像にするための技能が身に付いているかどうかをみる	39.2	-6.4	45.6

一方で、以下のように「理科の勉強は得意」「理科の勉強は好き」と答える児童がおよそ80%という質問紙調査の結果もあることから、学校における授業展開は児童の興味を引き付けて実施されていることがわかります。引き続き、児童の気持ちを引き付けつつ、基礎・基本の確実な習得を目指すことが大切です。

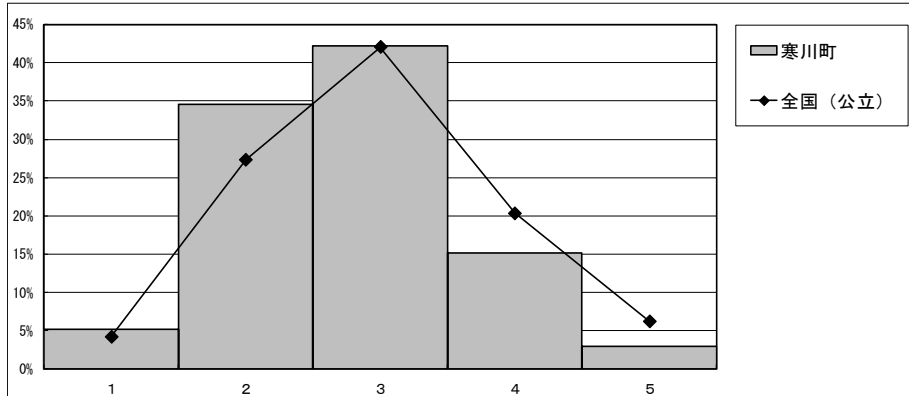
質問 番号	質問事項		児童数の割合(%)					
			選択肢					そう思う (1+2)
			1	2	3	4	5	
(60)	理科の勉強は得意ですか	寒川町	48.7	33.8	12.1	5.3		82.5
		全国(公立)	40.9	37.5	15.3	6.2		78.4
(61)	理科の勉強は好きですか	寒川町	53.0	24.0	15.2	7.8		77.0
		全国(公立)	51.7	28.4	12.4	7.4		80.1

1 とてもそう思う 2 そう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

【中学校】

中学校では、問題が一部を除き公開されていない状況のため、問題の内容からの分析は難しい面があります。今回から始まった IRT スコアの分布である、IRT バンド分布グラフにおいては、標準的な正規分布の結果では、バンド3が約40%、2・4が約23%、1・5が約7%とされています。実際のスコアは誤差が生じますが、寒川町においてはバンド3は約40%となっている一方で、2が約35%、4が約15%となっています。

IRTバンド分布グラフ（横軸：IRTバンド 縦軸：割合）



IRTバンド集計値

IRTバンド	割合 (%)	
	寒川町	全国 (公立)
5	2.9	6.2
4	15.1	20.3
3	42.2	42.0
2	34.6	27.3
1	5.2	4.2

難易度が3を超える問題に取り組んでいる生徒の割合が少ない状況の要因は、【生徒質問紙調査（62）「理科の授業の内容はよく分かりますか」】から、授業内容の理解が十分ではないことが考えられます。さらに【生徒質問紙調査（66）「理科の授業で学習した考え方を普段の生活の中で活用できていますか」】では全国と比べても「そう思う」と答えた生徒は少なく、学習内容を自分事として落とし込めていないことから理解が深まっていない様子が伺えます。新たな学習内容に取り組んだ際に実生活との関わりを生徒同士で話し合う場面を作ったり、授業や授業以外での様々な場面で、学習内容が生活の中とつながっている例を紹介するなど、多角的な取り組みが必要です。現実世界の一部を取り出して分類、分析をして体系化してきた学問が理科であることを再確認し、理科と実生活との関わりを意識できるような学習活動を行っていくことが必要です。

児童数の割合 (%)

質問番号	質問事項		選択肢					そう思う (1+2)	全国との差
			1	2	3	4			
(62)	理科の授業の内容はよく分かりますか	寒川町	21.4	40.5	28.2	9.7		61.9	-9.5
		全国(公立)	26.1	45.3	21.2	6.9		71.4	
(66)	理科の授業で学習した考え方を普段の生活の中で活用できていますか	寒川町	6.8	32.1	36.6	23.5		38.9	-11.8
		全国(公立)	13.6	37.1	34.0	14.7		50.7	

1 とてもそう思う 2 そう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

◇ICT 機器を生かしたこれからの学習活動とは

ICT 機器をどう使っていくか、再確認することが必要です

寒川町では児童・生徒の ICT 機器の活用が進んでおり、全国平均と比べても使用頻度は高く、【児童質問紙（28）】「5年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器を、どの程度使用しましたか」によると、小学校では 60%以上の児童がほぼ毎日使っています。また、【生徒質問紙（28）】「1、2年生のときに受けた授業で、PC・タブレットなどの ICT 機器を、どの程度使用しましたか」によると、中学校では 90%以上の生徒がほぼ毎日使っています。

児童数の割合（％）

質問番号	質問事項		選択肢							
			1	2	3	4	5	6		ほぼ毎日 (1+2)
(28)	5年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか	寒川町	33.3	28.3	24.2	7.8	2.8	3.5		61.6
		全国(公立)	24.5	22.2	25.0	18.0	7.2	3.1		46.7

1 ほぼ毎日(1日に複数の授業で活用) 2 ほぼ毎日(1日に1回くらいの授業) 3 週3回以上 4 週1回以上
5 月1回以上 6 月1回未満

生徒数の割合（％）

質問番号	質問事項		選択肢							
			1	2	3	4	5	6		ほぼ毎日 (1+2)
(28)	1、2年生のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか	寒川町	79.9	13.6	3.7	1.0	0.5	1.3		93.5
		全国(公立)	29.5	23.7	23.3	15.7	5.3	2.0		53.2

1 ほぼ毎日(1日に複数の授業で活用) 2 ほぼ毎日(1日に1回くらいの授業) 3 週3回以上 4 週1回以上
5 月1回以上 6 月1回未満

ICT 機器を使うことで、情報を整理したり、自分以外の多くの考えに触れたりする機会を得やすくなっており、学習を深めていく道具としても活用できます。しかし、【児童・生徒質問紙調査（29-3）「あなたは自分が PC・タブレットなどの ICT 機器を使って情報を整理することができますか」といいますか】【児童・生徒質問紙調査（29-4）「あなたは自分が PC・タブレットなどの ICT 機器を使って学校のプレゼンテーションを作成することができますか」といいますか】の結果からは、使用頻度と比べて必ずしも思考力・判断力・表現力の育成には結びついてはいないことが読み取れます。さらに、質問紙調査に対して「とてもそう思う」と答えた割合は、全国と比べても低い傾向が見られます。ICT 機器を使うことには慣れていても、それを使って学習効果を高めたり、自信をもって表現したりすることはまだ不十分なようです。ICT 機器をどのように使うことで学びが深まるのか、今回の学

習場面ではそもそも ICT 機器を使う必要があるのか等、改めて ICT 機器の活用方法を考え、教職員同士でも相談しながら学習活動を進めていくことは現在の大きな課題といえます。

ICT 機器の利点の一つとして、物理的な距離や空間にとらわれずに情報共有や双方向コミュニケーションができるということがあります。これらは協働的な学びのための大きな武器になる一方で、深い学びにつなげるためには、自分事へと落とし込むといった個人での思考が欠かせません。その意味で、個で考え、他者と共有し、改めて個に戻すという学習構造を授業展開の中でどう設定していくのが重要です。振り返りもその一部分になるでしょう。どの場面で ICT 機器が必要になるのか、どんな機能を使うのか、もう一度見つめ直すことが大切です。ICT 機器が当たり前のように使われるようになっていくからこそ、使い方の再確認をすることで、学習活動をさらに充実させることが期待できます。

【小学校】

児童数の割合（％）

質問 番号	質問事項		選択肢					そう思う (1+2)
			1	2	3	4		
(29-3)	あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って情報を整理する（図、表、グラフ、思考ツールなどを使ってまとめる）ことができると思いますか	寒川町	19.7	48.0	29.0	3.3		67.7
		全国(公立)	26.9	42.4	25.7	4.9		69.3
(29-4)	あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って学校のプレゼンテーション（発表のスライド）を作成することができると思いますか	寒川町	25.5	42.9	26.8	4.8		68.4
		全国(公立)	38.6	38.1	18.2	5.0		76.7

1 とてもそう思う 2 そう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

【中学校】

生徒数の割合（％）

質問 番号	質問事項		選択肢					そう思う (1+2)
			1	2	3	4		
(29-3)	あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って情報を整理する（図、表、グラフ、思考ツールなどを使ってまとめる）ことができると思いますか	寒川町	19.8	52.2	21.7	5.5		72.0
		全国(公立)	21.1	42.2	29.8	5.7		63.3
(29-4)	あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って学校のプレゼンテーション（発表のスライド）を作成することができると思いますか	寒川町	25.6	47.0	19.6	6.8		72.6
		全国(公立)	31.8	44.8	17.7	4.7		76.6

1 とてもそう思う 2 そう思う 3 あまりそう思わない 4 そう思わない

3 今後に向けて ～今までも大切にしていたこと、これからも大切にすること～

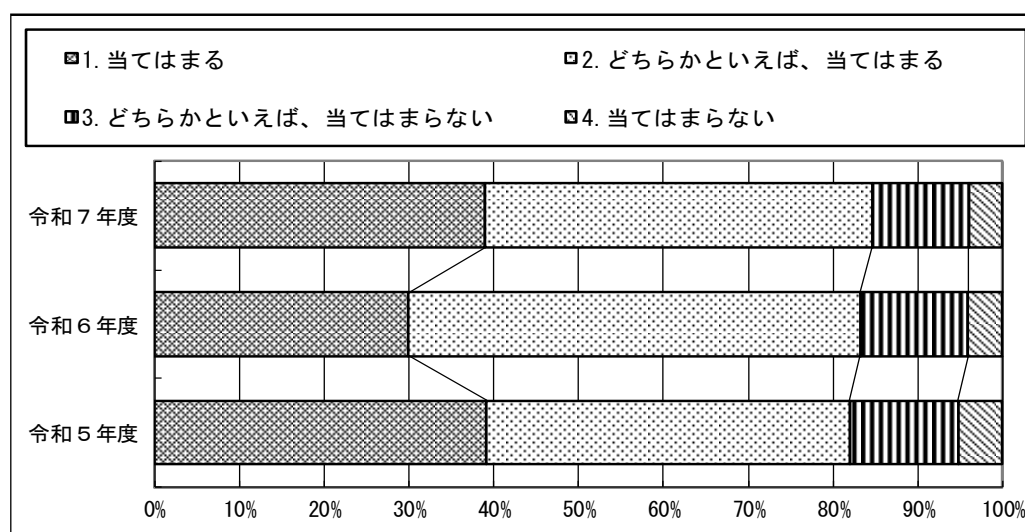
◇家庭で育まれていること、これからも育んでほしいこと

家庭での会話で育んでいきたいこと

【児童・生徒質問紙（５）「自分には、よいところがあると思いますか」】では、年々増加している傾向が見られ、小学校・中学校ともに約 85%の生徒が「当てはまる」と答えており、自分に自信をもって、物事に前向きな気持ちで取り組むことのできる土台作りが進められていることが感じられます。近年の社会は、グローバル化、情報化、少子化、高齢化等を背景に、社会構造の大きな変動期を迎えており、予測困難な将来を前提に生きていくことを求められています。そういった中では、一人ひとりの子どもたちが自分の可能性を信じ、たくましく生き抜いていく基礎を培うことが重要です。家庭での会話を通して、子どもが自信をもち、日々の生活に前向きに取り組むことができるよう、他の子どもと比較するのではなく、その子が持っている個性やよさ、頑張りなどを認め、子どもの自尊心、自己肯定感を高められるような関わり方の継続が大切です。さらに、学校や友人関係とは違う視点で話す機会を確保することによって、大切な保護者の方々へ「考えて、発信する」という場が生じます。児童・生徒にとっての思考力を伸ばしていくためにも、家庭での話す機会を大切にしてほしいと思います。

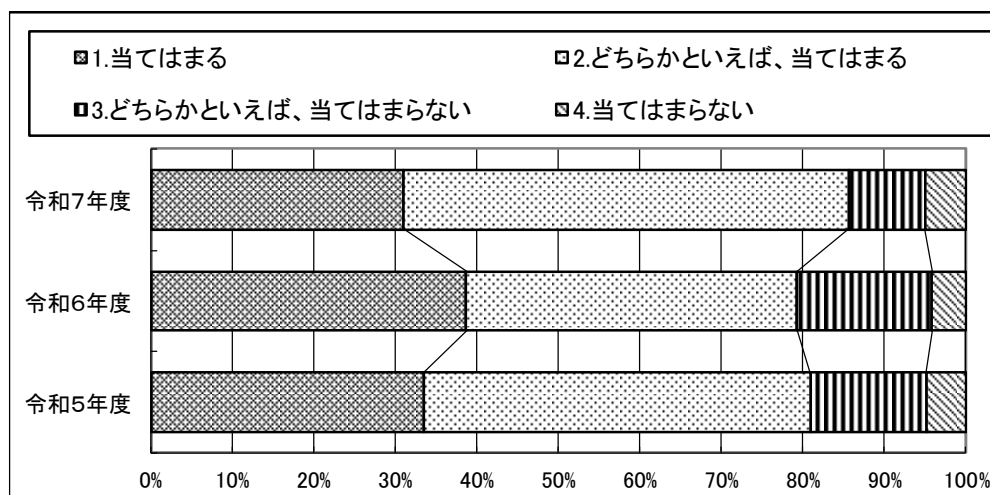
【小学校】

質問番号	質問事項					
(5)	自分には、よいところがあると思いますか					
選択肢	1	2	3	4	5	当てはまる 1 + 2
令和 7 年度	38.9	45.7	11.4	4.0		84.6
令和 6 年度	29.9	53.3	12.7	4.1		83.2
令和 5 年度	39.1	42.8	12.8	5.2		81.9



【中学校】

質問番号	質問事項					
(5)	自分には、よいところがあると思いますか					
選択肢	1	2	3	4	5	当てはまる 1+2
令和7年度	31.1	54.6	9.4	5.0		85.7
令和6年度	38.7	40.6	16.6	4.1		79.3
令和5年度	33.2	47.2	14.1	4.8		80.4



◇学校で育まれていること、これからも育んでいくこと

先生と児童・生徒との温かい関わりの中で、育まれていること

今年度の質問紙調査結果や日頃の小・中学校の様子から、児童・生徒と先生の信頼関係の高さが見られます。これは寒川町の強みとして、今後も大切にしていきたいところです。

【児童生徒質問紙(10)】「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」からは、先生から認められていると感じている児童・生徒が着実に増加していることがわかります。また、【児童生徒質問用紙(14)】「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」でも同様の傾向が見られており、中学校は全国平均よりも高い割合となっています。

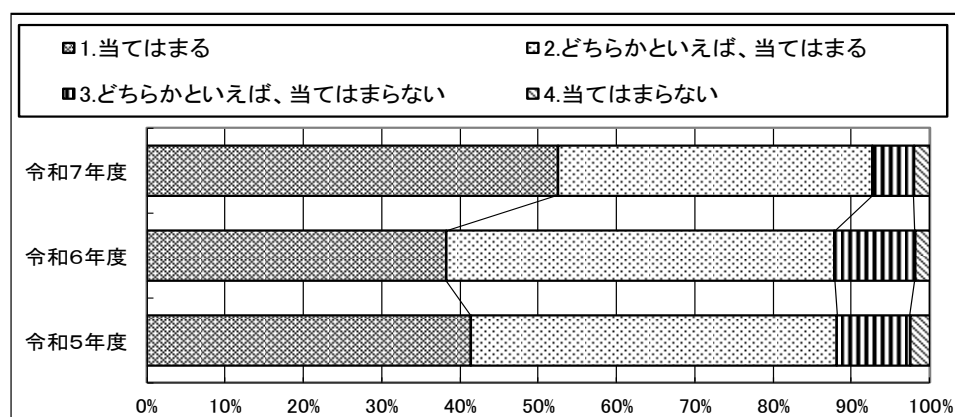
このような信頼関係が育まれることで、学校で安心して学ぶことができるという基盤が生まれ、難しいことでも挑戦しようという気持ちが育まれているといえます。そこには日頃から児童・生徒に声をかけて励ましたり、わかりやすい説明となるように工夫したりする教師の日々の積み重ねがあります。教師が児童・生徒一人ひとりに対して、丁寧に関わることで、学習に対する意欲がわき、児童・生徒もあきらめずに取り組もうとする粘り強さが育まれていくと考えられます。教師の姿がまさに子どもの姿として表れてい

ます。

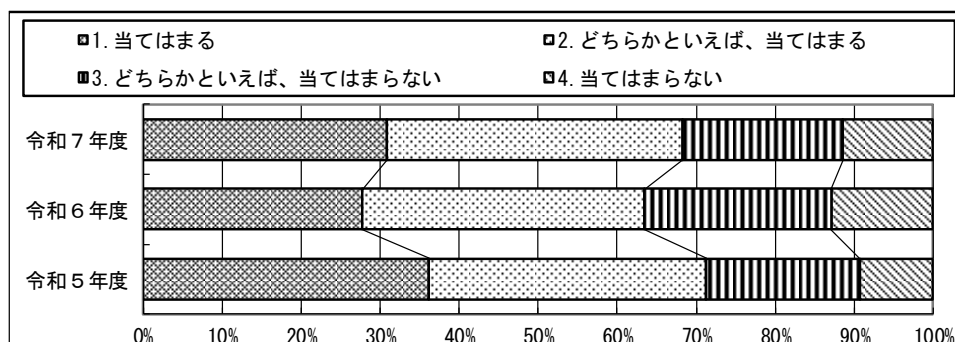
3つの育成すべき資質・能力における「学びに向かう力」が大切にしている側面に、粘り強さがあります。この「学びに向かう力」は、家庭と学校のしっかりとした生活の基盤があつてこそ、育まれていくものです。家庭における規則正しい生活習慣の確立と、教師が児童・生徒一人ひとりに対して、温かく丁寧に接することによって、物事に対してあきらめない前向きな姿勢を育成していくことができると考えられます。

【小学校】

質問番号	質問事項					
(6)	先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか					
選択肢	1	2	3	4	5	当てはまる 1+2
令和7年度	52.5	40.2	5.3	2.0		92.7
令和6年度	38.2	49.6	10.2	1.9		87.8
令和5年度	41.3	46.7	9.3	2.5		88.0

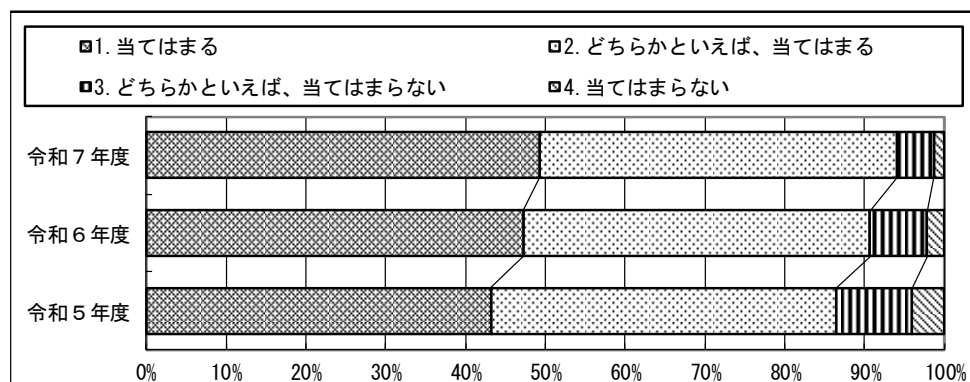


質問番号	質問事項					
(10)	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか					
選択肢	1	2	3	4	5	当てはまる 1+2
令和7年度	30.8	37.4	20.2	11.4		68.2
令和6年度	27.7	35.8	23.6	12.9		63.5
令和5年度	36.1	35.1	19.4	9.3		71.2

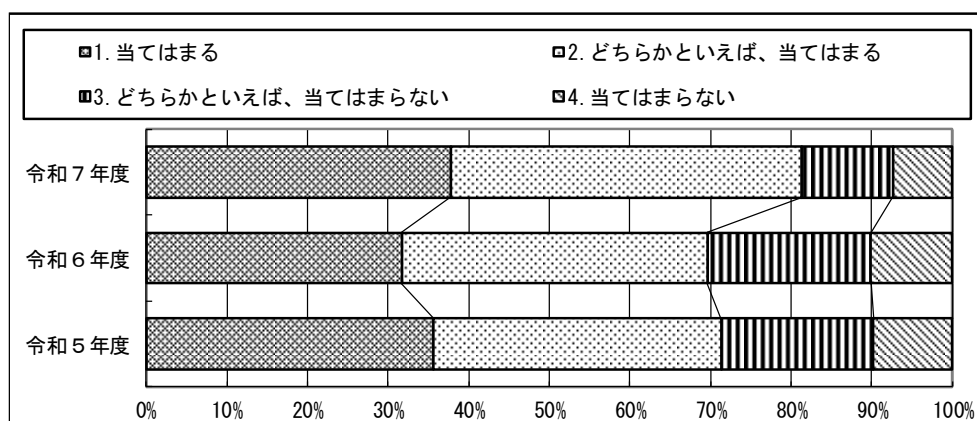


【中学校】

質問番号	質問事項					
(6)	先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか					
選択肢	1	2	3	4	5	当てはまる 1 + 2
令和7年度	49.1	44.6	4.7	1.3		93.7
令和6年度	47.1	43.3	7.1	2.2		90.4
令和5年度	43.0	43.0	9.5	4.0		86.0



質問番号	質問事項					
(10)	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか					
選択肢	1	2	3	4	5	当てはまる 1 + 2
令和7年度	37.1	42.8	11.0	7.3		79.9
令和6年度	31.6	37.9	20.2	10.1		69.5
令和5年度	35.5	35.5	18.8	9.8		71.0



◇主体的・対話的で深い学びの授業改善を通して育まれたこと、これからも育んでいきたいこと

スケールメリットを生かした、全町一体となって行う授業改善を

「主体的・対話的で深い学び」の授業改善においては、各校での継続的で熱心な取組が行われています。寒川町の各小・中学校では、校内研究において児童生徒の資質・能力の育成に向けて、ICT機器を活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて研究に取り組んでいます。また、さむかわ学びっ子推進委員会において、各校の校内研究の様子や状況について、情報交換を通して、互いの学校に持ち帰って参考としながら、さらに研究を深めています。

小学校を中心に、「主体的・対話的で深い学び」の実現が教科調査の分析結果から見られている一方で、課題も散見されます。小・中学校合わせて8校という、情報交換・情報共有をしやすいスケールメリットを生かし、全町一体となって「主体的・対話的で深い学び」の授業研究を深めていくことが大切です。

しかしながら、我々が求めていることは「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善が目的ではなく、寒川の子どもたちに育まれるべき、3つの資質・能力を育成することが目指すべきゴールとなります。「どんな子どもに育てていきたいか」を常日頃より教職員全体で意識し、よりよい授業づくりに向けて取り組む必要があります。

◇教室を離れても学び続ける子どもの姿を・・・

非認知能力の育成も重視していきます

今日、先を見通すことが難しい時代を生き抜くために、子どもたちには、「自分で課題を見つけ、対話をしたり新しい情報を取り入れたりする中で調整していく力」が必要となります。また、これから先、学習したことをどのように活用できるかが大事となってきます。学校では、単に知識を獲得するのではなく、学んだことを活用したり考えを伝え合ったり、さらにそこから自分の考えをまとめ、調整する学習を充実させ、「生きて働く知識」となるように努め、さらには「学びを教室という狭い空間」で完成させるのではなく、「教室を離れても学び続ける姿」を、意識しながら授業を創っていくことが必要であると考えます。家庭や地域でも、子どもたちのがんばりを認め、温かい言葉かけを行い、安心して様々な物事にチャレンジできる環境づくりにご協力をお願いします。

計算力や語学力といった学力テストなどで測れる能力のことを「認知能力」と呼ぶ一方、コミュニケーション力や意欲、忍耐力など、数値での測定が難しい能力のことを「非認知能力」と呼びます。こういった力については、これまでの学校教育でも当たり前のものとして育んできた面がありますが、寒川町ではより意識的に育てていこうとしています。「非認知能力」の一つ、目標の達成（やり抜く力）との関係性については、学習評価の観点になっている「主体的に取り組む態度」の2つの側面のうちの一つ、粘り強く取り組もうとする側面であり、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度として現れます。

また、「非認知能力」の一つ、他者との協働（他者とコミュニケーションできる力）との関係性についても、「協働的な学び」として学習の基本的な形として各学校で取り組まれているところです。こうした非認知能力を伸ばすためには、児童・生徒の内発的意欲を尊重することが重要になります。児童・生徒の一人ひとりが学習活動に興味をもち、主体的に取り組めるような課題設定、そしてそれに適した活動内容やしかけ、が求められます。さらに、結果だけではなく努力の過程を認め、評価することで、児童・生徒は自己効力感や自信が高まります。前述した【児童・生徒質問紙(10)】「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」で多くの児童・生徒が感じているように、先生は一人ひとりの児童・生徒に自信を持たせる言葉かけを行ってきており、今後も続けていくことが大切です。子どもが挑戦したときに、結果だけでなく過程を振り返らせたり認めたりして、次につなげる意識が育まれることが期待されます。

以上のように、児童・生徒の努力、保護者の支え、地域の協力、学校における教育実践の改善によって、寒川の子どもたちの資質・能力は着実に積み上げられてきていると考えられています。学校、地域、家庭が、子どもたちの未来のために、これからも同じ方向を向いて、一緒に手を取り合って取り組むことが必要です。

今後も、それぞれの立場で適切な役割を果たしつつ、パートナーとして、未来の宝である「寒川の子どもたちのため」に連携、協力していきたいと思えます。